

北信郷土越奥戦争見聞録  
叢書卷九朝陽館漫筆

215  
239

215-239



\*1200800055765\*

# Kodak Gray Scale

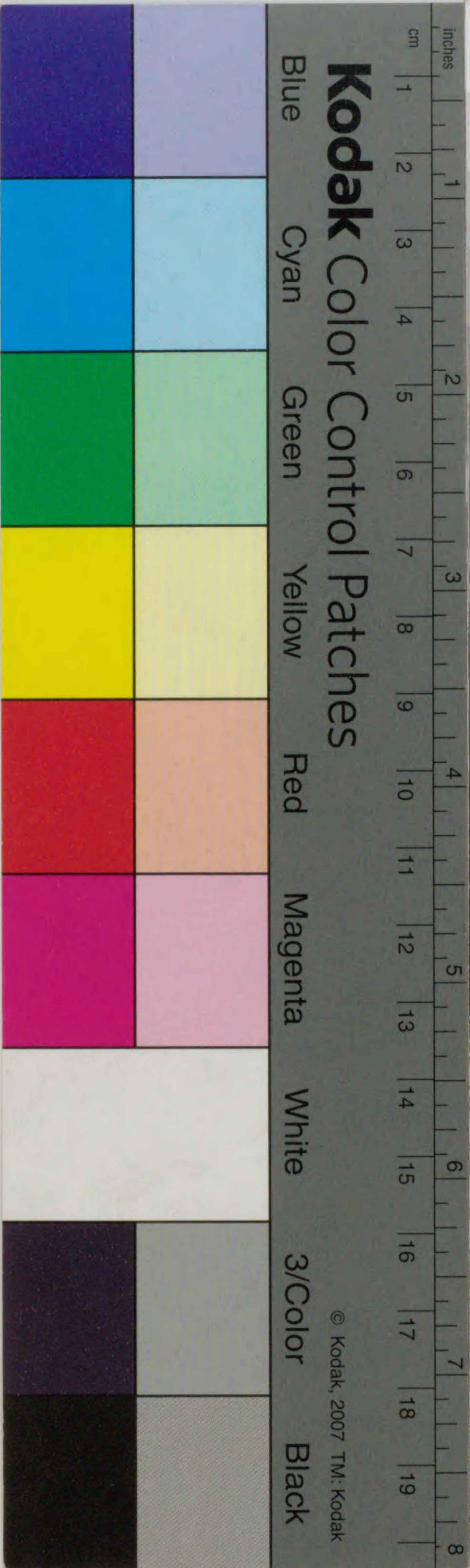
A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



© Kodak, 2007 TM: Kodak

# Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black



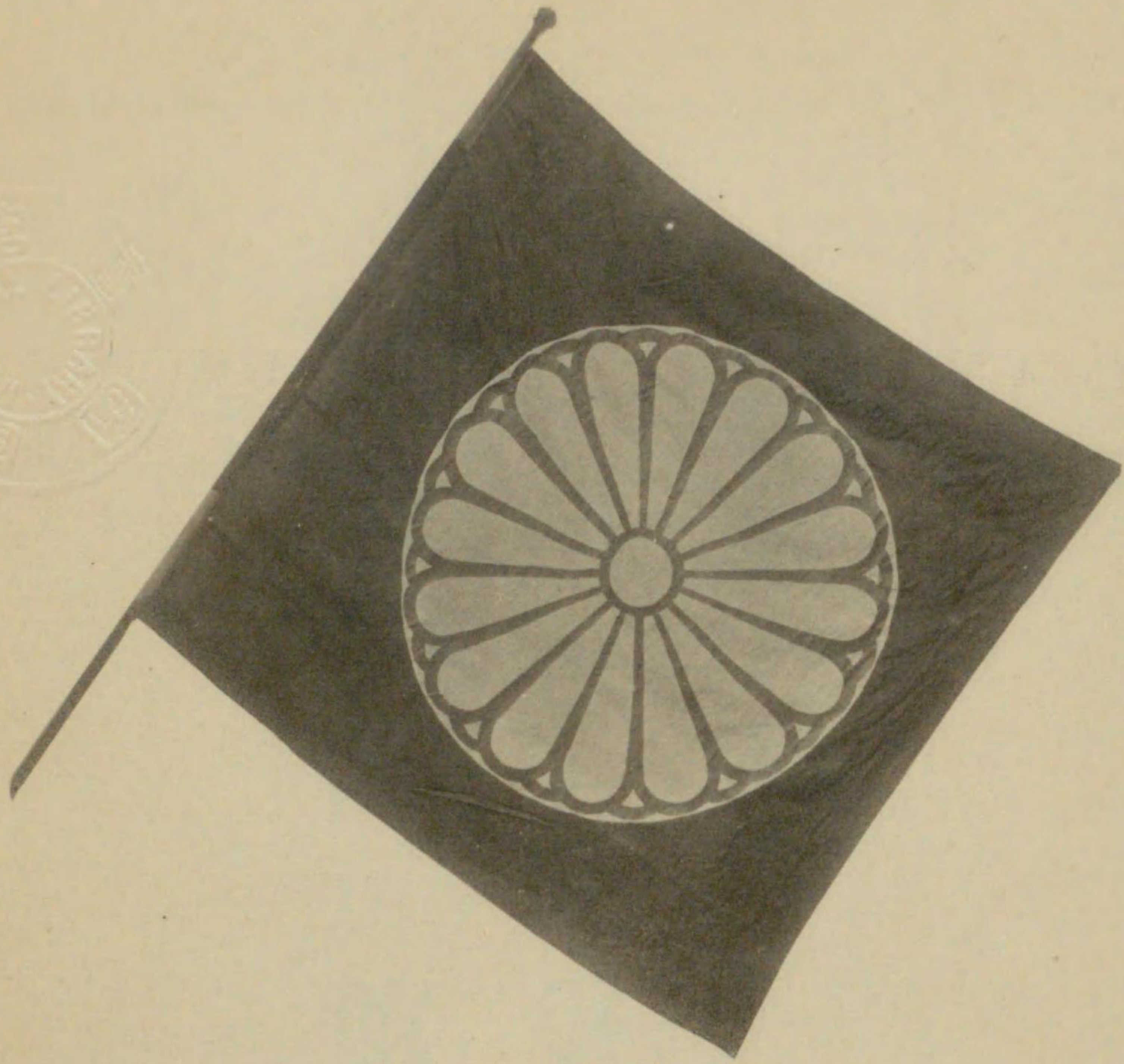
© Kodak, 2007 TM: Kodak



215  
239

北信郷土業書卷九

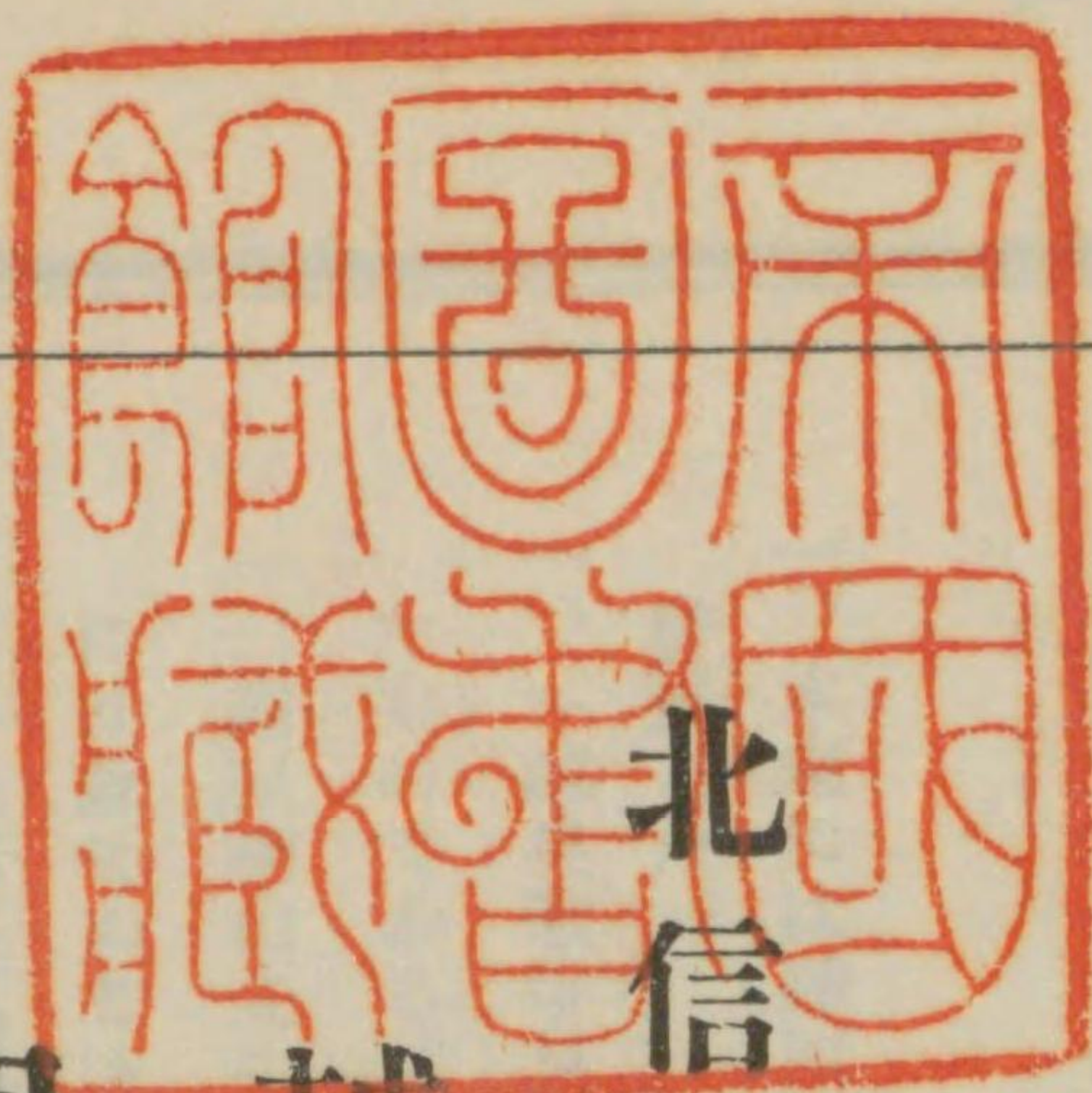




大總督宮より松代藩へ授與されたる  
菊花御紋章入大隊旗

信濃守殿從來勤王御誠意之處今度賊徒本  
國え浸入に付而は別て盡力御精勵於大總  
督御満足被思召候猶近領應援之諸藩指揮  
被致賊徒追捕成功被有之候様依之大隊旗  
一領被下之。





北信鄉土叢書

越奧戰爭見聞錄  
朝陽館漫筆



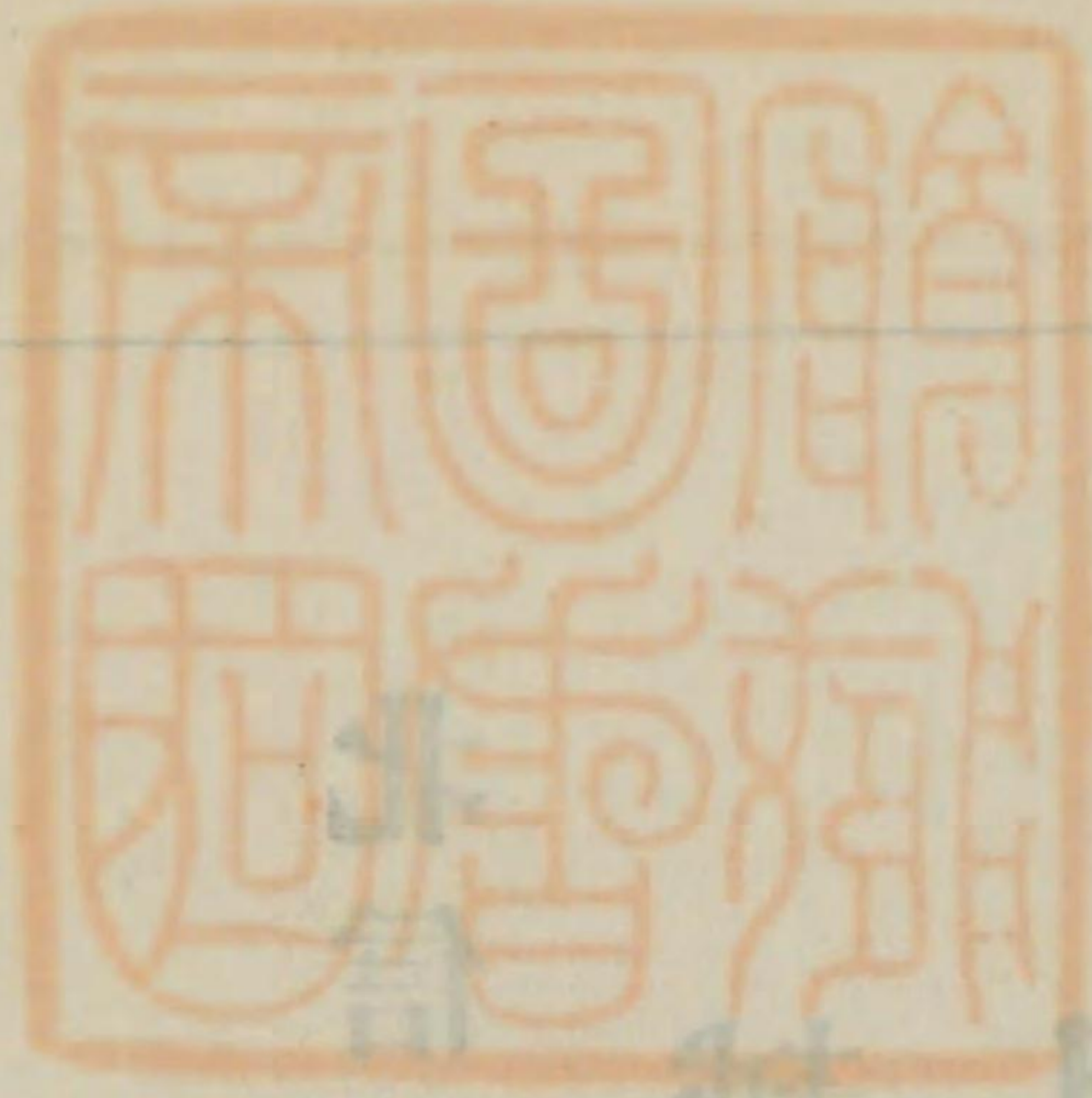


215-239

### 北信郷土叢書第九卷

#### 凡 例

- 一、本卷には鎌原桐山先生著「朝陽館漫筆」巻の卅三、卅四の兩巻を収め、且つ片岡志道著「越奥戦争見聞録」を併録した。
- 一、「越奥戦争見聞録」は慶應四年戊辰三月（九月明治と改元）より、明治二年九月迄に至る越奥戦争の見聞を記したものである。尙本巻より第十二巻迄引續き収録して完結の豫定である。
- 一、鎌原桐山先生の略傳は本叢書第一巻に、片岡志道翁の略傳は第六巻に記述して置いたから、重複を厭ふて此所には載せぬことにした。
- 一、越奥戦争見聞録中「御家」とあるのは松代藩主眞田家のことであり「此方」「當方」などあるのは松代藩を指したものであるから其積りで讀んで頂き度いと思ふ。
- 一、書目解説でも述べて置いた通り、陣中で認めたものが多く、従つて文章は推敲して居る暇がない爲か、誤字や脱字が多く然も助辭の如きも省略されて居るので、聊か讀み悪い嫌がある。誤字脱字の明瞭なものは訂正した。
- 一、口繪に示した菊花御紋章付の大隊旗は大總督宮より松代藩へ授與されたもので、現に眞田伯爵家に秘藏されてゐる。



越奥戦争見聞録  
北信郷土叢書





書目解説

越奥戦争見聞録

長野縣埴科郡松代町

羽田桂之進氏所藏

本書は信州松代藩士片岡志道翁の著書「見聞録」四十有餘卷の中、三卷に分けて収録されてある。明治維新の變革に際し、信州の各藩は佐幕か勤王か躊躇して容易に決し兼ねて居つた。此時に方り獨り松代藩は率先して一路勤王に邁往し、信濃十藩の觸頭として指導的地位に立ち、先づ上京して禁裡守護の任に當り、次いで甲府城を守衛し更に飯山に於て舊幕臣古屋作左衛門の一隊を撃破して、越後各地に轉戦、遂に會津城攻撃軍に参加して偉功を建てた。本書は嘗て藩の祐筆であつた著者が、戦況報告等の爲め、陣中から發した松代藩士卒の書翰を丹念に蒐集すると共に、其他當時の見聞を得るに従つて記録したものである。従つて首尾一貫秩序立つた戦記でないのみならず其書翰は陣中隙を盗んで忙がしく筆を運んだものであるから、概して文章は整つて居らず、字句にも誤りが多く讀み悪い憾がある。然しながら其多くは私信であるから、世にありふれた戦史などには到底見られない、機微に亘る事柄なども記してある。さればこれによつて天下の形勢は勿論、其他信濃各藩の動靜去就なども知ることが出來頗る貴重な維新史料である。

北信郷土叢書第九卷

越奥戦争見聞録目次

- 一、甲城え御人數出甲府江戸早追往返
- 一、甲城御應接被蒙仰、因土軍勢の評
- 一、大垣侯御料理人の説、偽官軍梟首捨札
- 一、御總督追分御止宿之咄
- 一、在江戸宣重より書翰
- 一、甲府出陣寺内松木氏書翰
- 一、落合宿社家御尋者十侯え御達
- 一、善光寺上人御軍勢御借り
- 一、當時の形勢紀聞、岩野裏にて追刺
- 一、北陸道御總督矢代宿御通行
- 一、在甲府松木氏書翰
- 一、薩州屋舖戦争下座見申立
- 一、京都種々の咄八道御觸頭
- 一、御家御家中總御人數取調
- 一、穀類直段熊谷戦争等
- 一、當世よぼくれぶし
- 一、在甲府松木氏書翰

一 二 三 四 七 八 九 一〇 一一 一二 一三 一四 一五 一六 一七

- 一、官軍薩長と忍勢誤て戦争
- 一、尾州磅礴隊中之條え來る
- 一、江戸よりの書翰
- 一、在甲府松木氏より來書
- 一、太政官日誌、異人參内
- 一、佐久郡村々騷動上田迄押來る
- 一、眞田家より因土藩大銃拜借
- 一、戎装の儀被仰出
- 一、會津より勅使え大砲差出
- 一、長岡侯藩中え觸示
- 一、薩藩建言
- 一、會津家老より朝廷へ歎願
- 一、官方御昇進
- 一、濱田侯徳川侯實弟に付御沙汰
- 一、イギリス人參内途中刃傷
- 一、朝敵に申渡
- 一、行幸供奉等
- 一、松代藩重役勤王御請書
- 一、太政官代下乗下馬之場
- 一、夢ものがたり
- 一、北澤上京途中官軍と應接
- 一、當節江戸等の形勢

二四 二六 二七 二七 二八 二八 二九 三〇 三〇 三一 三一 三二 三二 三三 三三 三四 三四 三五 三五 三六 三六 三七 三七 三八 三八 三九 三九 四〇 四〇



- 一、宮下力江戸より書翰 四六
- 一、浮世の形勢 四七
- 一、安宅の關勸進帳トコトナヤレ節 四八
- 一、東福寺に戦死の墓 四九
- 一、徳川慶喜へ勅諭 五〇
- 一、新聞諸所の形勢 五一
- 一、勅使西城え入城 五二
- 一、神社佛語被止 五三
- 一、辻切止被仰出 五四
- 一、徳川家の謝罪嘆願之諸侯重臣名前 五五
- 一、朝廷へ御領増の談 五六
- 一、江戸へ三街道の先鋒繰込 五九
- 一、京都より外國の義御觸 六〇
- 一、御家下京御取締被命 六〇
- 一、御家中御知行御宛行御借増被仰出 六一
- 一、松代藩援兵合圖 六一
- 一、賊徒越後より先觸 六二
- 一、御家御人數繰出 六三
- 一、越州屯集脱走押來説 六四
- 一、御家御人數行列 六五
- 一、上州野州戦争、甲府應援御免引取 六六
- 一、飯山戦争前記 六七

四六 四七 四八 四九 五〇 五一 五二 五三 五四 五五 五六 五九 六〇 六〇 六一 六一 六二 六三 六四 六五 六六 六七 六七

- 一、飯山戦争後記 七三
- 一、江戸督府の事高田藩の事 七五
- 一、上州野州數度の戦ひ探索 七六
- 一、松代藩飯山戦の始末御届 七七
- 一、御家大隊御旗御拜領 七八
- 一、總督府より探索人被遣 七九
- 一、越後新井宿より賊徒の事書翰 八〇
- 一、杭瀬下村勝徳寺見聞書 八一
- 一、大鑑軍岩村精一郎來る事 八二
- 一、賊徒の間者高田間者差押吟味 八三
- 一、東福寺村水主の咄 八四
- 一、宮下氏江戸の話 八五
- 一、監軍岩村精一郎松代え着出立 八六
- 一、御軍勢飯山にて夜討分捕の品 八六
- 一、川浦陣屋え夜討分捕の品 八七
- 一、松村氏新井宿より宅へ手翰 八七
- 一、江戸種々の風説手翰 八八
- 一、飯山戦争見聞候者の咄 八八
- 一、尾州侯人數來る 八九
- 一、殿様へ總督府より御感狀 八九
- 一、江戸並横濱等の説 九〇
- 一、水戸の脱走御尋 九〇

七三 七五 七六 七七 七八 七九 八〇 八一 八二 八三 八四 八五 八六 八六 八七 八七 八八 八九 八九 九〇 九〇

- 一、疑惑有之飯山使者書面差出 九〇
- 一、戦ひ御勝利に付御軍勢へ御意 九一
- 一、飯山侯初度御届並歎願書 九二
- 一、太政官より會の賊徒追討被命 九三
- 一、賊徒領内通行に關し書面 九四
- 一、飯山其外口々諸侯分配 九五
- 一、御軍勢の内分捕拾取申立 九六
- 一、於太政官箱館裁判所總督會津征討被命 九七
- 一、北國筋賊徒より諸藩え回狀並先觸 九八
- 一、高田新井邊の説 九九
- 一、高田侯二度目三度目書面 一〇〇
- 一、董子女朝廷へ建白 一〇一
- 一、高野氏大瀧口より書狀 一〇二
- 一、飯山戦争御届直し 一〇三
- 一、紀伊殿御家中え達書 一〇四
- 一、瀧川三九郎殿變死、市川戦争 一〇五
- 一、督府方御陣所替御掛被命 一〇六
- 一、飯山家來此方御取成にて死罪差免蟄居 一〇七
- 一、尾州藩方會津討伐被命候趣文通 一〇八
- 一、甲府城え賊徒入込注進並泰藏書翰 一〇九
- 一、甲州勤番軍令狀 一一〇

九〇 九一 九二 九三 九四 九五 九六 九七 九八 九九 一〇〇 一〇一 一〇二 一〇三 一〇四 一〇五 一〇六 一〇七 一〇八 一〇九 一一〇

朝陽館漫筆目次

卷之三十三

- 一、吉野記 七五五
- 一、千丈書牘 七九九
- 一、東都雜信 八〇四
- 一、善光寺堂庭の大角力 八〇五
- 一、獨吟一調 八〇八
- 一、祇園祭禮乘馬 八〇九
- 一、朝鮮使節を刺殺す 七九八
- 一、寛文の奉加帳 八〇〇
- 一、大石良雄自畫像記 八〇四
- 一、丹波鳥の角力御覽 八〇六
- 一、谷中強盜 八〇八
- 一、西澤茂台 八一〇

卷之三十四

- 一、城下諏訪宮再建 八二五
- 一、女手形 八二八
- 一、八歳の幼女の産 八三〇
- 一、長國寺入佛役人 八三三
- 一、越後春日山日記 八二七
- 一、長國寺石橋銘 八二九
- 一、石倉重藏口上書 八三二







越奥戦争見聞録

越奥戦争見聞録

○甲城之御人数出甲府江戸早追往返

片岡志道源左衛門 宜尹 行七十三歳寫之

慶應四年戊辰三月より(九月明治と改元)の見聞録。

追分宿に御總督三月五日御止宿其日岩村田御晝休え罷出候矢野會謙兵衛(松代藩士)より宅えの手翰。

任幸便鳥渡申達候二日夜通し金井村にて夜明け鼠宿山崎文太方にて朝飯小諸晝岩村田驛三日夕刻着兩人共無事官軍四日同宿着之處一日延昨五日四半時岩倉様同八千丸様同宿本陣え御着御晝辨當濟にて八時頃には御前御後軍共無滞運行相濟先々都合もよろしく大慶致候右に付一兩日中には御勘定相仕廻罷歸度存候歸之節猶途中申越度先取込早々申越候以上。三月六日曉七ツ時認。

貫次郎殿

謙兵衛

三月十日甲府の方え御人数出。

御番頭兩人 青木謹一郎 矢野求馬 御物頭助 大日方四郎兵衛 柘植彦四郎 大銃方

小幡全二郎、佐藤庄御番士三十人小銃八十挺大銃二門不左衛門、大島直之進

殘陣裝束御纏惣赤四半 御紋白 二本御侍以上不殘鎗爲持小銃も

有之晝四半時過繰出す上田宿泊十一日和田泊十二日下諏訪泊。

二月廿九日出大銃二門小銃八十挺御物頭 牧野大右工 寺内多宮 御旗奉行。

同晦日前日の通御物頭 松本源八 寺内多宮 御侍大將 大熊 其外大銃二門銃八十挺。

三月 御番頭 恩田織部 原隼之進 大銃小銃其外本文十日出の通

廿九日出晦日出和田宿にて一同に相成三月出諏訪に

て一同に相成然る所此所にて甲城勤番被 命錦御袖

印御渡に相成因州土州軍勢甲府え趣此方御軍勢三手

共甲府え趣依之關東えの御軍勢押は無之。

一、御目付前田角次郎甲府より早追にて三月九日夕着

甲城は速に相渡候趣にて因土兩藩より案内有之に付同

月 大熊衛士殿初御軍勢入城警衛の處郷士歩兵等にも



候哉甲城北の方凡二十丁余も隔り候古城と申處え屯集峰越とか申に付前田氏右兩軍勢引取を見懸候處首を提居候人有之此首を提居處を見しと云ふは偽官軍の類誅戮せし首を持居儀にても候歟戰爭も無之と申事左すれば戰爭有之由の咄も實也甲府穩にも無之に付跡御人數催促と申事に付十日出の御人數俄に御繰出し。

一、牧野良平江戸より早にて三月九日着尙又直ちに甲府へ早にて行此牧野氏咄の由江戸にて徳川公は上野御謹慎に候得共寄兵等の類にも有之哉夜は何方に止宿哉晝に相成候得ば七八千の勢集り佛人より訓練指南を請不穩体の様子なりと。

一、加州一家神原等徳川を何の廉にて 朝敵の汚名附御追討 勅命候哉何度と申義にて大勢上京と申事此説加州侯は至つて短慮愚成事多きに付老侯上京 御所え何くれとなく御取成の爲と云説有之仙臺等も同意と申説有之未詳。

### ○甲城御應接被蒙仰、因土軍勢の評

三月十一日晚甲府より御徒目付館孝右衛門早追にて着。

甲府城之儀水野出羽守御城代被仰付此方様被差出候守兵の儀は應接被 仰付候。但東山道御總督岩倉様甲府の方御携り無之東海道御總督の方にて御持の場所の處岩倉様の方にて 此方様え甲城守兵差出の義被仰渡候處東海道の方にて駿州沼津候え御城代被命候に付此方は應接と罷成候由御人數進退此上如何歟。

一、地方御人數え因土の勢より甲城請取候間人數繰入候様申來候に付三月六日惣御人數繰込居候處前書の通命令有之。

一、因土人數勝沼と申切所是迄甲城邊の屯集歩兵浪士類と戰爭有之由本文の戦ひ三月七日兩日の内初日は切所故因土の方余程の難戦翌日は因土勝利歩兵共の方討死手負等余程有之由本文の戦ひ兩日と承り候處左に無之一日にて歩兵浮浪等粉の如くに負何方へか散亂候由一、三月十二日に聞今日頃は東海道御軍勢小田原東山

道御軍勢高崎御滯陣の由にて未だ江戸え御押寄無之と。

一、右兩道の御軍勢髪月代杯一切不致俗に言ふほふじやら髪食事は腰辨當晝休になると湯茶の内を貰ひ餘人に不構腰辨當を給へ晝飯差出候得ば辨當こりえ茶香の物諸共入尤も汁杯間に合候得ば給へ候由又宿へ着候ても晝の通夕飯は又こりえ詰翌朝に致し朝飯は晝飯と一飯送り手元腰に兵糧不絶様致し候由一品にても餘計の品差出候ても不給候由追分泊には當所名物の由承り御本陣詰十六七人御次向の由蕎麥相好十人分程拵貰ひ代料立派に相拂酒は一切禁じ有之内證にては買貰ひ候哉他にては一向不相知夜具一向不相用銘々持參のケツトに包り寝候由。

一、往來の妨に不相成様道半分余明け片寄歩行すと云此ケツト晝歩行の時は廻し合羽の如くに着し候由。

一、因土軍錦御旗二本 白地錦桐御紋御筆青貝 螺貝而已其他鐘太鼓等一切無之且鍵一本も無之銘々鐵砲所持形體美を不飾昔の戦士も斯やと斗被思潔よく威勢りんりたり此方

御軍勢と下諏訪より甲府迄の合にて同宿の儀有之處實情慇懃にて飾の言葉決して無之因土の軍勢を以て此方の御軍勢を見る時は丹ぜん姿に等しく勇豪の勢不見候由休泊着飯出來候と直に釜場に銘々參り姓名を申出自身に辨當を詰腰に付候由。

### ○大垣侯御料理人の説、偽官軍梟首拾札

御總督其外官軍三月六日追分宿御止宿御發馬。

一、大垣侯之御料理人松井喜太郎と申す人 年齡五 十歳余 御總督の思召に叶ひ 尤も心き、 御借り御召連御先に御休泊え越召上り物御居間向等差圖致し候由此方よりも御料理人小宮山藏六神戸甚藏手先召連二汁五菜の仕込にて罷越候處右喜太郎の差圖にて一汁三菜に限り尤も重詰等御總督並御附の衆え差出候へ共一切不請差戻候由且又御惣督え從 御上御太刀馬代被進候得共御受納無之馬上砲二挺は御受納有之喜太郎内話に若内々聊の品たり共受納候事及露顯候へば首を切られ候と申候由。一、偽官軍の内櫻井常五郎外兩人被召捕追分本陣玄關



にて大監察と申人々四五人列席吟味したるは二人の由薩土の人と見え國なまりの言舌のよし二人共中々承服致し兼彼是申陳じ候得共既に相樂總藏此者は段々申立候に付御免にて官軍の手其罪に服し下諏訪にて誅戮梟首と申事也致されたれば其方共申分は不相立一切不取上追分原へ引出し死罪六兵衛造酒之助事才吉の太刀取は不手際常五郎の太刀取は十四五才位の年少の由皮附に切り候由右宿入口社會の前往來え板にて高く臺を拵へ三人共梟首に懸候本文偽官軍は七人也小諸侯え御預けに相成居三月六日御總督追分御出立後小諸侯より追分え引連鐵砲十五挺棒十三人かごに乘人二人囚人は宿かごに乘せる。

狩宿の者の由 元百姓常作事 櫻井常五郎

捨札

右之者相樂總藏に組し 御一新之御時勢に乗じ勅命と偽強盜無頼の黨を集め官軍先陣嚮導隊と唱へ總督府を奉欺勝手に致進退剩へ諸藩へ應接に及び或は良民を脅かし莫大の金を貪り種々惡業を相働其罪數ふるに違あらず此儘打捨置候ては彌以賊徒横行終に天

下之大道を失ひ大憂を醸し候勢制すべからず依之誅戮梟首の上過く諸民に知らしむるもの也。

佐久郡 百姓 六 兵衛

坂本宿午宿の子の由 造酒之助事 才 吉

文言大同小異右之者共相樂總藏櫻井常五郎え組しとあり剩の下に取押の節民家え放火

才吉六兵衛右兩人太刀取大垣御藩廿七八才位の人才吉は四太刀にて漸切落す六兵衛は一太刀にて切常五郎右同藩十七八才の人見事に切候由一人片びん剝落一日さらして三人敲追放。

一、追分大黒屋龍太郎右惡徒をかくまい候趣にて吟味を請候へ共服し兼候に付此方御役人え預吟味請御本陣え早々可申遣様申置出立三澤氏引受候由 龍太郎伴之由の節惡徒留候節私宅に不居不存親留候哉と答ふ然る所親の罪を子より申立候と云ふ事可有哉親の罪は子引請候が道成と申候由。

○御總督追分御止宿之咄

追分宿え罷出候人足の咄聞書。

西條村新太郎成者出役の御役人に被召連三月三日出立鼠宿泊り四日追分宿え着候處同宿越後屋と申旅籠屋裏座敷二階三間道橋方御出役 右え二同控居五日終日御用無

御借受有之 小頭二人道橋方付共廿八人都合廿

詰面番有之小遣人足三人罷出候様有之付右新太郎外二人 西條村人足の内八藏九助と申者 罷出候處食事持運其外小遣相勤

一、四日晝後より長土御先手の御人數追々罷越追分泊人數不知追越にて五日は杓掛宿泊りの由。

一、五日 勅使追分御泊御先手長州土州御人數 勅使

御二方様御跡大垣御人數因州御人數は小田井宿泊の由一、右小遣人足共面番所前高張御本陣御高張夜中蠟燭

立替致し候處御本陣の高張立替の節大風にて挑灯一つ釣緒切れ焼損じ候間御本陣御臺所え罷出御訴訟申上候處木村芳太郎と申仁の由 此方の御臺所目付罷出大風にて

義不苦と申にて代りの提灯御渡に付罷歸西番所にて右の咄仕候處早速聞濟に相成候付爲請罷出候様申吳候付銀一朱包持參候處右等心配には不及と申相返し候由翌朝右人足に罷出候様申來候に付罷出候處昨夜中大義

致候付酒代二十匹被下難有頂戴候様被申付頂戴仕候一、六日御出立前伊藤健左衛門と申方 勅使の御側役人相勤候様子

足壹人貸吳候様申來候に付右新太郎罷越候處荷物始末致し候様被申候に付草鞋脱ぎ上り候處此節柄火急の御用に差支も可有之候間草鞋取候には不及と有之付其儘座敷へ上り籠長持一棹兩懸一荷相拵表え出し候 上人侍様の人六人下部八健左衛門と申仁陣胸亂見事の品新人八十五人の惣荷物

太郎に可吳と被申候へ共辭退仕候處握飯四つ平の殘に候哉惟茸干瓢蓮根味よき生ぶり被吳候に付賞候所松代御家中に長谷川深美様と申此節京都留守居役被相勤此方にて知行何程にて様子柄如何と被尋候間城下より程遠き村方より罷出候人足にて存不申旨相答候處左様かと被申候。

一、六日御出立に付宿外れえ罷出致拜見凡左の通。  
先拂宿役人 長州御人數劔付鐵砲 三人立 廿七組 八十一人太鼓  
二人笛二人唐人笛二人劔付鐵砲 五人立 廿五組 五十人御馬印  
鎗一本御物頭一人具足櫃 壹人 長柄二人立 三十組 六十八人幟  
一本玉箱二十八 壹人藥長持十二棹 貳人兩掛合羽籠



先拂宿役人 土州御人數小頭三人 劍付鐵砲 三人立 九十組  
人太鼓二人 笛二人 唐人笛 二人 劍付鐵砲 二人立 五十六組  
人御物頭二人 鎗二本 具足櫃二 御馬印長柄 二人立 四十四組  
十四人 玉藥幟一本 兩掛合羽籠。  
八千丸様

先拂宿役人二人 御箱二ツ 御旗赤地錦 二人立 二人  
御手人二人 御旗菊御紋 二人立 二人  
無鐵砲 四人立 九十二人 貝一人 御徒 二人立 八十人  
旗白地錦 二人立 五十四組 百人 御馬印鎗一本 御侍 御馬印の樣子  
二人立 御馬印の樣子 二十六人 御馬所御侍四人 旗一本 篋りんど 御紋  
十三組 岩倉様

先拂宿役人二人 松代御先拂二人 御旗二本 赤地錦 御箱 御紋  
掃除人足四人 二人立 百人 貝一人 具足櫃 二人立 御徒  
二人立 百人 御旗二本 白地錦 御侍 二人立 百四十六  
六十組 御旗の由 御馬所御侍 御旗の由 十二人 御侍四十人 旗一本 篋りんど 鎗  
一本 大銃一門 半銅一門、牽馬十七疋 沓籠跡供兩掛合  
羽籠。

御跡大垣御人數  
先拂宿役人 御馬印太鼓二人 劍付鐵砲 二人立 二十二組 四十四

様御給金は追て京都より可被下旨 右の趣に御座候處  
空覺にて相違の儀も多々可有御座と奉存候。  
一、追分宿米直段下白米壹升七百二十四文上白米壹升  
九百五拾文より貳朱位までに御座候。

○在江戸宣重(片岡志)より書翰

三月朔日附宣重書翰同拾五日到來。  
云々兼て申上候通 兩大夫夫人御方御供被 仰付候處俄  
に持病の脚氣差發尤大發りには無御座候得共小銃持長  
途無覺束若御途中にて御差支の筋出來も難量無餘儀御  
訴訟申上相残り其段前以不申上御着日には嘸御待可被  
成下殊に御持品御用意も可有之子供別て張合を落し可  
申と心配且は奉恐入候且又御發輿後御廣式壹人にて詰  
切御上屋敷え引移兩御廣式驅廻り罷在候當六七月頃に  
無之候ては兩御屋敷御引拂には相成間敷と申咄荷物に  
て多差支定府長詰の衆其表に居屋敷有之衆は別段右義  
無之衆中は察入候譯と被存候兩御輿並御武具方御荷物  
許にて御長持の方凡四百餘には可相成御供方荷物板橋  
迄出居候分計凡四百駄も有之由に候得共壹駄も出不申

人御物頭三人 切棒駕籠三 劍付鐵砲 二人立 三十四人 御物  
頭一人 鎗一本 長柄 二人立 四十人 玉藥部供兩掛合羽籠  
一、因州御人數追分宿晝辨當にて御通行大垣御人數の  
半分程なり。

一、岩倉様すつぽふ鼠色御陣羽織小袴仙臺平 のよし 下に股引  
脚半御陣笠表白裏金二枚裏御わらじ 八千丸様御陣羽  
織小袴色替り外前御同様。

一、御供並諸家御人數すつぽふ小袴だん袋陣笠頭巾色  
々尤一組宛は揃居御侍以上の様子は腰巻ひだ有之何と  
申もの哉諸家御人數の内にも有之長州の御物頭陣笠の  
上に金の玉黒毛有之毛鎗の様に相見差圖役は白毛惣て  
御人數去秋頃月代剃候儘の様見え長髪を□らの細緒に  
て束ね髭は剃候も有之不剃も有之八千丸様御髪は組に  
いたし御後え下り御陣羽織御紋の邊迄下り居。

一、小諸侯より馬一疋進呈に相成御附貳人御履被成度  
會所え御相談有之西條村人足の内音吉 佐藤爲之進様  
壹人 田中村の者一日壹歩宛村方最合可相渡と申にて罷  
出候に付先小遣として金三兩宛相渡遣切候は、申出候

由加州濱姫様御國入不日に御出立御荷物多分にて中仙  
道殊に差支扱又御總督御軍勢今頃は木曾路を御離れ下  
諏訪邊え御押出し左候得ば當方御荷物決して不動と被  
存候昨晦日迄にて萬石以上の御方不殘此地御引拂交代  
御寄合は勿論遠國に無之關内に御知行有之御旗本方も  
御役所無之 御知行所え御引越有之と申事諸侯方御屋敷  
から明多く御座候國家にては藝州侯御中屋敷には御家  
中餘程居候様にて既に此程彼御屋敷御門前を通行仕候  
處餘程賑々敷見請申候大手御門も二月廿四日より奥詰  
銃隊 是は以前の 持内見附不殘御旗本持外見附は御番人  
無之市中亂妨人多く芝高輪四ツ谷邊は三四人組合往來  
の人を脅し物取仕由又歩兵の浮浪共市中又品川新宿板  
橋千住吉原杯ねだりゆすり又は多勢を頼みに踏込亂妨  
仕候由久保丁邊は暮六つと申候得ば燈火を消し酒屋兩  
替屋等は晝にても表通り締切五六寸四方位の穴より賣  
物仕候其中にて御謹慎無御餘儀とは乍申市中廻りも追  
々御免相成申候故惡者共彌增長可仕敷東叡山宮様小田  
原迄御發輿是に御逗留と申事今日頃官軍駿府え御乗込  
の由是より江戸近邊に御押寄有之候へば如何相成候義



哉此地も御謹慎に準じ何もかも恐慎居候得ば宜候へ共  
兎角不穩候團左衛門杯御取立の冥加に何か巧候杯の説  
も有之其外にも不平の者も有之由いづれに致せ只は相  
濟間敷様にも被存候市中の有様十年前の十分一に罷成  
申候御長屋下往來昨春頃より十分の一に罷成御隣屋敷  
北條様の角より愛宕下邊迄見通し候處往來の人五六人  
位に御座候尾張町□□な店見る影も無御座候云々。

三月朔日

○甲府出陣寺内松木氏書翰

甲府出陣御物頭寺内刑部來書寫牧野三月十六日松代  
え着。

云々然ば牧野良平殿明朝歸國に付申上候御同人より段々  
江戶表の形勢承り候處甲州口は淺井團左衛門江戶並  
近藤勇と申者歩兵組召連攻下り候由土州因州兵も六日  
七日當地乗込に相成候故先無事に御座候得共既に十二  
日右兩藩兵延行相成候はゞ甲城彼近藤の手の物に相成  
可申候極密甲州一圓上様より被下候に付當人力次第と

申事只今以近邊潛居候由今日にも差發可申哉も難計奉  
存候信州口は古屋作左衛門と申者歩兵四五百人召連出  
掛候由又會津よりも信州路攻入の由手筈誠以大事件此  
時に御座候 沼津様當御城御城代被 仰付只今七時御  
着に相成御供勢大勢小銃隊六小隊凡三百人計其外御供  
持四五十人の由右御人數何れも筒袖羽織ダン袋に御座  
候陣羽織は御家許に御座候尤他藩にはて五人程見懸候  
計に御座候。

一、金子御在所より一向御送り無之賄計も御内々御座  
候得共皆時借米に御座候誠以恐入候義未十餘日にても  
右に御座候間此上の處甚心配に御座候云々。三月十三  
日

右同斷松木源八書翰

明朝牧野良平殿歸國に付一寸申入候此程中六日七日勝  
沼邊にて因州土州と新選組の頭近藤勇大將にて農兵を  
引連合戰致候處勇の兵敗北玉藥類五箱大砲二門分取候  
て甲府城へ送る首一つ土州の兵持參軍監實檢有之其後  
は先農兵共も逃去候由也調理團左衛門も江戶出立甲州

口え向ふと云執れの邊や不相分ひそまり居候由甲府城  
も沼津様水野御城代として今日殿様御着御人數六小隊  
御馬廻り六十人位も可有之執れも筒を持總人數筒袖股  
引如何にも見事の義にて濱松候井上御人數も四小隊計  
昨日着の處又東海道の方え被向候て明日は出立代りは  
掛川候太田也未御着無之候。

一、甲州の土地は四面山にて甲府近邊は四方開け沃た  
る地也沃野千里と云は此事也府中町家は京大坂等には  
不及事大相違なれども町家は四方縦横の地にて隨分繁  
花鳥魚の類自由にて就中魚は沼津吉原より入事多と例  
の書物或は法書物も繁々有之此は大樂しみに御座候。

一、跡御人數も明日は着と申事定て御城御引渡に可相  
成と存候右の外相變義無之六日御城受取より毎日毎夜  
一寸の暇も無之今日は漸々下宿致し候下宿は是迄の勤  
番支配佐渡駿河の屋敷に候此人は四日頃敷當地を逃去  
候當所も六ヶ敷事にて三日に甲武所と申所にて柴田將  
監初數十人會議官軍を防がんと議す然る所に間も無く  
土州の斥候隊二百人程乗込及談判打續因土の勢子六七

百人のり込此にて柴田の謀空敷なる此後少しの間違よ  
り甲府勤番の人々不殘家を片付引拂六日には一人も不  
殘此夜は夜討の防禦嚴重也此より追々勤番御呼返にて  
近日は半分の餘七分位も引取家内引先少々穩の形にて  
柴田初勤番の衆數人召捕に相成る三日會議の軍令條持  
參此はつまらぬもの也別段不遣候右の人數は合て九人  
當方え預り置迷惑ものに候今日土州此方沼津等の會に  
て吟味有之由否は不相分彌明日御引渡と相成候へば此  
より應援と申ものにて沼津候當城御持と相成申候餘は  
後音 早々申縮候折角手習學問御出精專用に候早々以  
上。三月十三日

米 太郎 殿

源 八

二白此一書は紺屋町金具屋邦二郎え早速御達し可被下  
候以上。

○落合宿社家御尋者十候え御達

中仙道落合宿社家御尋者に付十候え御達並返報。



落合宿社家 水野丹波

右之者從總督府御尋之趣有之付穿鑿差出候様領分は勿論 御十侯方様えも可致御通達旨追分宿於 御本陣被仰渡候間御達申候以上。

三月十日 眞田信濃守内

窪田慎六 宮下 主鈴

山中鹿渡 谷口彌左衛門

本多豊後守様

御用人中様

堀 恭之進様

御用人中様

右は御足輕飛脚須坂え持參請取之歸る。

一筆致啓上候然ば從 總督府被蒙 仰候趣に付各様よりの御廻狀壹通堀恭之進様衆より到來致承知候則留りに付御返脚申候右可得御意如斯御座候恐惶謹言

淺山儀兵衛 大久保五左衛門

本多内匠 中島森之助

右 四人 様

此返報先方より飛脚を以廻狀一同差遣之十侯共返報同文言。

一、右社家水野丹波尋之儀御家中演說三月十日出る。

○善光寺上人御軍勢御借り

本願上人上京之處此節柄に付道中御人數御頼に付左之通。

善光寺上人此節世態に付爲伺 天氣上京之由於 聖護院宮御不安に被思召御家之儀は善光寺外護之由御承知被爲 在候に付御人數被頼入候由被 仰付之。

鹿野外守、主鈴二男宮下寛三郎、金吾二男竹村慶三郎、彌惣左衛門弟金井幾次郎、式左衛門三男矢野半平、喜平太二男小野龜男、信幾久弟佐久間助治郎、清藏弟金井廣藏、同三男小野猪鹿男、浪人弟出浦勝次郎、内藏助弟赤澤虎之助、介作男馬場一之進、織之助弟白川鎌之助、同斷赤澤熊之助、直太郎弟長谷川勝次郎、同斷白川宣馬、遊龜尾弟柳鷹次郎、力弟宮下末男、慶治二男宮澤小治郎、三左衛門弟與村馬

之助。

○當時の形勢紀聞、岩野裏にて追剝

紀聞三月十九日

牧良<sup>大右衛門弟</sup>が<sup>大宮驛に遺置たる鐵砲荷物相龍</sup>相澤龍<sup>太郎</sup>

杵掛より取に行きたる後音信なかりしに今日附添五人

の内足輕二人碓氷を持越たる趣注進に來り又直に迎に

行けるよし其者の嘶に銃丸亂飛中を漸々通り來りける

趣何方と申事か間に無暇去ける由。

一、武州熊谷驛近所八木原<sup>幡羅郡八木田敷八と云所に歩</sup>木原<sup>は圖に不見</sup>

兵の屯ありしに薩長先鋒にて夜討爲に只一戰に追散し

大砲二門小銃五十挺酒樽幾何を分捕せし由。

一、團左衛門の銃卒は穢多に不限無宿無類の惡徒共を

彼が手にて集め歩兵に雜居の由。

一、北陸道鎮撫使<sup>中山前中將</sup>加州より高田え至り護衛

遞送の處桑名領の柏崎會津領より人數を出し主人謹慎

中にて警衛は可致とか申事にて通行難成信州へ出上

州より三國峠を通り長岡新發田え巡行あるべきとか云

事にて俄に訴有之御領分に急々手附を出し且驛々御馳走御物頭有司等被 仰付中山殿御軍勢三月廿一日矢代御泊の御觸の處下筋にて御差支有之同廿一日善光寺御泊廿二日矢代御晝休にて御通行。

一、高田大夫方右に付御通行御差支矢代十九日御泊より廿日當町御泊廿一日御逗留廿二日晝頃御出立至て御少勢也。

一、一昨十七日夜岩野村より東福寺への小道岩野村北外れに於て東福寺村彌作成者賊に逢錢五貫文金三歩計り被奪取衣類を剝取られ丸裸にされたる也賊は長き一刀を帶裾を短く揚て端不折切緒草鞋をはきける由又同じ道の東船渡の方え寄たる處にて中澤村善治成もの雨合羽衣類股引脚半迄剝被取是も丸裸になり金貳步奪はれ候由又本道赤坂角場より岩野一軒屋の間にて□村の馬士其日の駄賃壹貫八百文外に錢幾何と合せて奪はる是も刀を抜て脅かしたる故錢は被取たるが衣類は不被剝是は馬かた故粗服故にや一夜立所にて三度に及べり追剝は壹人成べし翌十八日夜道島筏道にて東福寺の者



二人前夜の噂を云乍ら行内傍の畑より一賊顯れたる故  
二人共道もなき畑を逃て漸々船渡場に出て助かりたり  
財布紙入煙草入等振落しける故翌早朝行て見附候處往  
來に無之畑中を驅候其跡見候處皆拾ひ候由近郊にて右  
体珍敷事也。

○北陸道御總督矢代宿御通行

北陸道御總督中山殿三月廿一日善光寺御泊廿二日矢代  
宿御晝休坂木宿御泊御軍勢三千余人と云御先鍋島侯御  
同勢一番多く皆壯年廿五六才物頭体の人には三十余  
歳の人も有之都て筒袖袴だん袋肩に御家々之印に御  
渡の錦の袖印六寸にケツトをひもにて廻し合羽の小銃  
を脊負中には擔候も有御總督 中山殿 高倉殿 錦御  
旗御一方に二本宛赤白風雨に建通し故か色合さめ至て粗  
末丈凡二間程幅菊之御紋壹人にて御竿を持綱二筋左右  
にて持御軍勢月代不剃鬚同斷亂髮勇々敷計立派の處決  
て無之玉藥箱二尺四方丈壹尺五寸位二つ重とも包三人  
持中には二人持も有之何百荷成哉其數不知至て多き事

土手より上杉御門まで凡五百人も相固め居候小子儀も  
市中巡遊参り引取の節相見申候翌日より新橋縮切に相  
成何事哉と怪しみ居候處廿五日朝御奉行所より薩州屋  
敷近所え様子見参候様被仰付参り候處最早將監橋木戸  
縮切中には大和守様御人數右薩州屋舖取巻居候彼是候  
内大小砲の音相聞え煙一圓に相見え候右に付金杉え参  
り候處是も撤兵隊相固め通行難相成故早速引返し御屋  
敷へ参り注進致し候處御屋敷にても非常の御人數田安  
御門へ御繰出相成候様被仰渡早速致支度御馬場え罷出  
候處最早御旗並御中老様御番頭様陣羽織にて御出張被  
成夫より御玄關前え一同相揃彼是晝九つ時頃御繰出し  
に相成候田安御門え参り候處板倉甲斐守様御人數並甲  
斐守様まで御出張に相成凡八半時頃に相成候處植村駿  
河守様の御注進兼て御屋敷にても御頼に相成居候哉見  
承り候人甲冑を着し御留守居玉川一學殿に致面會委細  
致注進承り候處薩州えは酒井左衛門尉様御人數相向ひ  
大小砲相掛け候處先には大砲無之哉に承り候右酒井の  
人數跡えサンヘイにて取巻候由扱又小山の島津えも間  
部下總守様相むかへ外々にも二三家有之様子哉に承り

也駄馬壹疋も無之皆人足持。  
一、御馳走御役人兵糧人足遣ひ船渡場其外夫々有司支  
配召連出役夫々無御間欠取計。

一、丹波島御小休え以御使者御太刀馬代被呈之。  
一、善光寺御泊え火の廻り御番士御足輕召連一度廻り  
候處右には不及と御斷に付不廻候。

○在甲府松木氏書翰

甲府在御物頭松木氏三月十四日付宅えの來翰。  
云々今日沼津候え水野田御引渡と申所御同候御人數笹  
子峠と申所え當所より十一二里も可有之引分罷遣候に  
付兩三日は先御引渡も御見合に相成申候上州館林にて  
官軍一戰有之此賊兵は歩兵頭古屋作左衛門の兵と申事  
也貳千程。

○薩州屋舖戰爭下座見申立

薩州屋舖一條下座見元之助より申來。  
十二月廿四日夜五時頃 公邊撤兵隊御屋敷御長屋の下

是も打懸燒拂候様高輪屋敷も立退候跡へ乗込候様子右  
様注進致し夫より自分屋敷を固め場所え参り候由尤植  
村様は牛込御固めに相成候翌日薩州御屋敷え参り見候  
處七八人も死たをれ居候右の内壹人は甲冑着し是は小  
銃にても中り候様子跡に六人裸にて首は首胴は胴に相  
成居候夫々裸馬壹疋首の處鐵砲疵一説には上屋敷には  
凡三百人も居候哉と申候島津屋敷は壹人も被打候者無  
之扱又高輪屋敷え参り候處壹人燒て面体不相分候者居  
り候御殿は其儘に相成一説には高輪屋敷の人數は品川  
の方え通参り川崎宿の川崎屋にて支度いたし夫より何  
方え参り候哉一向不相見と申様子御座候誠に大騒ぎに  
て諸家共皆甲冑陣羽織着用誠に前代未聞の御事に御座  
候先々申上候 元之助官兵大利に相成候由八日頃との  
事の趣因州早追の者より承知致候諸家様鎗は數一本も  
無御座天下惣鐵砲筒陣股引の戎裝と相成申候沼津濱  
松兩家迎も矢張同様にて陣羽織長袖は此方に限り隨分  
見苦敷鎗數の多きも降参至極何卒御武威一新の期此時  
を期候儀念願仕居候余は後便にて早々。

三月十四日

源 八



○京都種々の咄八道御觸頭

宮方上堂方にも御出勤の御装束は烏帽子直垂又は狩衣又は武家にて是迄常々用たる如き袴羽織を着らるゝもあり髪を<sup>〽</sup>如斯に巻立短く切たるもあり尤鐵漿はやめられたり。

一、堂上の内にも今度の御一新を歡ぶ人も有之又不怡も有る由なれ共其方々は楯にして只蔭にて彼是申さるゝ斗りの事なり尤多人數も無之由。

一、數日以来關東 靜寛院宮様より御文箱にて御なげき被 仰立御寛大の御沙汰被仰出候様御すがり被 仰立候由其上にての 朝廷之御模様は未知。

一、宇和島侯浪華鎮臺被 命三月上旬下坂の事の由多分三四日頃と歎。

一、土州老侯近日元守護職邸え被移候由風聞過日御歸國の由沙汰ありしは虚説なり。

一、正月廿九日議定所え張出しに相成候三件。  
一、一地球に冠絶たる制度如何相立候哉。

一、皇國即今之物情速に鎮定の方如何相立候哉。

一、公卿幾箇諸侯幾箇五大州巡見を被催可然哉。

一、兼て願の上薩州より英夷之醫師を戰傷之療治を頼入候に付正月廿五六日頃夷人壹人上京せしよし。

一、松平周防守も朝敵と被 仰出近江國の領分沒收せられける。

一、幾内觸頭 東海道 東山道 北陸道

柳澤甲斐守 尾張大納言 井伊掃部頭 松平越前守  
稻葉美濃守 松平大和守 伊達陸奥守 加賀宰相中將

山陰道 山陽道 南海道 西海道

松平因幡守 池田備前守 阿波宰相 黒田美濃守  
池田出羽守 安藝少將 土佐少將 細川越中守  
(松平か雲州 侯に可有之)

一、讃岐高松も謝罪の爲正月廿一日頃同勢二十人斗にて着坂之處同所用達等迎も謝罪しても叶間敷と申歸國を相勸め終に其儘歸國に相成候由京都用達等は誠に残念至極と申居由。

一、高松松山其外朝敵の屋舖或は留守居等俄に立退被仰付に付着し候着物の儘にて立去り其家財等は乞食穢多等に與へ陣羽織を着て居る乞食もあり候由。

一、因州藤堂も 朝廷より御感狀を賜り三百金づゝ賜り候由なれ共世間にては藤堂をばあしく言ふ事なり。

一、京都にて白米一升小賣四百文より四百五十文迄あり五十文と云は上品の由也大坂大津等は値を安くす右等に付 王政復古をば百姓町人迄誠に難有がり徳川氏をば彌惡む由の風聞。

一、五條橋西詰にも高札場出來候事。

一、薩州は總ての事行届人々感服して居る由。二月朔日夜寫

○御家御家中總御人數取調

御家(松代藩) 御家中總計凡取調辰三月十五日本書の儘寫す。

一 諸士以上六百四人 一 徒士席二百九十四人  
内三百七十七人 在家 内二百三十人 在家  
七人 在京 三人 在京  
二百二十一人在江戸 六十一人 在江戸  
一足輕小頭百六十一人 一足輕千七十三人  
内百十三人 在家 内六百九十人 在家

○穀類直段熊谷戰爭等

三月廿日之紀聞。

江戸初諸國賣買不融通故諸國物價一日は一日より下落し金は一日は一日より窮窘する由又當春善光寺如來開帳有之是が爲に坊中旅籠屋茶屋等餅米飯米芋牛房人參の類其外かんぶつに至迄夥敷仕入込置候處此時勢と相成遠國よりは勿論近邊のものだに參詣のもの無之大に困り果候由。

一、山中筋去冬より疊糸麻の類買手一向無之皆其儘持居偶に買手有之ても下落去々年貳拾八九兩の麻致し賣きられずと申鬼無里村邊の者麻下落前仕入致し候もの大

一人 在京 六人 在京  
十八人 在江戸 三百九十三人在江戸  
一仲間三百十人 在家  
内百六十一人 在京 總計  
二人 在京 二百四十四人



借財にて出奔等致し候者數人有之由。

- 一、粗三斗摺拾貳俵川中 一、白米三斗善光
- 一、白米請合 貳斗八升川中 一、白米貳斗五升 紺屋町邊 一、大豆
- 三斗五升山 一、大豆壹駄三兩松 一、白布一反 壹歩五
- 朱 一、線綿賣直段壹貫百五十匁 買直段壹貫二百匁

諸色右に准じ下直に相成唯染代高直而已又上郷の者嘶

- 一、縞つむぎこん縞春迄は壹反貳兩貳歩位
- 一、白二月頃初迄は壹貳兩貳歩位
- 一、白此節壹兩より壹兩貳朱位迄

右故縞七子白七子等は決して不存候。  
一、大宮驛迄参り居小銃貳百五拾挺相澤龍太郎追分え出候夫役の者召連外に通し人足百人雇三月十九日無滯着致す。

一、熊谷驛邊の戦争の起りは鴻巣驛より忍の方え入たる所に會津脱走人の由屯集在忍より人數を出し備居たる所脱走の屯所え薩長勢にて朝驅を掛たるに一戦にも不及皆散走せり又其向ふに見へたる忍の備をも脱走別屯と思ひ押掛又忍勢は薩長勢を脱走隊の押來ると思ひ

發砲して防ぎける此時薩州の隊長銃丸に當り討死せる其内近寄に隨ひ互に誤たるを知りて戦を止たり忍は思ひ寄らざる粗忽の儀を成たるを以大砲二門金千兩を總督府に獻じて罪を謝たる由然れ共京師の首尾數々不宣と申事也。

一、江戸新橋御上屋舖陣營の爲とて去何日の事や可差出との事にて公私許多の資財器物俄に南部坂御中屋舖へ持運人夫無之定府の人々自身擔運致し誠に混雜漸々にして引渡相濟候由南部坂も成丈早く可引拂由の處道路硬塞埒不明由。

一、甲府にて御預に相成候柴田將監等吟味 成澤勘左等 前鳥友之等の由格式有之人にて殊に辨舌利發故兎角言詰られ差困り候由柴田繩掛の身分と成りても吟味の人を各方々々と申候由。

○當世よぼくれぶし

抑此度京都の騷動聞てもくんねへ。長州事件の咽喉もと過れば暑さを忘れるたとへにちがわぬ。戲氣の青公

家冠木芝居のトツタリめかして、攘夷々々も御先眞つ暗。己か身をやく火攻の辛苦も、何とも思はぬめくらめつぼふ、奸氣でやらかす。王政復古も天下の諸侯に。繪旨の何んのと、勿体なへぞい。神に等しき尊き御方の勅書を餌にして、己れに水ひく阿曲の小人戲氣の曲者、とゞの詰りは首がなへぞへ。それに諂ふ末社の奴らが、得手に帆を揚げ四藩の奸物斗宵の小人。角の方から徐々這出し、濡手に泡とる心の巧は眼前ぶらつく、無類の奸賊眉毛に八の字青筋出して向ふ鉢巻、楯木かへて噪だどつても、天下の大名中々服せぬ。足もとあかるへ内こそ僥倖。御國土産の芋でも食つて屁でも撒出し引たらよかろう予が親分御氣が能過て、自分の政事を取上られても沈黙して居のか、御所にはそれともよいのであらふが、冥途に御座る神祖に對して何といはしやる。三百餘年の社稷の大業、人手に渡して濟か濟ぬか積つて見なさい。一朝一夕取つた天下ぢや、中々なへぞい。七つの時から駿河へ人質。數年の辛苦も

臣下の忠義に漸々御家へをかへりなさる。門徒の争亂大高城内糧食運輸や、味方原には一騎の脱走。武田北條左右に引請、孤立の接戰熟思ひば涙が流れる。小牧山なり關が原なり。大阪御陣も眉に火のつく火急の争亂。夏は炎天兜の上から照り附られても、水も呑ない。冬は寒氣が肌を透して、霜を戴く兜の緒をしめ。晝夜を分たす七十有餘の齡に及んで、肉も食はず糧に水呑。臂を枕に山野に起臥、夫に従ふ臣下も同様、若此うきめをなされた天下を、如何に空氣な御人だつても、鬘斗を張付進上申すと、出す間拔が唐にも有らふか。是も奸賊四藩の計略。腕をまくつて慷慨と氣を張嚴やらかせ。馬に鞍をき鞭を加へる。譜代恩顧の諸侯はどうした。やれく畜生めそうだぞ橋浦くれ。安藝のをぢさんおまへは濟ぬぞ。中國四國の狐に魅され、長州の御先とでかけたとつても時節が早へぞ。先祖の忠節、胸に手をあて考なされる。今は當家の掣じやなへかい。言ば一門同様な身分で、そんな心得違ひは何事。



四十二萬の御高はどうした。妾斗りが大事じやすむま  
い。譜代恩顧の郎黨はげまし一手に引請、長州討たら  
先祖へ言譯花も咲べい。今に見なさへ御家が危い筈  
な男だ、其時どうする。顛倒で逆手で歩行て、口か  
ら糞ひつて仰天であんべい。のつべらぼんの泥龜の  
海鼠野郎だ。加賀さんどふだよ御前も矢張御聲じやな  
へかい。今は令郎の御代といへども、確乎しなさへ。  
百萬以上の大きな御高を掌握しながら、腰がぬけたか  
御齒がぬけたか。豆でも喰つた鳩でもあるまへ。角に  
ばかり屈んで居てはちつとも譯らぬ。今度は天下の  
安危にかゝるぞ。大事な所だ腕を握て發憤しなさへ。  
仙臺南部や津輕の爺さん黙々しなへで何とか云ねへ。  
膽氣のなへのも程が有やす。譬御國は山の中でも。是  
迄お江戸え度々參勤。聊は世間も知つたであんべい。  
天下の大事は御家の大事だ。夫とも西國奸徒の奴原に  
詫入所存か。浪々、踏々ぐにやつき蒟蒻、殊に仙臺御  
前の御先祖、高名の大將二百餘年の枝も鳴さぬ、泰平

の基は政宗先生、天下の大名一手に引請、軍を致すと  
云はれた事故皆々屈伏したで有ぞへ。夫をなんぞや今  
の始末はあんまり手緩ひ。萬石以上の四十八箇鎗先揃  
へて中國征伐一手に引請奮發しなさへ。金はなくとも  
米は澤山。蒸氣船でどん／＼積出すものなら、國は  
忽ち天下の有福。黄金花咲御家となるぞへ。夫から奮  
激一旗擧れば、天下に敵する諸侯は有まへ。徳川中古  
の恢復諸侯と天晴言れる確乎やらかせ。會津先生やれ  
御苦勞、御前は誠に忠義の御人だ。二三年來勃然  
勉強、僅に二十餘萬の御高であれ迄鋭い御武威は感心、  
今に賊徒が鎮靜したらば百萬石には請合なるぞへ。草  
葉の蔭にて神祖の靈魂、喜言はんは必定、尙々此上確  
然やらかせ、因備の腰拔あきれたもんだぞ。御前は眼  
前、今の君には眞の兄弟。夫に何ぞや奸徒に一味と世間  
の風評、不忠不悌の人では有ぞへ。家來不伏で所置が出  
來ぬか。僅に一國二國に足らなへ。國の政事が出來ぬ  
事とは、誠に氣の毒。そんな家來は誅罰しなさへ。其

が出来ねば生て甲斐なへお腹をきりなよ。餘りあきれ  
て口がきけなへ。阿波の治郎も矢張左様だよ。土佐の  
奸徒に戦々競々て、唯へいあやまり。奴僕同様にさる  
ゝは何事。越の御當主どふで御座す。御前も御家は立  
派な血統じや。臍をたしかに憤然とやらかせ。寢ぼけ  
なさんな本家同然立派な御胤といわれて見なさへ。福  
井御隠居何して居めさる。御前も田安の正統の人だに、  
殊に一旦政事を取つたるお身じやなへかい。今の紛擾  
は爾が暗愚で、諸侯の令閥國本住居をやらせた事から  
起た事だよ。御家は元來公然御家門、何は扱置出かけ  
る役前、夫が出来ぬは矢張腰拔、因循なさると首が飛  
ます。天下の人民擧つて憎ぞ。やれ／＼ちよほくれや  
たらに並べろ。肥前の隠居は晝寢で御さるか、天下は  
累卵危くなつたぞ。出かけて騒動鎮めて下さへ。今迄  
なかつた忠義の廉々、こゝでたゆむと水の泡だよ。百  
日説法放屁一つだ。會津に劣らぬ文武の御家だ。どう  
ぞ力を入れて下さい。肥後の大將是も同様、惜へ事だか

砲術開けぬ。然しかんじた獨歩の大名。今度の争亂鎮  
めて下され。とんちき茫然しなへで早く出なへか。五  
十二萬の高録食り。安閑所じや有まい／＼。腰拔仲間  
へ這入らぬ用心、長崎警衛嚴敷しなさへ。薩に渡すと  
天下の笑ひだ。雲州姫路の唐茄子治郎は、又々妾とい  
ちやつき居かへ。殊に立派な御家門御譜代、中國山陰  
押の大名。陽くされて役には立なへ。賊地に接する  
大切の國々、御固め所か盲が呆る。早く領地を返して  
しまつて、桶木で切腹たがよかるふ。小倉はころり  
と落城してから、不便千萬氣のどく千萬、今の姿は見  
殺同然、何とか御所置がつかずばなるまい。松山發憤  
感心々々。早く加勢を遣るが上策。福山どふした手製  
の銘酒に酔ては濟まへ。嘔吐ては濟まい。砲術開て先  
手を勤める。井伊や高田は先にも懲ぬか。砲術どうし  
た戦地に臨んで、青菜に塩では困つたものだよ。先祖  
の武功も水の泡だよ。銷たる刀や弱弓ばかりじや。い  
けない世の中、主家の大變、何とおもふぞ。言語同斷



腰拔武士だよ。こいつも矢張高をかへして逃たがよかろふ。藤堂老筆早く出なへか。慶長頃迄五萬の小録、當家に仕へて三十萬餘だ。國司といへども、御譜代同様、國の異名に等敷先生、貰つた斗が能でも在まい。おへねへとんちき。關西諸侯の旗の頭か穢多の頭か、頭だつても下た頭だ、まだ、夫でも彦根にや増だぞ。きり／＼出かける。讃岐の高松大和の陰門、こいつも矢張非人大名、杖もならさぬ泰平の世界に、拾萬餘石の土地をむさぼり、臣下に文武の世話もなされず、飲食斗りに世の中送るは虫も同然。陽膚が惣身瘡毒腐て仕舞て、療治が出来まい。高をさし出す仲間の頭だ。そんな心で腹も切れぬ。繩をたよりに首でも縊りやれ。上杉先生御へいは感心、譜代恩顧の人とは違つて大きな御高を取られた御方。先年以來の忠義は中々、諸人の及ばぬ所で御座るぞ。佐竹の田舎漢、主もやつぱり高を取られた御人であつたが、今度の大變恨を差置勤て下さへ。酒井左衛門今度の勅命、自分は受ぬ

と一番金銭、流石むかしの武功が知れます。夫こそ恩顧の廉は立ぞへ。この上握ます憤激奮然、賊の肉喰はにやなるまい。尾張の太郎一大きな筥棒。神祖以來の三家の頭と日頃威張た御家の御身が、おへねへ頓痴鬼。のつへらぼんの稗平等、野良才六宮の妓の瘡毒染たか、癩病やみとも何とも好とも言へやうなへ。臣下の奴原まだ、夫でも家中にちつとは、御役に立そな御人か有筈。家にはなくとも浪人なされて、人の御役に立てる才子が有かも知れぬへ。草廬三顧の典故も有ぞへ。禮義正しく口誼正しく。幣物捧てむかへなされろ。御家の安危は此時だんべい。恍惚なさんな伴なさんなまご／＼なさんな。御附の老人和歌山大物、さすがは柱石一國擧て兵隊こしらへ、天下に忠義を御盡しなされるな。こまつた御人は水戸の甚六、副將軍とも言れる御家が、一國扱置半國斗りの政事ができぬへ。家中は不伏で四方へ散亂。さて／＼お前も榎木治郎だ。高をさし出し、賄もらつて引込思案が相應だんべい。丹

波や立花何して御座るぞ。僅の御高で役にも立ぬへ。紀州會津の御手にしたがへちつとも働け。夫は扱置京や御江戸に續々居なざる、闇老參政其他の吏思案がついたか。臆病がついたか因循姑息も時に依ます。冠木芝居の上使の壹岐さん、田舎侍役には立ぬへ。珍文韓蚊お臍が茶わかす。去年長州先手の總督、九州大名指揮するなんぞと。出掛た所はめつぽによけれど、智恵がなくつて了簡なくつて、御尻が早くて足が軽くて、長崎何ぞい驅落杯とは。眞に呆た駭足神變。江南小兒の遼來どころか、夫とは替てあんかん辨けい。尻でもかけ清悪七兵衛か、天下の神民擧つて笑ふぞ。唐の眞卿果卿か忠勇、是は天下の英傑だんべい。賊奴に面を射らるゝ六中、ちつとも動かぬ、大膽強情、是こそ天下の將帥といはれる。夫を何ぞや賊徒の旗の手、見るか見なへに戦々競々獨りで脱走。馬鹿といはふか臆病といはふか。文盲滅法河童の屁のようだ。やれ／＼まだ有。困た伊賀さん呆れた縫殿さん。下から歴上る平

山圖書さん。淺野御隱居川勝先生是等も矢張學者の生醉。漢語交りの言葉を用ひて書付なんぞもよしてもくんねへ。識者は笑ふぞ。机に向ふて詩作文章山程書ても、事務策いけなへ堂々能氣で議論をのべても社稷を助る才智がなければ、腐儒者だぞ。孔明もいつたよ、春秋國語に通鑑綱目史記や漢書や、元明史略を百遍讀んでも、生れ付たる馬鹿はなをらす。鐵砲擔へで鈍々はい／＼やつた所が返て増だろ。武侯の中流吳起の言くさ。七十餘城を一時に復した。樂毅がはたらき能々目にとめ考へ見なさへ。野呂間で天下は恢復出來ない「ナポレオンでも「ワシントン」でも、天下を治る人は格別中々及ばぬ。修業をしなさへ。稻葉の兵六腰拔仲間の、よぼ／＼爺だ海軍總督くそが呆れる。船に乗つたら反吐でも嘔出しうごきもなるまい。又ある／＼淀さん初に、川越先生名香たく事中々出來ない。尻でもこきねへ。ぐづ／＼して居りや御江戸があやうへ。四五年かゝつて漸く成功た歩兵は散亂。儉約何ぞと御



爲ごかしに旗本苦しめ、金納何ぞと出かけたあげくに、半高なんぞと融通にやらかし、今か今迄二分一りん兵士も出来ねへ。金があつても御人がなければ事になるまい。此の如きの小人集り、政事を取る故災害至て人心不服で、言はねい事かへ今度の騒動。天下は累卵。夫から俄にがや／＼騒で、太鼓が直つて御觸が回て、兵士がはいつて小隊前へも蛇々蛇行も、出来ぬ歩兵を叱り散して出来る騒動。馬鹿といはふか戯氣と言ふか、のつべら坊のすつべらぼん。野良くら治郎め目鼻が有ても節穴同前。木偶とはこやつ事だは。門も戸さぬ泰平に生れて、五十づら迄何して居られた。妻や妾に恍惚をぬかして、とふ／＼無學で醉生夢死とは、誠にあきれ今に見なさい。中國西國逆浪起て。天下は戰場御江戸は灰燼其時どうする。轉々反覆土上に轉倒て手足をもちへて。目鼻は涎で御尻で泣ても、六日の菖蒲だ、十日の菊だよ。譜代恩顧の小録大名どうして居るのだ。是等が天下の米喰虫にて論には

たらなへ。大政輔翼の天下の權老、こんな事では誠に困るぞ。神祖以來の尊き大業賊徒の馬蹄にかゝるはさい難。數もしれない旗本御家人、無數の中には一人やふたりは本氣な忠義は有そなものだよ。三千以上の高を食る懶惰な奴等は役には立たない。夫を忘れて半高小言を口にほざいて己に水引未練な寢語にあきれて仕廻て口もきけねへ。主家が亡て己が俸録萬々年迄、保つ所存か御先眞暗足元見へぬも程が在やす片端から滅すがよからう。眞拔て臍拔て奥詰銃隊、藁人形にはおとつた奴原。遊撃隊とは名目能つて、薪割劍術役には立ない。土方の賢さんこふ云時には、股立取上、腕をまくつてどん／＼出掛ろ。御前も矢張門の瘠犬吼る斗りて役には立たない。聞取議論はよしてもくんねへ。此頃御殿で面目おかしく引掛地話言。人の口眞似跡が出なへよおびやり散され。とう／＼黙て頭を抱へて引込形容、反吐出そふておならが出そうで、昔の御人は勘氣を蒙る身で有ながらも、獨り先登御馬せん討死。勝れた氣

象で有ではなへかい。迎も御本は假名附本でも讀む事出来めへ大道講釋立聞してさへ、阿房の頭だ。天下の旗本今の時節を何と思ふぞ。一同舉て京師に詰寄愁訴をやらかせ。二百余年の寝ながら喰た。御恩を報ずる時節はこゝだぞ。症がついたか腰が立つたか脱疽に等しき旗本御家人。其儘置たら腐込だろ。名醫はなくとも御世話次第で何とか成だろ。こゝが緩で外藩が皆々、幕府を輕蔑御下知に従ふものはなへぞい。犢鼻縮あげ憤然とならしやれ。鳶の手足、土方の微者でも頭の一聲で皆出かける。中間小者に劣た了簡引込思案は大平の時だよ。是程勵まし譯がわからにや。虫とも何とも言樣ないわへ。不殘そろつて兩國橋から身でも投るか豆腐であたまを、たゞきこかして死んだがよからふ。大關けんさん、お前が頼みだびし／＼やらかせ。跡のやつらは皆んな腰拔噺が出来なへ。旗本引連れ京都へ出かける。随分加勢の人は澤山。夫が出来ねば矢張り腰拔べらぼう仲間だ。玄蕃の水桶讀書がたらぬは。

大事を委任事にはゆかなへ。是も弊ぬけの一人りであんべい。漢字ばかりじや叶はぬ世の中、翻譯物でも見たがよかるふ。平岡丹波、石川京極、山陵奉行や立花なんぞは糞虫同様論にのらなへ。外夷に笑はれ京都はしくじる。諸藩はなれる御人はなくなる。お金はなくなる世の中亂れる。御口は酔くなる。御腹はべこ／＼、こゝらで一と口湯でも呑べい。

○在甲府松木氏書翰

甲府詰より三月十八日附來書の内。  
御舊縁も有之由甲府在坪井村原田兵之丞と申者何成共御用相勤度願出候に付御上下被下御挑灯 朝廷御印有之品被下候處 御家御紋附御挑灯頂戴仕度申立候に付被下候爲御請惣御人數之赤飯酒配り申候。  
一、毎日の様に社家浪人百姓等伺に罷出御用向相勤度申立候者御座候て御外間宜御座候。沼津侯御人數百七十八人程 掛川侯御人數二百人程。  
一、此方御本陣御城番町奉行三千五百石高佐藤駿河守



屋敷立抜跡に候處田安奥方共近々被罷越候趣沼津侯より奉札を以て申來左候得ば此方御本陣替相成候様子。

但本文の趣鎮撫使より御聞濟か又は徳川家よりの趣哉沼津侯へ問合之處いづれ先方より重役の者参り挨拶と申事の由且又只今の所にては何の御勤も不相成と一同申居候。

一、三月十七日白川綾次郎坂本寛平江戸え早追田安の事横田作太夫山中小平次岩倉殿え種々伺田安の事も含行。

一、土藩にて召捕引渡し人員

勅番物頭 役高三百俵 柴田監物 二百俵 疋田喜一郎 同 佐々井十郎 役料三百俵

左衛門 同 保々常太郎 二百俵 中川權六郎 同 原田金之助 同

秋山慶之助 評主 香川五郎 同 幸八郎 五郎侍

右何れも申口大同小異也と雖も詰る所徳川家の爲官軍を相拒不叶時は切死の覺悟江戸より援兵十萬來ると力を強く居候様子。

一、柴田疋田保々此三人重罪以下六人は輕罪と申事に

御座候。右人數御城御引渡前日沼津公え御引渡に相成候。

○官軍薩長と忍勢誤て戰爭

武上兩州の形勢見聞仕候義御尋に付大略左に申上候御總督岩倉殿三月九日深谷宿御泊之處同夜四つ半時頃に御宿陣替被 仰出即時に熊谷驛え御越に相成候。

右の趣は熊谷在八木梁田の間に屯集致居候浮浪共既に御總督の御陣を襲様子を間諜の爲知と見え渠が備なきを討ば必定利ならんと速に出發致候由 薩長合て不意の

事故浮浪の方備も不立忽敗走散亂いたし官軍十分の勝利にて分捕火砲二門小銃二百八十挺程其外大小銃の玉藥入長持並管凡四五十程も有之討取首級八十余と申事

官軍の討死は何分不詳候扱重役体の者討死の葬式一見仕候處凡洋法に似寄候様被存候扱九日の戰爭は官軍十分勝利を得候得共殘黨其邊に潜伏可有之との疑より

右五百人の兵東一二里隔り羽生と申陣屋有之 此陣屋は 之明屋に成居候由一昨 城下も無 年徳川氏新造と申事 殘黨此内に屯集潜伏も可有之哉と

薩長の人數追々近邊迄押寄候由 右は十日夜中過 爰所行

違の儀有之候子細は一体忍候は佐幕の由にて御總督よりは御不審の廉々段々有之御糾問有之候に付重臣御宿陣先え罷出赤心丈御申譯有之に付御總督に於て御氷解

にも相成候事故何卒其實功をも被立度候にも有之右殘黨を討取可申の命令によりて物頭丹波勘四郎兵卒百五十人程引連忍城出發勘四郎考にも羽生には多分潛居

彼の殘 黨共 無疑と心得十日右人數にて押寄候處壹人も不見候間幸と存じ右陣屋え入備を立置候處十日夜何れの兵

共不知陣屋近く押寄候故勘四郎指揮致し大砲打懸候處寄手の方にて同じく打合居候内夜明と相成寄手の目

印を見れば思はざりき官軍の目印にて又官軍より見れば忍の兵故一度は惻れ候得共悉憤怒致し段々佐幕の申

譯も乍致官軍え發砲致し候は無疑佐幕にして全總督府を欺き候事顯然に付其罪を直々可問と五百人の内貳百人程忍の郭中え即時に入其内忍侯へ直談の者十七人登

城段々詰問に及候處前斷問違の儀故申開きも相立候得共素より指揮不行届の廉は難遁依之丹波勘四郎即日切

腹被申付候由其場は無事相濟候處速に出兵御總督の御

供可仕趣其段被 仰渡候然處忍御家中も佐幕勤王の論

二つに分れ佐幕家は久川道伯と申醫師にて同心百五十

人も有之段々佐幕の儀候へ諫争に及候得共御採用無之

迎暇を乞發足仕候程の内亂故何分出兵仕候儀難相成に

付貳萬金え大砲二門被差出御供は小隊一隊而已被差出

候由忍侯の御進退茲に極り候様子誠に以御氣の毒の事に御座候。

一武上兩州は隅々端々無殘所騷亂仕候其基本は百姓の一揆世直と唱候様子に候得共何分不審至極奉存候同百姓股肱を育兼候故の暴事にも及候儀に候はゞ火を付け

打毀候に不及夫なし共皆恐怖戰慄罷在候故分限に應じ出金致候間理不盡に火を付候に不及も如斯く暴動に及候はゞ人氣の動搖を醸し序に軍用金を蓄會々奸謀遠策にも可有之趣愚考仕居候追々百姓に候得ば一隊には百挺の散砲可蓄謂も御座有間敷外不審の事共多く御座候併會を恐れ候は天下一般故若くは夫迄に會の行届かざるをも彼の水鳥に恐怖のためしに同じく名に怖れ實の



義は如何に可有之か併ながら可恐豪邁のもの共に御座候様存候情態の中え入候義故誠に以苦心仕候處幸に無難に到着仕候事久和の福と奉存候此段御尋に付申上候以上。

○尾州磅礴隊中之條を來る

尾州侯より一手六十人程 一手三十人程中之條え到着同所西念寺に止宿四月朔日松代晝休にて中野え罷越右人數中之條 御預中野三箇所え分れ居と云説。

一、鍋島侯藩三十五人四月朔日松代通行市村船留故北 陸道鎮撫使の連れ軍勢にも可有之歟。

一、嵯峨之宮九條殿蒸氣船にて越の新潟へ御着船奥州路え御越の由右の趣北陸道御總督え注進として三月晦日晝後半頃高田御藩早追にて松代通行有之問屋承り町方役所え訴候。

一、鼠宿村役人公事方え訴に三月晦日夜上州邊よりと佐久邊より凡三千人程暴動押來上田町にて商家二三軒打毀候に付上田御人數出張趣意柄尋候處中之條え罷越

候由尤御私領には子細無之旨申候由未稔と不致再度の訴に無之候ては詳には不相分旨右村郷宿紺屋町松屋の嘶四月朔日也。

○江戸よりの書翰

在江戸某より三月廿一日附書翰の内。

云々徳川慶喜公御謹慎の上段々御繩有之水戸中納言殿え御預罷成猶再應の御歎願にて應接最中の趣に御座候右御壹人の御身は右様に御座候處會備松山 小笠原 世子等御旗本の内勤王不服の人多有之是と同志杯の説も有之昨廿日三月小子儀御内用にて八代淵河岸通り候處馬場先御門締切の處御門開き居車にて米穀幾輪ともなく引入候に付車力に承り候處西丸下御用屋敷え運び候旨申聞候得共内實は西城へ積入候由是は歸りの 節承り候又會城は先達御父子在所家中不穩中含 之爲と申にて共御歸邑之處此節藩中一同如何方え潜居候哉空城と申事此儀眞偽は如何歟説に付申上候其外浮浪歩行等夥敷何れも只は治り申間敷血ぐさきめには合可申と覺悟仕居候市中場末は沙汰の限り

同じ多分明日は御出立に可相成由に候東海東山甲州路不殘江戸え押寄候由坂本寛平江戸より着の話云々。  
三月廿五日 源 八

榮太郎殿

右同斷同月廿七日附

昨廿六日柳原侍從當所御出立東海道の方え被爲越又々掛川沼津此方石和迄御警衛私は又々御供申上候隊長衛士殿(大熊氏)御前え被爲召遠路多勢召連大義の事に候一同えも宜しく申達候様御沙汰に候惣て御人數先日を通細川家人數三百七十八人程一昨廿五日當所え入昨日物頭並國事掛り都合八人隊長御宿陣え罷越御役人之參會細川家も當時は衣服上下筒袖陣股引此は万端無覆藏申談じ度との事に候。

三月廿七日

榮太郎殿

源 八

○太政官日記、異人參内

太政官日記 慶應四年戊辰三月

銀座尾張町八官町邊一町に八九軒程宛賣家明き家有之老若男女皆々田舎え引込手近の處は深川本所邊へ罷越居候見世杯も半分部を卸杯致し商ひ物杯も如何にもさびしく勝手の方は多分片付置候様に見え候町方の者は今日は今日切と日を送り候趣に御座候有栖川宮様品川御本陣御軍勢何藩々々に候哉夥敷板橋御人數は薩長彦根川越大垣忍加納岩村高遠岩村田須坂飯田岩城平十三侯且橋本殿一ツ橋侯歎願に付寛大の御處置爲御伺御上京と申事に御座候云々。

○在甲府松木氏より來書

在甲府松木氏廿五日附書翰

前略別段相替儀無御座候一昨廿三日柳原侍從當所え被爲入候に付御警衛として隊長並番頭一騎恩田 織部御番士十五人執も筒 寺内刑部御物頭二騎銃卒一中隊石和迄罷出沼津一小隊次は此方次は掛川一小隊井上家一小隊にて途中御警衛大砲四門四小隊黑駒御泊にて甲府え四ツ過御着御逗留中此方にて一小隊にて御警衛柳川沼津も



二月廿八日

皇帝陛下親シク列侯ヲ玉座近ク被爲 召詔曰朕夙ニ天位ヲ紹ギ今日天下一新ノ運ニ膺リ文武一途公議ヲ親裁ス國威ノ立不立蒼生之安不安ハ朕ガ天職ヲ盡ニ有レバ日夜不安寢食甚心思ヲ勞ス朕不肖ト雖モ列聖之餘業先帝之遺志ヲ繼述シ内ハ列藩萬姓ヲ撫安シ外ハ國威ヲ海外ニ耀サン事ヲ欲ス然ルニ徳川慶喜不軌ヲ謀リ天下解體遂及騷擾萬民塗炭之苦ニ陥トス故ニ朕不得已斷然親征之議ヲ決セリ且己ニ布告セシ通リ外國交際モ有之上ハ將來之所置尤重大ニ付天下萬姓之爲ニ於テハ萬里ノ波濤ヲ凌ギ身ヲ以艱苦ニ當リ誓テ國威ヲ海外ニ振張シ 祖宗 先帝之神靈ニ對セント欲ス汝列藩朕カ不逮ヲ佐ケ同心協力各其分ヲ盡シ奮テ國家ノ爲ニ努力セヨ。

各國公使參朝之件々左ニ記ス。

- 一、前日各國公使エ何刻西洋第幾字令參 内之旨外國事務補ヨリ書翰ヲ以三ヶ國公使エ通達ス。
- 一、當日各國公使參 内之節外國掛リ公卿諸侯建春門

内迄出迎。

但外國掛リ判事一人ヅ、公使旅館迄前導トシテ被遣公使同道ニテ參内ス。

- 一、公使虎ノ間迄誘引外國事務補相勤。但判事附添。
- 一、虎ノ間座席進退外國掛リ公卿諸侯相勤。但判事準之。
- 一、茶菓ヲ賜フ程合ハ外國掛リ判事取斗ヒ配膳ハ使番ニテ取扱フ。
- 一、各國公使相揃候段外國掛公卿諸侯ヨリ以非藏人注進。
- 一、副總裁及外國事務督輔内國事務督出會ス。
- 一、皇帝出御干南殿。
- 一、内國事務補。

出御之旨ヲ外國掛リ公卿諸侯へ通達ス。

- 一、外國掛リ公卿諸侯公使ヲ誘引ス。
- 但虎ノ間ヨリ日華門内ノ東階マデ誘引夫ヨリ直ニ昇殿。

但判事日華門外マデ外國掛リ非藏人ハ東階下マデ附添。

- 一、日華門内外國掛リ公卿諸侯誘引之先へ内國事務補前導ス。
- 一、公使ノ日華門内ニ入ヲ見テ樂ヲ奏ス。
- 一、前導ノ内國事務輔誘引シテ直ニ本座ニ着ス。
- 一、公使東階ヨリ昇 殿外國掛リ補引ス。
- 一、公使拜。

天顏

一、公使名披露山階宮三條大納言侍ス通譯外國事務判事伊藤俊介亦侍ス。

- 一、勅語大臣山階三條之レヲ傳フ。
  - 一、公使奉答ス。
  - 一、判事公使ノ奉答ヲ言上ス。
  - 一、公使隨從ノ士官進デ拜。
- 天顏
- 一、隨從士官名披露判事言上ス。
  - 一、判事傳。

勅旨

- 一、禮式相濟公使階ヲ下リ月華門ヨリ退ク。
- 一、公使ノ月華門外ニ出ルヲ見テ奏樂ヲ止ム。
- 二月三十日午ノ半刻佛國公使レヲロンシュベニユス船將ロワシユピレツキス船將ヘテイトワール參 朝 但副總裁始メ公卿諸侯及掛リ役員列座。
- 皇帝陛下親シク勅曰。貴國帝王安全ナルヤ朕之ヲ喜悅ス自今兩國之交際益親睦永久不變ヲ希望ス。

佛公使曰

天皇陛下今日各國公使等ニ拜謁ヲ 賜ヒシハ余佛國ニ對シ玉ヒテ御厚意ナル確證ト仰ギ奉ル也 貴國ノ衆民ニ於テモ如斯高明ナル證ヲ知ル上ハ 天皇陛下ノ尊キ御宸意ヲ遵奉スル事疑ヲ容レザル所ナリ故ニ今日ハ即後來ニ長ク祈念スベキ日ニシテ 貴國ト各國ト至誠ノ交誼ヲ親クスル始ナルヲ以テ余我國帝陛下ニ代リ 天皇陛下並ニ貴國ノ幸福盛美ヲ祈リ深ク神明ノ守護アラシム事ヲ奉願也。

同日和蘭國公使デーテクヲフアンボルスプロツク書記



クラインケース参朝 皇帝陛下自カラ勅スル前ノ如ク  
和蘭公使曰隨近報承リ候慮和蘭國王陛下安全也。

天皇陛下長ク御安全ヲ係セ玉ヒ且御在位幾多ノ年重ネ  
玉ハン事ヲ希望シ奉ル也。

三月三日英國公使ハルリーパークス書記ミツトホー  
ルト参 朝

皇帝陛下自ラ勅スル前ノ如シ  
英公使曰我本國帝國陛下安全也。

天皇陛下御尋問ノ件々且御懇親ノ勅意余欣然トシテ本  
國政府ニ可奉通達也夫外國交際ノ儀ハ 貴國御政體ノ  
立ニ隨テ益堅固ナルベキ事ニシテ此節 貴國ニ於テ全  
國一般ノ御政體ヲ被爲立萬國ノ公法ヲ基根ト被爲遊シ  
故追々外國交際盛ナルベキ義必然ト奉存也。

皇帝陛下又勅曰去ル三十日貴公使参朝途中不慮ノ儀出  
來禮式延引遺憾之至ニ候今日改テ参朝満足ニ存候。

英公使曰

先日参 内ノ途中暴發ニ出會セシ所今日 天皇陛下ヨ  
リ難有御倫旨ヲ蒙リ且其場ニ於テハ 天皇陛下臣下ノ

助力ヲ受ケ難有奉感佩尙今日ノ厚キ御待遇ヲ以過日ノ  
不幸ハ奉忘除候也。

右之通ニテ相濟退出セリ。  
官版(不許翻刻)

御用御書物所 東洞院三條上ル町 村上勘兵衛  
堀川二條下ル町 井上治兵衛

○佐久郡村々騒動上田迄押來る

佐久郡村々中之條陣屋え強訴之儀鼠宿室賀八左衛門  
嘶聞書。

尾州侯より御役人磅礴隊百人程中之條西念寺え止宿罷  
在右支配村々年貢去年初納二納上納殘三納村々にて其  
儘預りと相成居候を右御役人三四人宛手分にて廻村直  
に差出候様申渡有之然處村々にて御預りとは申候得共  
實は仕舞置と申にも不至殊に右預りに相成候節元締河  
野素十郎え都合次第繰廻し等に仕候ても宜哉と伺候處  
聞濟有之差向候處にて差出兼日延申立候處御役人聞濟  
決て無之直に上納於不致は討果可申と威し何分承知不

致又百姓の方にも是迄迎も上納物日延位は聞濟にも相  
成直に上納不致迎一命を被取候杯候事不及承追々承知  
候處乍恐 朝廷より御撫育云々の儀も被 仰出候由尾  
の御役人法外非分の御所置と憤りの余り一統不穩然處  
先般東山道鎮撫使御下向跡宿々御探索として太政官代  
の薩州藩脇田頼藏と申人長久保宿に止宿有之其宿名主  
の由同夜村方の者共外三ヶ村村脇松尾明神の社殿へ一  
同詰居非分の取立を憤り高聲にて出放題を申罵り候を  
頼藏聞亭主え何事に候哉と承り候に付騒々數儀爲御聞  
申度無之儘種々申含候得共多勢の事故中々承服不仕當  
所斗に無之中之條御支配八ヶ村擧て如形人氣不穩には  
村々役所之者共差困り候段申出候處頼藏承り夫は難心  
得義右様の取立可有之筈無之其役人に頼藏面會可致候  
間其段可申通尤此方より可能越哉又は先方より被參候  
哉挨拶承り可申聞旨申達候に付名主直に尾の取立御役  
人旅宿へ罷越右之趣申述候處何れ相談可及挨拶と申に  
付名主は勝手に控居候内取立御役人中之條公事方柴田  
民藏逃隠れも可致胡亂に見へ候趣承り候と散々村中の

者一同騒立偽御役人に相違無之と騒立尾の三人と民藏  
を不取逃様嚴重番致し居夫より近村の騒弱り候に付素  
より不腹逆立居人氣故忽數百人の人數寄集り中之條え  
押寄尾の御役人と申すは置者に極り候間召捕手に余り  
候はゞ打殺杯と申罵り右村邊は山方故獵師は多皆鐵砲  
持出し尤表向は愁訴の趣に可仕と鐵砲竹槍等は皆こも  
包に致し押出し候は三月廿九日の由凡二千人余腰越村  
押通候節右村名主誰儀河野素十郎と同腹の趣にて理解  
等彼是申候と此名主御役人と同腹成ぞと申や多勢押込  
戸障子唐紙鍋釜に至る迄散々に打毀夫より押來り千曲  
川南石井村に凡千四百人屯集川を渡り大屋河原え凡五  
百人程集居七八十人程上田横町迄押來候に付上田御役  
人天兒某其外數人罷出子細承り候處中之條陣屋へ願筋  
有之罷越候と申立候に付願筋は此方共引請如何様にも  
相叶候様いたし可遣先々引取候様申含日蓮寺と申寺へ  
連込酒飯等爲給候内中之條にて聞付尾の御役人七八十  
人小銃を持陣羽織等にて上田町え押來り百姓共一人も  
不殘相捕打殺と勢ひ猛く押通り候に付上田御役人罷出



先々御控可有之拙者共如何様にも取鎖可申と扱差留扱  
百姓共にいづれに致せ引取候様申含候處頭に立候者共  
私共は畏り可申候得共大屋河原に數百人居候此者共え  
尾の御役人御一同御越被仰含被下候様殊勝らしく申出  
候處上田御役人尤に聞請尾の御役人え多勢にては却て  
不宜河野殿外兩三人御越の方可然と談判候處尤に聞請  
尾の松本省庵此人水戸出にて兵學に達し  
尾州え三百石にて御抱と申居外兩人上田御  
役人兩三人右七八十人百姓共一同大屋河原え参り候處  
河野と尾の御役人を多勢にて取卷河野えは石を打付面  
部肩等え疵爲負河野は帶刀を投出し如何様にも可取斗  
に付鎖り候様申含尾の御役人も是が爲に猶豫の体を見  
すかし猶も數多の人数にて八重九重に取卷竹槍鐵砲を  
押向すわと云時は打放突出し可申勢いづれにも長久保  
へ連行脇田頼藏殿え爲懸合可申と申居候處脇田は同夜  
は追分泊りに通行柴田民藏中之條  
公事方尾の役人は追分え連  
参り候か跡よ  
の由承り候に付河野尾の役人追分え参り候  
由是にて百姓共追々引取候由。  
右は鼠宿より探索として参り候者大屋河原の爲体見又

起立の儀は押來り候者の内重立候者より承り四月朔日  
夜罷歸室賀八左衛門等え申聞候趣翌二日八左衛門爲御  
訴罷越ての咄し也。

追分宿え参り候尾の御役人柴田民藏夫切沙汰無之を以  
て考ひ候得ば東山道之御總督の御本陣迄連参り候哉不  
詳。

一、中之條西念寺に止宿居候て折柄訓練いたし候處足  
並杯不揃埒も無之爲体の由。

一、上田町にて陣羽織陣袴杯出來上り商人中之條え持  
参途中騒動發り候事承り跡追いたし中之條へ持参は見  
合候様申に付鼠宿西澤甚兵衛方え頼預け置候由其後は  
如何いたし候哉外に太鼓壹つ鎗三本上田にて調候由。  
一、右騷動後尾の役人共御影陣屋え行の何方え行のと  
申多分散行候由。

### ○眞田家より因土藩大銃拜借

三月廿四日附江戸某よりの文章の内  
云々三月十六日因土兩藩三人御上屋敷へ罷越北澤職之

助殿に面會申入候處在京の段及挨拶候に付然らば玉川

一學殿に參會猶又申入何歟談判候得共誰も子細不存追  
て承り候得ば御門内に大銃並べ有之を其前外通行の節  
見透し置借用申込候事の由其節玉一何れ重役え申立可  
及挨拶申置尤深川下屋敷に有之方御貸可申候由是は二  
度目参  
り候節の事猶又同月廿一日に前書三人参り玉一に參會  
なるべし

猶宮下力殿も面會右三人旅宿新宿へ同廿三日参り無余  
儀大銃二門宛貸遣候由京都えは宜筋に候得共徳川家え  
は極悪敷迷惑の貨物に御座候扱此地只今の處は至極穩  
にて町方も落付居申候先達迄は芝居三ヶ所共有之寄場  
杯も賑々敷是は今にも潰れ候に付見お  
御總督官軍品川板  
橋え御押寄有之と不殘相止申候明家多く又二間口の店  
は一間塗屋なれば土戸を建無左は葺を卸商ひ小さく  
いたし土藏杯は窓は不殘締め目塗いたし又勝手宜商ひ不  
致候ても宜ものは表通締切本所何と申所え引越杯札を  
張中には右様表向はいたし候ても内證にて勝手の方に  
住居の者も有之今にもと申人氣にて何となく不穩様奉  
存候忽の内に形替り果候去年迄の形勢聊無御座候此上

如何治り市中何様罷成候哉と歎息仕候云々。

### ○戎装の儀被仰出

戎装之儀は 御目見以上筒袖具足下小袴陣羽織着用の  
事。

但裁附着用の儀は勝手次第の事。

向後御番頭御番士非常共組順を以被召仕候事。

### ○會津より勅使え大砲差出

會津より勅使え不敬無之様鎮撫大砲組差出候旨廻  
狀。

以手紙致啓上候彌寡君儀數年在京精忠を抽候に付 先  
帝以來度々御賞譽をも 奉蒙候處不計も朝敵の汚名を  
負候に付人心不穩候處今度 勅使御巡行の聞有之候に  
付猶又勅違脱藩致し候者共有之固陋の國風万一不敬等  
の儀有之候ては對 天朝奉恐入候間右爲鎮撫大砲組壹  
隊備組二隊番頭壹隊其外遊撃隊の者共猶又追々出張申  
付候右爲御心得申述候以上。



二月

會津 軍事 方

右二月廿一日夜七日市より椎谷迄夫より柏崎え送る。

○長岡侯藩中え觸示

先般 上様御政權御返上以來御譜代家諸侯方往々二心の風説も有之不審之至に候御國內に獨立被成候は義に倚る徳川家數百年來の御恩被拔度元之儘御去に候間一同可勵忠勤且此度京師より多人數下向の趣相聞何時當所え差向やも難斗其節應接の上彼より兵端を開き候得ば累代の報恩此時に候諸士魂碎不覺の儀無之様肝要に候因て此趣別紙の人數致置非常相圖次第早速所え出張の用意致置組合之者共え能々可申聞置候。

二月十四日

○薩藩建言

薩藩井上石見建言

軍事急迫の御時節文事被爲並與人才を公選し給ひ既に制度局も相立候上は申上候迄も無之定て御手を可被附

候得共近來衣服之制貴賤無差別上下混雜競て異服を着候様成行外國交際の時に臨み見苦敷次第と奉存候右は治世の宿習長袖之流弊を去兼候には勝るべく候得共吾國の制度不相立猥に異風に成行候ては異國の正朔を奉ずるに齊しく大成御失態と奉存候乍去吾從前の服何となく及候も軍事不辨旁不得止の勢に候依之何卒今般聖斷を以古代簡易之制に基き今世の宜に隨ひ用捨斟酌して上下の分を定め軍役にも相立候様公卿より徒士迄服制を被改輕卒以下は胡服を用ひ候ても不苦と被仰出度奉存候取調方に付ては古今に通し服制等委敷人可有之私存知の者にも蜷川圖書と申者右邊相心得候者に御座候是に被命候ても畫圖雛形等は調見込の程も可申上候右は固陋の癡説に類し候得共彼孔子の被服左衽の語も有之候通團體に關る譯にて追々海外に使節等御差立に相成候間必古來の國風を不失候様衣服も嚴重に無之ては外國に笑を取可申旁今日の急務と奉存候不顧淺陋奉言上候誠恐誠惶謹言。

二月

薩藩 井上 石見

右建白御採用にて廿五日左之面々衣服取調方太政官代に於て被 仰付之。

平田 大角 矢野茂太郎 山田阿波介  
井上 石見 小川彌右衛門 蜷川圖書

○會津家老より朝廷へ歎願

謹而言上仕候老寡君容保儀去戌年京都守護職を被命候處弊邑の儀は東奥の藩鎮且 帝朝を離るゝ事とて應接之道も無覺束力を計り分を計り其任に不勝を恐れ辭退候得共其節之事件御艱難 皇國之安危に拘り候御場合故強て可相勤被爲命候に付數百年來の隆恩奉報度闔藩決議京都を墳墓の地と心得罷登且大樹勤 王之趣意致上通奉周旋奉職仕候然處不圖も蒙 先帝無限之寵眷御賞與之 御宸翰を下賜り其外度々 御宸翰被下忝恩賜の品々も幾度となく拜戴仕候元來容保誠實一片に致勵精毛髮之私意無御座候に付 先朝以來格別之御依頼を蒙り大病之折は無勿休も 至尊之 御身を以於 内侍所 御祈被遊下 君臣水魚之狀態 宸翰之表えも 御

記し被下當朝に至り候ても 先帝以來 叡慮遵奉守護之職掌相勵候譯を以 叡慮を以參議被推任前後 天恩之難有主從感戴罷在候隨而先大樹よりも兩 朝を歴たる厚恩容保儀之誠實前後相替候儀寸分も無之候伏見戰爭の儀は徳川前内府上洛先供一同登京之途中被致砲發武門之習不得止應兵及一戰に候事にて敢て 闕下を犯し候儀等は毛頭無之は万人之共に所知に御座候右に付天怒を蒙り候段に相立り臣子之至情日夜慟哭罪名相除候様闔國決心必死を以歎願申出頑固之習風何共撫諭之道無之私共に於て至極苦心仕候間此上は寸時も早く雲霧快晴一藩の人心安堵仕候様幾重にも奉懇願候別紙宸翰之義は先帝御趣意被爲在被下置候儀故筐底に秘め置候得共國事今日の危急に差迫り候に付御内々奉入御覽候間此段御垂憐被成下御奏聞之儀伏て奉懇願候恐惶謹白。

二月

家老

田中 土佐 上田學 大輔  
神保 内藏助 内藤助 左衛門  
梶原 平馬 諏訪 伊助





○宮方御昇進

宮方御昇進。

御精勤に付治部卿を兼山階宮親王  
樂道出精に付叙一品伏見親王。

○濱田侯徳川侯實弟に付御沙汰

濱田侯え御沙汰。

慶喜骨肉之兄弟に付ては出格之以 思召不及謹慎候  
事 松平 右近將監

來る八日卯刻 神武帝山陵奉 幣愛宕中納言發途に  
付爲警衛人數十人寅半刻可差出事 右 同人

○イギリス人參内途中及傷

イギリス人を及双傷。

加茂醫師悴 林下 幸作 十八歳

二月三十日未之刻新地元吉町にて英人に及双傷候其  
節深手にて自殺。

大和浪人 市川 三郎 廿九歳

深手にて被捕三月四日切腹

右兩人にて英人上官兩人爲手負下官八人手負せ通辯官  
壹人切殺何れも深手の由。

警固は肥後尾州阿州三藩之由此内にも手負有之。

さきかけてちるは大和の櫻花

よしやうき名は世に立すとも。

林下

いまは只何をおしまん國の爲

君の恵を身のあだにして。

市川

右兩人辭世。

手 向 草

よみ人知らず

雲井にと思ひにし唐にしき

破らんとせしひとぞゆかしき。

あじきなく世は成行か異國の

ひとも雲路にかよふ満足。

異國のひとをしゆるす雲の上は

こゝろもひろきものところしれ。

右兩人の首級粟田口に於て三月四日梟首。

三條大橋目安箱に短冊に認めある詠歌。

難波津のよしかあしきか知らねども

此御幸こそわからざりけれ。

○朝敵に申渡

二月十八日江戸にて申渡。

父隠居松叟事逼塞仕可罷在候

板倉 万之進

松平 豊前守

竹中 丹後守

永井 玄蕃頭

平山 圖書頭

塚原 但馬守

瀧川 播磨守

酒井 雅樂頭

逼塞可罷在候

入京官位被止候事

姫路 備前にて請取

備中 松山 藝州にて請取

豫州 松山 土州にて請取

大垣侯御謝罪之道は相立候得共未だ實功不相顯候間參  
内被止候事。

一、當時上京有之候得共參内出來兼候諸侯多分に有之。

蜂須賀淡路守八日阿波守に御遷任の事。

備前侯隠居御願御末家池田信濃守殿御養子御相續

の旨右兩條爲御知御使者到來。

○行幸供奉等

行幸供奉

越前 薩摩 安藝 北條相摸守 加藤遠江守 池田攝

津守 池田信濃守當時備前侯 市橋下總守

右先鋒

細川 長州 肥前 津和野 松平圖書頭

織田出雲守 松浦肥前守 森對馬守

神器御奉行 加藤能登守 小出伊勢守

右之所薩、越、肥御免、尾張元千代、藝州下野守、藤  
堂大學頭、柳澤甲斐守被仰付候事。

一、近頃は太政官御出張之御方々宮堂上方多分割羽織  
馬乗袴着用。

貢士諸藩共出候向至て少く兎角人選に困り居候由乍去



其主人の心得次第にて二月三月月位にて引替も出来候旨。

一、是迄浮浪脱走之者自然附屬之姿に相成居候處以來宮堂上方附屬と唱相集候儀堅く被禁候若爲 朝廷忠誠を遂度輩は太政官軍防局え願出候得ば何分の御詮議可被 仰付旨 御沙汰之事。 三月

○松代藩重役勤王御請書

朝命有之旨にて尾張大納言殿え重役御呼出。

河原左京 郡奉行岡野彌右衛門 御目付近藤民之助 二月十六日出立罷越御達之旨有之此御請書は近藤民之助三月朔日早追にて罷歸三日出立にて持参す。

私儀

朝廷尊戴之儀は固有之本心に御座候處今般 朝命御達之趣奉拜承候付ては彌以遵奉仕一藩奮興近隣諸侯申合勤 王勉勵盡力可仕候此段御請申上候。

慶應四辰三月 御名(眞田信濃守) 今般 朝命御達之趣謹而奉拜承候。

一、信濃守(藩主眞田幸民)石京太夫(隠居眞田幸教)共

朝命尊戴之儀は固有之本心に御座候に付私共に於ても其意を體し他念無御座候依之此度御達之趣彌以遵奉仕同藩は勿論近隣諸藩申合勤王勉勵盡力可仕候事 一、賊徒御征伐並非常の節 朝命御達御指揮次第出兵等可仕候事。

一、舊幕府より差圖之儀有之候共御當家え伺之上ならでは其指揮に應じ申間敷候事。

一、隣境徳川家舊領之地取締仕置 御沙汰相待可申事。

一、役向之者壹人御當家え差出置急速御達之義御用聞爲仕可申事。

右之條々謹而御請申上候爲後日證書如件。

慶應四辰三月

眞田 志摩 鎌原伊野右衛門 赤澤助之進 河原 左京 望月歸一郎 大熊 衛士

○太政官代下乗下馬之場

太政官代より被 仰出候事。

一、總裁宮 堂上方 諸大名以下四脚門前門外に下馬札有之右之處にて下馬之事。  
一、非藏人諸官人以下藩士に至迄總門外下馬札之處にて下馬之事。

下乗之事

一、親王丞相車寄切石之上。 一、堂上大名四脚門外。  
一、非藏人諸官人以下總門外。

右一通  
一、自分藩徴士被仰付候者は奉 命即日より朝臣と相心得勿論舊藩全く關係混合無之 御趣意に候間此旨相心得可申事。

右一通  
一、大藩(但四十万石以上を唱) 一、中藩(但十万石以上三十万石に至を唱) 一、小藩(但一万石以上九万石に至を唱)。

右之通諸侯石高を以三等に區別相立候様被仰候事。

三月

○夢もの語り

正月三日より戦焼失等の事。(伏見鳥羽の戦戯作)

あら玉の年の始めと祝ひつゝ組重酒に酔潰れ下手の癖とて火箱引寄假寝の夢ともなく現ともなく頃は慶長四戊辰年正月三日申の刻出火なりとて早鐘にどきつく胸を押しづめ外面に出て打見れば伏野の方に當りて黒煙り立登り風もなきに見る内に二口三口となりて大砲の音頻りなればスハ大變と仰天し怖れ噎くその内に禁闕御守衛の御大名方各々旗指物いかめしく隊伍を亂さず御参内如何成る事やと問ければ將軍光秀の御暇参内と虚飾して數万騎の大軍を以て都を襲はんと謀りしに露顯に及び羽柴秀吉方の京勢島津兵庫頭義弘毛利右馬頭輝元山内猪右衛門一豊勤王無二の勇兵三千余人諸方に手配其中に鳥羽の先陣島津毛利の兩勢今や遅しと待かけたり然るに光秀の先陣桑山越中松山判官等三万餘の



大軍小枝橋を打越上鳥羽さして寄來る京勢わざと味方勢を家陰に埋伏して僅二十八斗りにて大軍を押し止んとしたりければ敵勢等鳥津の小勢を欺き鐵砲打掛る其音を合圖に埋伏たる官軍一同に起り立家陰より鐵砲烈しく打出しければ敵勢思ひ掛なく討るゝ者數知れず四度路になつて見へにける此時毛利勢二三十人街道より西手の川中を南へ下り法華橋に出敵の只中へ鐵砲烈敷打懸け煙の下より切て入豎横無じんに切立れば只さへ亂れし光秀勢さんへ成つて八丁細手へ遁城南宮邊に引退くされども敵は大軍なれば新手を入替々々大砲小砲打出事天地も裂る斗りなり鳥津勢も大砲小砲透もなく打出し爰を専度と戦ひけり然るに北の方に當り黒煙り巻揚り早鐘頻に撞ければ敵勢洛中に逼りしやと都の市中又も仰天し目玉ぎよろゝ胴ぶるい赤子を逆倒に抱かへ夜具よふとんよ着類よと騒ぎけるに程なく煙もうすらぎければ胸撫おろし活たる心地ぞしたりける此出火北京畠山町とぞ申ける扱此火の手を見て鳥羽口の京勢攻口少し緩みけるを光秀方の先陣桑山松山等采

配おつとりスハ京勢は引色成ぞ進めや者共進めゝと新手を入替へ攻立つれば流石猛勇の鳥津毛利の兩勢も既に苦戦と見へたる所洛西の粟生光明寺に屯したる毛利土州の兩勢二百騎上鳥羽を横切り城南離宮の森陰に埋伏て居たりければ是を見るより敵勢の只中へ森陰より大小砲を覗ひ打に烈敷打出せばむだ玉一つもあらば社將棊倒しに打倒し煙の下より一同抜つれ切つて入當るを幸ひ切立れば又京勢大返しに切入へ難立れば何かは以てたまるべき光秀勢討るゝ者數知れず大筒小筒旗差物鎗長刀玉藥足の踏所もなく打捨下鳥羽さして敗走す官軍は息をも繼がず攻立れば下鳥羽の民家へ火を懸け防ぎ戦ひ共終に叶はず横大路へ敗走す横大路にも足を止むる事能はず富の森へ遁走る鳥津毛利の兩勢勇み進んでひた打に大砲小砲烈しく打懸へ煙の中より切て入難立突立戦ひければ光秀勢又討るゝ者數知れず賊勢家々に火をかけ其隙に納所え繰引したりし所毛利鳥津山内の官軍短兵急に追付て攻ける故納所にもたまり兼逃出て淀の城下え敗走す扱又伏見は三日申の刻

光秀勢會津肥後の大塚高松入道等先陣としておくより濱がはの民家に火を放ち家内の老若男女を追ちらし其身一つを漸々と横大路へ逃るも有夕飯時の事なれば茶わん片手に赤子を抱き駆出もあり徳利さげて走り出表の柱へ突當てかけるも知らで遁走る少し間遠の町々は道具を運ぶ混雑や風呂敷包負て老人小供の手を引て泣叫ぶやら物音騒ぎに鐵砲烈敷其響にて天地も覆るかと言斗りなり夫は扱置光秀は桃山近所に明屋敷有ける所浮浪人共を集め兼て入置ければ官軍當年の先鋒鳥津毛利の兩勢明屋敷の前より火を懸け後の方豊後橋を切落しければ籠の鳥の如く出る事不能浮浪人共残りなく射殺さる此勢に乗じて鳥津毛利山内の勇勢血戦甚しければ光秀勢伏見を追立られ淀の方へ落行ける然るに會津勢六百人餘三栖の宮に埋伏して鳥津勢をやり過し兩方より挟み討にせんと謀りしに鳥津勢勇み進んで進行所を會津の伏兵三栖の宮より起りて既に後を討んとする時毛利勢目早く是を見て伏兵目懸けて鐵砲數百挺筒口揃へて打懸煙の下より多勢の勇兵切て懸れば忽ちこ

なみじんに成て逃走りけり續て官軍烈敷戦ひける故光秀勢を淀の城へ追込攻立ければたまり兼淀の町へ火を放ち其の際に八幡をさして逃行しが爰にも堪へず火を放ち暫し防けれ共たまり兼橋本宿へ逃行しが橋本に堪へ兼火を放つ然るに街道の毛利勢狐川の渡しを乗越不意に攻立ければ楠葉をさして逃行ける楠葉小倉には兼て毛利勢埋伏ければ忽ち起り立て戦ひ攻立ければ一さへもさへずして牧方さして敗走す此時光秀勢味方を算ふるに残り少くみな討たれける故迎も牧方にも防戦叶はじとや思ひけん牧方にも火を放ち散らばらんととなり大坂さして落行しが大坂の城にても迎も防ぎ難しとや思ひけん臆病神に誘はれて主従わづか二十七騎にて泉州堺へ落行けるが狭吹風も敵勢の追討するかと取ものも取あへず堺の町にも火を放ち煙に紛れて乗船し本國さして逃歸りける秀吉方の官軍は勝凱を作り分捕生捕夥敷悦び勇んで注進す斯る大變成御混雑の中にも伏見を始め牧方や所々焼失の窮民に 朝廷より壹人前米三升宛壹軒前金貳百疋宛被下置又其上に極難



澁の者へは鳥目別段被下しかば憂ひの泪に引かへて悦び涙絶間なく殊更に都近所や難波がたためしすくなき騒動中に不思議や米の價の日に増下直に成けるは是君の恵ぞ有かたきとて悦ぶ聲に目をこすりあたりを見れば初夢のまさ夢なりしことどもをかきしるし畢。

燒失竈數

伏見三百八十二軒 大坂の城  
下鳥羽二百十八軒 八幡百三十八軒  
横大路二軒 橋本九十八軒  
富之森八十二軒 大坂難波新地六十九軒  
楠葉六十七軒 淀町四百一十一軒  
牧方百二十一軒

○北澤上京途中官軍と應接

二月廿五日附北澤氏御留居守役より京都着直に洗馬宿へ出張致し居る宇敷氏え來書の寫。

過日拜眉後宮越驛にて高松殿御止宿に御逢申上候て夕暮と申旁關門通行出來兼遂に同所え一宿仕候即夜廿一日也

一封相認發候處如何御座候哉定て相達し可申存候其節も申上候通福島表には尾州家役人十餘輩農兵隊五百人餘りにて嚴重相固罷在候儀に御座候小生は參與御印鑑にて早速通行仕候廿二日は馬籠にて夜に入廿三日朝大井驛にて左京殿御出立の處え乗附福島より南宿々に入人馬無之候處左京殿御上にて差急候一町餘り御引戻り被下岡野氏罷在候本陣にて江戸表以來之儀大略申上御在所御様子も奉伺大安心仕候夫より差急ぎ夕刻太田驛より參り途中大垣周旋方井田五藏に面會小子名札の裏え尊名等相認め洗馬驛へ御出候はゞ左の者え御逢被下度段相頼置候如何哉御承知置可被下候太田驛に至り鎮撫使御本陣脇大垣藩桑山豊三郎と申表札相見候間相尋前日大田氏等厄介罷成候條厚く禮も申述途中見聞の次第をも申聞候處同氏の言に逆もの事に御座候間鎮撫使御本陣え罷出大監察え右の段申上置候様との言に御座候間何れにても宜敷と同氏と同道にて御本陣え罷出。

應接掛

岩村精一郎

赤松衛之助

右之兩人え面會途中戦争の事情申上居候内

大目付 香川 敬藏

右之仁軍議にも參謀致し此度の元帥とも可申人の由罷出猶種々相尋其上其君侯には如何被成候哉と相尋候間當時在府之處去る四日於京師重役え御親征の御儀並東山道出兵被 仰付且主人え信州十藩の觸頭被仰付候義にて小生は右御請書持參上京仕候義にて主人儀も近日江戸表出立松代へ立寄の上早追上京可仕旨申述候處右は造構の事也東山道出兵は其上にて歟と被申候間右は此儀江戸表にて 主人に不拘前段松代表より相發し可申心得に御座候尤其邊の事周旋の役人は近々松代より此街道え罷出可奉伺事と奉存候小生は右の爲に參り候儀に無之旨申出候此事江戸表より御在所へも申送り相成居早々一人と申處各様方其邊御合の事と奉存候所右は心得候其邊の御役人被參候はゞ御掛合可仕由に付何分御願申上候其内相良總藏隊之者追分にて戦争の儀に付薩藩之者御逢申度由にて 薩州 平田九十郎右の仁罷出段々相良總藏の事申聞近日諏訪表より京師岩倉殿え罷出改て官軍先鋒之儀相願候處右は總督府え奉願候様との儀にて大垣え參り總督府へ奉願候處亂防等

の間も有之間取押不苦旨相達置候間向後右様の儀無之様との事にて賜物も有之薩州にて預りと申所にて歸り申候此人從來薩州出には無之薩藩と唱候事と奉存候右は十八日頃と存候處行違ひ總藏之歸らぬ内に戦争と相成候事無是非事と被申候右平田も中々話もはつきりと相分り薩州僻遠の士とは不被存候薩州今藤新左衛門と申人子年度々往來も致候故承り候處右平田氏の朋友と申事彼是談判致し此上主人人數此方え御附屬仕候はゞ可然奉願上候と申出候處委細承知に御座候右の次第御座候間鎮撫使追々其地え御出に相成候はゞ先大垣藩桑山氏え御掛合同氏え萬端御打合前條三人の内え御掛合被下候はゞ御都合宜敷尤香川氏は上等の人に御座候間些かの事は應接方へ御談被下度大垣井田五藏は書生にて三十餘の人隨分勇氣有之人に御座候桑山氏は老練功者と申べく候外三人は何れも三十前後の人中々剛強者と被察候可然御應接御座候様仕度奉願上候因藩堀元九郎にも一寸面談仕候是も壯士に御座候。

先は御心控迄勿々申上候尙宜御勘考奉願上候。以上



二月廿五日

北澤幟之助

宇敷元之丞様  
横田 數馬様  
西山 良輔様

二白別段御在所え此事不申上候間御一覽の上宜敷奉願上候諸藩何れも筒袖細袴様の服にて廣袖平服にては無之軍議參謀の士は何卒可然者被仰付候様仕度外に手傳周旋の士一兩輩是又御人選の上の御人選と奉存候餘計の儀申上恐入候勿々以上。

道中日記

一、十六日夕江戸發足熊谷にて夜明。  
一、十七日晝後大雪八寸餘夜四時松井田着横川御關所通行出來不申遂に一宿。  
一、十八日朝羽根石茶屋小池小左衛門方より十町餘上り小諸勢偽官軍と戰爭の儀承知既橋藩須田前助に托し探索續て安中町奉行猪狩幾右衛門久保庭兵五郎に面會様子相探峙迄登り候處偽官軍敗軍坂本の方亂入と相成一と先坂本え引取一宿。

四四

一、十九日峠を越脊掛迄罷越偽官軍追分と脊掛の間罷在通行相絶同夜一宿。

一、廿日岩村田城偽官屯集通行相絶候の處飯島楠次郎當時岩村 周旋にて繼立和田迄罷越途中笠取峠に諸固有之和田にて竹花兵馬に面會諏訪表に偽官軍屯集すと雖も參與の御印鑑もあり 朝廷御達之御請書持參松代の御人數も出不申故峠を越談判の上通行夜明。

一、廿一日朝洗馬にて拜眉宮越にて高松殿御止宿に逢ひ夜に入旁關門通行不出來。

一、廿二日關門通行馬籠にて夜に入。

一、廿三日朝大井驛にて左京殿岡野氏に逢ふ夕太田驛にて鎮撫使御本陣え出目付香川敬藏殿應接方岩村精一郎赤松衛之助に逢薩藩平川九十郎に面會種々申談事置。

一、廿四日朝合渡を發し夜九時過京着。

右は途中の大略に御座候早追にて餘り遲延に付認差上置申候御含置松代表へ宜敷奉願候以上。

二月廿五日

諸藩上京旅中にて大總督御鎮撫使其外御附屬の方々様え於途中御出會申上候節心得方の事右御休泊の宿驛通行の節心得方の事。

右三ヶ條伺出候

大總督御鎮撫使其外於途中出會之節不取敢 天機相伺尙御休泊の宿驛官軍御固め場通行等の節是又相伺御差圖を請通行可致事。

二月

右北澤氏前書之通夫々周旋頼置候故にや洗馬驛諏訪等にて總督府向其外此方御役人都ての儀無差支周旋向宜敷御他家より罷出候御役人不審を立候程飯山杯にては其向不都合等の儀有之此方御役人え執成を頼候義有之由。

○當節江戸等の形勢

當節浮世の形勢問書。

一、江戸麾下士脱走多くして三黨に分れ所謂唱義隊誠忠隊と云其内誠忠隊に激烈士多く其隊より事破るべき

歟前閣老板倉小笠原兩侯も脱走の間あり小笠原侯は淺草屯在の中に居らるゝよし風聞なりと云。

一、東海道官軍は品川より芝新橋迄下陣を取御臺場も皆薩州等にて取り守る市ヶ谷尾州邸えも押入居山にて日々諸藩邸の様子見あるき種々の儀申込候由既に當御屋敷えも因土の藩士大銃四門拜借の事前に詳也京極家えも參り大砲を借り度申込候處已に在所へ送りたる旨相斷直に穴を堀當座の爲に埋たる由。

一、御藏米取の御家人三月晦日限り御扶持不渡由。

一、諸藩辻番引拂たる多く稀には番人居も有之由。

一、今日(四月初日)金千五百兩壹口千五百六十二兩壹口又重内等三人宰領にて板橋え押送し江戸より玉一(玉川一學)留守居を呼來り岩倉督府え差出す事の由田中權之助も夫の事にて早追にて行し由也。

後聞御城米百何十石有之を代金にして可出との事の由然に先頃書出の員數遂に減散になり候故其事を申立候爲に田權は行く且四條殿え御貸陸尺八等沓掛驛にて暇を賜りたる時金貳千疋賜りける御請使を兼行

四五



たる由四條殿御不快にて坂木驛にて御頼にて御陸尺八人御貸被遣候事前詳也

一、四國追討鎮撫使御用に付明石城明渡候様被仰候旨爲御知到來之處伊豫松山 備中松山 讃岐高松 等何れも伏罪開城差上度旨申立候に付追て御差圖可相待相達既に鎮定に付開向に不及候間明石城御用無之旨御達有之段是又爲御知到來之由。

一、桑名侯是迄江戸築地に於て御謹慎之處御沙汰も有之御領分越後柏崎へ御越御慎被成候旨爲御知到來之處既に會津へ御廻り船路を柏崎へ御着有之たる旨北條探素手より申立候由 會津侯御歸邑の時密に御一同會津へ御下りと云風聞候由なるべし。

一、江戸にて道路に闇殺せらるゝもの有之多くは藩人の由にて脱走人の所爲ならんと云薩人等は慶喜反狀益明白に付是非兵を不用ば不事濟と云とも辭なきを以故に事端を設け彼より兵端を開く可ことを求候故遂には事の破に至るべき姿なりと云。

一、宮力宮下大砲頭等を訪に在宅の事なく必其出先役所等え行て對談する由防禦の備悉心配の様子なりと

云勝安房 十萬石の朱章を賜駿遠を可復謀りて海軍を率へ發したる由。

○宮下力江戸より書翰

在江戸宮下氏四月朔日付東抄。

扱此表も和戰の兩道多分今明日の内には相極可申旨土州の應接方より承り候昨日此地大砲頭の申聞候には九日は戰には相成中間敷申聞候今日も御用にて右大砲頭え參り申候明日は因土兩藩の陣並尾州御屋形え罷越申候用向にて此中は左右え周旋仕面白き事共に御座候いづれ近日奉拜顔萬々可奉申上候未出立極り不申候得共近々出立可仕御用も御座候はゞ又御地え參り候迄も先々歸邑の趣に候間眞に御用繁にて御不音勝奉恐入候云々。

四月朔日

先達て鳥渡申上候會兵追々其地え相廻り可申上近日の義には無之候得共此表は其地の方急迫の義に御座候御心構に申上いづれにも近日得拜顔萬々可申上候。

○浮世の形勢

東西談記

一、因土兩藩の先鋒え貸たる前に認候大砲はライフル加農砲一門二十寸忽砲一門手白砲二門也。

一、會藩より越後路え人數を出すに初には脱藩の者勅使え對し不敬を氣遣鎮撫の爲と唱へ今は預領分鎮靜の爲と稱し候由にて小山小千谷 小千谷等へ宿陣致させ其近傍二三里の村々え博徒無頼の者を撒布潛居致させ

耳目に備る由也湯田中村河原湯又五郎にも其子分數百人雇度旨申遣二百五十人は諸遣したる由。

一、鎮撫使蒸氣船にて新潟え着船と云たるは訛傳にて桑名侯の駕せられたる船を誤り認たりしと云一説には別に越後鎮撫下向有べきとも云。

一、新發田と會津兵端を開き新發田敗たりと云。

一、會津領え三年來入居たる他國人え手充を與へて出し歸らしめ夫より久しきは其儘居らしむと云又他國探索間者を改め糺たる風聞も有之馬場介河口左文二月十

五日出立越より奥羽の國々え探索に往今に四月十四日迄也 音

信一度も無之安否如何然る處四月十五日晚無恙罷歸る

一、善光寺東町法連寺早春本山之催に應じ上京三月廿六日京地發四月六日歸る由鈴木部と稱し居る未親懸と云たる由也 諸國より

走上る僧兵の内口上隊え入たるは隔日申げ辻え勤番し一心隊へ入りたるは初め銃を學たるを門主と見合せる

様被申今は日々劍術を學より外に勤が無之出席六十人に候も不滅と云長州より出たる一僧身の内彈傷之疵七ヶ所頭に槍疵の跡あり長州數度の戰場一度も不欠場數のもの也と云。

春來京師無事にて異人參内と難波 行幸の外可話程の事なしと云。

右僧兵等皆蓄髮既に長きは打紐にて束ね後へ垂れ候由異人參内より頼に西方の評不宜なりて「響は錆る枯た葵は花を咲」と云如き童謡に數々出て摺物等も色々あり難波より大和路へ 行幸等有ば又動搖たるべしと云ふ。

一、諸藩より出たる侍總裁顧問の御手充千兩議定向え



出るは七百兩參與局え出たるは五百兩と云。

○安宅の關勸進帳トコトナレナレ

大小勸進帳

大勝利

かねてよりうば。さも高き薩長土三。五。二。かつぐ霜のよ  
ろこび。

小敗軍

正。四。なり極。王。四。會津もみなはづれけい喜もたちて六こ  
ふ勢。七。九。

安宅の關 勸進帳

加賀國富樫某等此度源義久右大將家と御中不和に付廿  
七人の夷山伏となりて東國へ下向の由右大將家聞れ諸  
國え新關を建て夷山伏を打留めよとの嚴命なり義久の  
御供には伊勢の蛤松山二郎大瀧高松其外平山火出し坊  
皆様會津太郎は無茶師坊變化先達の姿となりて已上廿  
七人山伏となつて安宅の關へと出給ふ關守咎めしに無  
茶師坊すゝみ出我々は眞事の義經辨慶程の強き者にあ

らず那んでも唐大感心のためかよの姿となりて諸  
國え兵糧勸進仕候連判帳を取出したからかに讀上げ  
る。

夫ぬらくらおもん見れば大恩京都の長の月日は佞奸の  
胸にかくれ生死さかいの中にたれたすくべき人もなし  
爰に朝敵の味方おはします征夷將軍と名附奉り返上し  
て此職をはなれみれんやみがたくけいき眼になみだ玉  
を連ね思ひはせん方なさに我に旗をひるがへして無茶  
な軍をもようして多くの人の難義を思はずして會藩坊  
桑松諸所え亂妨す一軒半疊の家々までも我等が無理に  
火をかけてこゝかしこにて衣類金銀をださせ非道平生  
仕候と 日本國中に響く斗りに讀揚て例のろふそくの  
火を出せば關の人々肝をけし火を吹き出すかと恐れを  
なして通しけり。

都風流トコト節 慶應四戊辰三月三日ヨリ合戦

一天萬乗のみかどに手向ひするやつをトコトナレト  
ンヤレナ ねらひはづさすとんく打出す薩長土トコ  
トナレトナレナ。

正月三日於高瀬川堤戰死 二十五歳 墓  
片山金治

正月三日於高瀬川堤戰死 二十歳 墓  
尾川猪三郎直忠

正月六日戰於城州八幡到本邸死二十八歳 墓  
徳山藩 福島男也源正盛墓

三月十日於攝州大坂城中即死 二十歳 墓  
久保直吉源義房

同斷 小林隼太源義光 墓

同斷 竹田次郎藤原常忠 墓

正月三日於伏見戰死 二十歳 墓  
宇佐川熊三平忠次墓

同斷 後藤深造藤原則正 墓

正月四日於伏見戰死 二十歳 墓  
石川金藏源保邦 墓

同斷 山下羽平藤原貞政 墓

正月四日戰鳥羽還死 二十三歳 墓  
入江隼人源重忠 墓

同斷 河口梅吉多々良正義 墓

○東福寺に戦死の墓

洛東東福寺墓墳之圖 慶應四年戊辰月

宮さまく御馬の前のひらくするのなんじやいな  
トコトナレトナレナ ありや朝敵征伐せよとの錦  
の御旗じや知らなにかトコトナレトナレナ。  
ふしみ鳥羽淀はし本くす葉のたゝかひはトコトナレ  
トナレナ 薩土長とのなしたる手ぎはじやなへかい  
なトコトナレトナレナ。  
音に聞えし關東侍どつちへ遁たと聞ふたればトコト  
ナレトナレナ城もきかひも打捨て、阿津まへ逃たげ  
なトコトナレトナレナ。  
國をおふの人も人を殺すも誰も本意ぢやなへけれどトコ  
トナレトナレナ薩長土の先手に手向ひするゆゑぞ  
トコトナレトナレナ。  
雨の降るよなてつぼのくる中にトコトナレトナレ  
ナ 命をおします先がけするのみんなおぬしのため  
ゆゑじやトコトナレトナレナ。



同斷 品川喜市源 義昏墓 行年何歲  
 正月十日戰死 植田龍之助 清信墓 行年何歲  
 正月三日戰伏見二月十二日死 二十三歲 原田久米之進 義固墓  
 正月三日於伏見戰死 二十五歲 相木國四郎 繼墓  
 正月五日戰於淀同日死 二十九歲 入江藤馬 一義墓  
 正月五日戰於淀同日死 二十三歲 有田彦兵衛 忠老墓  
 正月三日於伏見戰死 二十七歲 三浦龍輔 孝之墓  
 正月五日於淀戰死 三十歲 黑瀬 千代太郎 藤原賴近墓  
 同斷 河上四郎 源道正墓 二十四歲  
 正月五日戰於淀同日死 二十九歲 戶澤竹次郎 政勝墓  
 同斷 石川伊三郎 義忠墓 二十九歲  
 正月五日於淀戰死 二十五歲 松原善人 源義明墓

正月五日於淀戰死 十九歲 伊東京次 橋香哥墓  
 正月五日於淀堤戰死 二十六歲 石川厚狹介 正臣墓  
 正月五日於淀戰死 二十三歲 十川三郎 大江良久墓  
 正月五日於淀戰同日死 二十四歲 吉田順之助 源義久墓  
 正月五日戰於淀同日死 二十歲 上山讚五郎 源忠之墓  
 正月五日戰於淀同日死 三十歲 岡崎高植 藤原守正墓  
 正月五日戰於淀二月四日死 二十六歲 大村清次郎 義正墓  
 正月四日戰鳥羽廿四日死 二十歲 佐伯鐵之助 鐵之助墓  
 正月五日戰於淀廿四日死 二十三歲 石川和三郎 勝久墓  
 正月五日於淀戰死 二十一歲 藤村英次郎 足穂舍稔彦墓  
 德山藩 源正盛

辭世 進み出てあらしにむかふ武士の今日をかぎりの死出の山道。

○德川慶喜へ勅諭

德川家へ 勅諭

勅諭

德川慶喜奉欺罔 天朝之末終ニ不可言之所業ニ至候段 深被爲惱 宸襟依之 御親征海陸諸道進軍之所悔悟謹 愼無二念之趣被 聞食被爲垂 皇愍之餘別紙之通被 仰下候條謹而御請可有之候就テハ本月十一日ヲ期限ト シ各件所置可致様御沙汰之事

右期日既ニ寛假之 御沙汰ニ候上ハ更ニ嘆願哀訴等 斷然不被 聞食恩威兩立確乎不拔之 叡慮ニ候速ニ 拜膺不可有異議者也。

第一條

慶喜去十二月以來奉欺 天朝剩へ兵力ヲ以犯 皇都 連日錦旗エ發砲シ重罪タルニ依爲追討官軍被差向候 所段々貞實恭順謹愼ノ意ヲ表シ謝罪申出候ニ付テハ

祖宗以來二百餘年治國之功業不少殊ニ水戸贈大納言 積年勤王之志業不淺旁以格別深厚之 思召被爲在左 ノ條件實行相立候上ハ被處寬典德川家名被立下慶喜 死罪一等被宥之間水戸表エ退キ謹愼可罷在ノ事。

第二條

城明渡シ尾張藩へ可相渡ノ事。

第三條

軍艦銃砲引渡可申追而相當可被差返事。

第四條

城内住居之家臣者城外へ引退謹愼可罷在之事。

第五條

慶喜叛謀相助候者重罪タルニ依可被爲嚴科之所格別 之寬典ヲ以死罪一等可被宥之間相當之所置致シ可言 上之事。

但万石以上ハ以 朝裁御所置被爲在之事

右四月四日 勅使柳原殿御下向慶喜西丸エ被召呼被 仰渡之。



○新聞諸所の形勢

新聞 含章堂主人所記

一、四月四日 勅使柳原殿橋本殿西丸え入城五條被達候由段々歎願之次第有之を以格別之 御寛典を以慶喜儀水戸え御預日万石以上 朝廷御直臣万石以下徳川家之臣たる事曰海陸軍器械不殘差上候事。

右兩勅使一時計にて御退有之候由親敷途中觀候由也。來る十一日迄に御受可有之との事の由徳川家百五十万石なるべき由也 六七日以來の風聞也 麾下八万騎百石宛にして八百万石也然ば此万石以下も王臣となるべきかと云。

一、自今府下屯在脱走之隊名廿餘有之猶隊名不知屯在之者も有之由然所役義勤有之ながら隊中に加り居候者は被禁候由是も五條之内か不知由。

一、柳原殿の旅館赤羽根有馬侯邸の由何の故に哉一旦着本門寺え本陣を移されたりと云或は板橋品川宿陣の諸卿に準せられしにや

一、官軍大方洋服也上等の侍はダンブクロに無之何とか云ものを着せし由唯尾州藩のみ羽織にて其餘皆洋装

の中にては軟弱に見えたりと云參謀板垣退助も洋服也甲州の事此人え問合の爲山中小平次横田等往來する由官軍は皆無僕の由我侍從僕の多きは今日に在ては不似合の様に見ゆと云。

一、七日に江戸城御開渡有之勅使入城の由歸路之風聞也 已上十二日歸着也 宮島嘉織氏語也

一、四月十三日甲府より白川稅早追にて歸着江戸不容易急迫之勢に付 御上京不可然旨議論最中飯山より急使二騎を以て會津勢三千人既に越の輿板を押し通り谷通り今夜は先鋒飯山着の聞有之實に先鋒見え候はゞ猶又急騎を以て報其時は神速に援兵出張を乞旨を告たり依之急飛脚二人を以差立御宿制呼戻し京師へ注進有之御發途御延引御日限追て可被 仰出旨演説有之由 但來る十六日御發途御上京御日限御發しに相成居たり。

一、小隊四小隊明朝出立之心得達有之富永新平先頃見込申立候に依り物頭被免候處尙又出張且助金兒友太郎

□□□二人急助可被 仰付候由。

本役蟻川賢之助と四人にや一小隊一人の指令士の可辨

所にあらず洋法四人一小隊を指令す且伍長の首伍長嚮導あり況や此小兒輩何を爲し得んや天下有名の會人に對する如何せる心得にや。

一、御供御番士 御上京の 彈藥二十發宛既に渡たる由御武器方夕刻より總出にて準備する由。

一、谷通出張の會兵三千と稱し候得共實は如何か諸道え出勢の虚聲を張るならんか備中松山唐津等の士卒も會兵に加り居由 右黄昏所聞

一、或人云早春此地より多數の御人數早追同様死に身になりて御出府被成候を江戸にては皆々笑ひ物にて一向調子乗り不申笑止の事に候得しと。

一、諸家様にては皆御一致にて被成候様相見候當御屋敷にては皆様方それ〳〵にて御一致に不相成候は何故の御事に哉と申候。

一、江戸御屋舖近邊は淋敷なり候へ共日本橋より向ふ淺草邊は三味線も聞え先達迄は芝居も有之爲差替りは無之と 志道云是は三月十六日頃迄の事や官軍押寄前諸藩引拂後は山の手町邊で差別可有之謂無之官軍押寄候後 は火の消たる如くと聞いたり

一、御大名屋敷御門銅物迄外し候も有之又一切其儘の御屋敷も有之 已上四件は宮島氏僕某の話なり雖不聞足亦方今形勢の一端を可想也

一、英人サトーは幕府に仕へ佐藤權之進と稱し襦高袴割羽織兩刀にて居由。

一、宇都宮藩に權奸ありて君侯を佐幕になし會藩え通じ居り江戸敗るゝの後君を倒し自分勤 王之掌に當り宇都宮を押領せんと謀たる事露顯し其黨を併せ誅せられ君侯純一の勤 王の色を顯されたるを以て會人惡之已に宇都宮城を圍み手初に攻取らんとする勢也此事は其備の爲に哉江戸より武器を運びたる者の嘶を宮下力氏直々聞たる由 僕と親敷者にて來話せるを呼出し聞たる由四月十三日晚醉書。

按ずるに飯山使者口上手探と云もの有之由右には江戸脱走のもの五百人程與板邊にて見懸候由万一倍濃路え可參哉爲心得申達する旨大垣の探方鎮撫使の命を請て通達す其段尊藩へ御通達申候様申候候尊藩は御本隊の御義万端宜敷相願とか申事の由敢て援兵を乞とも無之由追て其口上手控を求て可寫也四月十四



日録す。

志道云越路探索河口氏左文馬場氏介二月十五日出立

昨晚四月十日

歸る奥羽兩國越後探索之處與板を通り候は歩兵杯に會の脱走人入交り居信州路え押出候や否不知由奥羽は不穩仙臺侯には宇和島侯より養子に被爲入候に付勤王勿論なるべし我君上の御舍弟と申事也。會は迎も六ヶ敷と申事此咄又咄にて一寸聞候而已。

輔十郎宮川上の御内用越羽奥の邊探索として四月十日

出立惠明寺え参り居候出羽の僧歸國に付是と一同罷越候出。

一、越後出雲崎在陣の會人旅人兩人を捕ひ糺問せし所絶て其實を云はず同所より三丁斗り有之刑罪場へ連行尙詰問する所不得隠一人は紀藩一人は長藩にて奥羽より廻り此地え來りたる旨にて手配も有之會國の事情をも記置候故すたゞに切殺たる由四月十三日聞書。

一、四月十四日御使役齋田千三郎松本え原半七郎上田え使する由右は昨日飯山より報告する旨を十落え豫報

し且別に何事あるにや飯山えは小野熊男行たる由斥候にや。

一、昨日飯山よりの兩使一人は大垣藩土岩倉殿の密命を承り越後探索之處會津不容易企にて既に人數押出昨日四月十二日與板え宿り通り候に付無程信州路え押出可申に付夫々手配有之其段列藩へ御通達可有之拙者共は是より直に總督府え注進に参り候間此跡の様子は貴藩にて探索手御差出其模様督府え御注進可有之旨にて是迄探索の次第書相添飯山え差遣候付御觸頭え御達申候間外列藩え御觸被下度との事は宮家御用也一人は右に付援兵の儀御頼の由也右故松本上田え使節被差出たる由也。

一、右に付一左右次第御人數出番頭禰津丈之助御番士十五人物頭蟻川賢之助御使番徳田次郎左衛門蟻賢等今朝四月十五日出立の心得にて徹夜用意一夜に高張挑灯の處未だ飯山より音使無之未出勢。

一、宮下力今曉四月十四日歸着の話を傳聞候去八日江戸出立倉賀野より大笹通坂裏え出地藏峠を越歸着河原理助

牧野良平一同也荷物は三月廿五日に出し未一物も達せず。

一、去る四日柳原橋本兩勅使西丸御入城を遠くにて拜觀せし故不詳金の烏帽子に紅の厚房鍬の御馬立隨從五十人宛之由夕七時頃の事にて西洋時計二分時計にて御退出也。

一、前將軍は無一異議水戸え御出立旗下の士は悉脱走にて一回御受には及間敷日積にては昨日今日頃戰爭始り候頃之由。

一、初大砲の事にて徳川家御役人え行始候處次第に往來する人多く若年寄杯にても何時にても行けば直に對面有之又海陸防禦手配に付兩軍の指令士諸頭等各其信地之形勢如斯に付大砲小銃備方用法方問合の爲來る者多く又因土兩藩士にも往來の者多く皆宮下を先生と稱し候事にて双方の事情日々に聞得候筆だに廻り候得ば何程も新聞紙出來可申候得共何分應接にて閑暇無之甲府より來り候四士第一坂本寬平第二山中小平次第三白川稅歸り横田作太夫は猶在府也白川初皆宮下の説を聞

て歸りたるにて疾に此地え可報告と思候處今頃着と云は何を致居候や横田殘居候ても事情を探り得る事は難かるべし川口池村杯被遣候共手寄無之候得ば事情を得候事は六ヶ敷かるべし徒に國財を費し候而已ならんと云。

一、麾下士の勢如斯にて準備も頗調候様に候得共必竟は江戸人弱く勝利無心元様被存候由右人々の祖先は孰も鬼神の如き面々成しが其子孫に至り二百餘年の大平の化に醉眠して今日の柔弱になりたるなり是を鍛直さんマダラ躑躅は有や鑄師エモンは有や答の曰不レ知曰今日の形勢になる所以なり。

一、長州人宿陣某寺に西洋之通りに國旗を高く掲げ置候此陣官軍中第一近所に迫り居由。

一、因州士宿陣にて洋装を笑候處此度實地にも試候處是に無之ては不便の旨を論じ憤候様子に付左候ても某は洋装胡服は嫌に候と申して息み候途中半洋装を用ひ候者も出府後皆純洋装者も出府後皆純洋装香も用候由

一、歸路上州にて聞候得ば是迄噂も無之所に戰爭有之



皆一揆騷動の故也其内黒田筑後守上總久留里三萬石をば打殺し其肉をそぎ食ひ屍を焼捨たる由用金取立壹石に付き非壹兩の由道故との事也。

騷動押來に付郡奉行用人等申合候得共中々不承服手向候由に付逃戻り右の趣君上に申立候處君上直申合可致を御乗出し有之と亂妨法外の始末跡は如何治りしにや百姓迄もかゝる世界とはなりぬ。

元御勘定奉行小栗上野介も上州吾妻郡横田一揆に追はれ夫婦或觀音堂の内に隠れて辛く命を助かり候得共一愛女を打殺されたる由以上。

一、今日四月十四日晝時過香野兩村より訴出候は右村近邊村々張紙致し貝竹筒なるべし彼邊にては人を呼ぶ集るには必ず竹筒を吹て呼べりを吹立申候はゞ何れも某の所へ出集るべし若不出者は其家え火

を可掛との事にて既に安田口え五百人程押來り一昨夜十二同所五六軒焼立又木島え越候道犬飼通りと三百人程か云にや中野陣屋え嘆願に出たるや未分若しくは中之條支配の村々も同様三納取立の事なるか御領分に不係事に付先物見として手附公事一手唯今差出候由其注進次第と申

事四月十四日八時開。

一、今晝九時近藤民之助鈴木治部左衛門兩人御目付早乘にて道島の方を西え走行由何事なるやと云。

按に中之條に尾州磅礴隊卒を引連來り居候松本省庵え中野の條相談には無之やと被存候事。

一、宮下力説に新錢座に出居候會人ども附合候處彼藩より諸方え探索差出候様子其内一事にても事を洩し候者あれば直に切殺候由人を殺し候事は何共不存様子なり。仍て思ふ川口馬場も四月十五日晚歸り安堵なり。

一、宮力氏猶御内用にて直に四月十五日晝出立江府え罷越 四月十三日晚歸り直々本文之通。

○勅使西城え入城

在江戸某筆記の由

勅使方四月四日西城え御登城徳川家え被 仰渡五箇條の内十一日開城云々にて跡御立被成下方に寄數萬の御旗下御家人浮浪と成か不成かの塚に付一統不穩御屋敷にても探索方飛步行候得共其實手に入らず今にも事發

菊御紋右同斷

備前大小隊但一組三十二人

騎馬六騎

菊御紋右同斷

新橋通行官軍朝五時前二分

菊御紋御旗右同斷

長州四小隊一組三十六人

備前二小隊一組三十二人大銃一門

大村二小隊二門

○神社佛語被止

神社佛語之儀止候趣戊辰三月被 仰出。

此度就 御一新石清水宇佐宮崎等八幡大菩薩之稱號被止 八幡大神と奉稱候様被 仰出候中古以來何某權現或は牛頭天王抔と稱し其外佛語を以社號に相稱候神社不少候何れも其社之出緒に基き候稱號に相改可申事。

但 勅祭之神社は伺の上相改可申其外末々之社は裁判鎮臺領主地頭え申出相改可申各相改候上は夫々當局え届出可申事。佛像を以神体と致し候神社は以來相改可申事。

り可申勢に付殊に町方の者抔は別て駈步行又御旗本御家人洋服にて見附等固め又丸の内諸侯屋敷不殘引拂と

申義にて御屋敷も南部坂へ引移俄の義故大混雜久保町邊の者共眞田様にて御動き無之内は子細無之と安心致居候様子之處本文の次第に付ソリヤコソ合戰發ると騷

立家財片付一軒に壯年の者一二人程宛残り居老若婦女子のみ立退候趣にて何分治り方無覺束趣勅使方總督府方御賢察の上にはや又は太政官代より兼て御含み御沙汰極密にて有之にや其事御洩しにても有之歟俄に洋服の御旗本御家人羽織袴に替り既に十一日より虎の門抔の面番常の羽織袴に相成申候如斯俄穩に相成候所を以察する所何百萬石にて御立被成下と歟申義内密御漏し有之候歟是なれば浮浪は不致と申事より穩に相成候義歟とも被察候御城請取官軍左の通

慶應四年戊辰四月十一日虎御門通行官軍朝五ツ時前二分菊御紋御旗一本赤御紋白

尾州拾四小隊外に組無之 騎馬一騎

薩州八小隊一組五十人大銃四門



附本地杯と唱佛像を社前に懸け或は罽口梵鐘佛具等の類差置候分は早々取除可申事。

今般 王政復古舊弊御一洗被爲 在候に付諸國大小之社に於て僧形にて別當或は社僧杯と相唱候輩復飾被仰出候尤復飾之儀無餘儀差支有之分は可申出依て其段可相心得事。

但別當社僧之輩復飾之上は僧位僧官返上勿論に候官位の儀は追て御沙汰可被爲 在候間當今之處衣服は淨衣にて神勤可致事。

右之通相心得致復飾當局え届出可申者也。

辰三月

神祇事務局

○辻切止被仰出

近來於所々暗殺せられ候内には罪狀相認死體に添有之候も少からず何れも陰惡謀相憤り候ての所業に可有之候得共全體不埒の者は篤と吟味の上刑典を以嚴重の御裁許被 仰付候事に付大政御一新の折柄猶又御爲筋を不思公然と可申出の處無其義私に殺害致し候は 朝廷

を不憚仕方にて付右等の者於有之は吟味の上急度嚴刑に可爲所候間心得違無之様可致事。

正月

參與役所

○徳川家の謝罪嘆願之諸侯重臣名前

帝鑑間雁間菊間之諸大名計四十三藩君上に代りて謝罪の嘆願書を 天朝に捧げん事を議し其内四藩之重臣先惣名代と成りて上京し當三月二日太政官辦事傳達所え罷出中川大炊に頼て右書面差出せしに東園殿御落手相成追て御沙汰可有之の旨被仰聞候。

右名代四人は佐倉之倉澤甚太夫小田原の大久保彌右衛門上田の掛山政右衛門佐野の西村鼎是なり戸澤諏訪兩家も初は連名成しが追て除名せし由其故未詳外様にては仙臺二本松米澤を初徳川氏の爲に力を盡し寛大の御所置を乞ふ者多し。

○朝廷へ御領増之談

先般上方より來りし人の話に近頃薩長二藩より京都に

領地を獻するの議あり薩州は十万石を奉り長州は先年侵掠之地を獻すべしと云二藩は多年骨折にて 王政を復し御加増をも願ふべきに却て自ら地を獻せんとするは大に諸侯の地を削らんとする下心成べし或る説に加賀は既に此事を聞きて十万石の地を獻すべき旨を申出せしに薩人の取扱にて半高を差上ぐべしと云ければ加州人大に不平なる由其他詳成事は未だ分らざれ共京都の議論は多分諸大名の半高を差上さする事に成べしとの風聞成由。

○江戸え三街道の先鋒繰込

十五日頃より三街道の先鋒江戸え入込毎日市中を巡見す然れども平穩にて市中の者一同些しく安堵地上異變無之様と申居由。

近村民騒立候に付爲鎮撫罷出候者の内より脱走致し官軍え對し不都合の所爲有之徳川氏謹慎之爲に不宜に付心得違無之様との嚴觸。

西城田安中納言殿え御預中に付諸事田安殿え罷出諸判

取扱候事也。

三街道官軍御陣營宿外近傍え分隊止宿相成候に付其段向々に通達有之。

東山道總督岩倉殿御先鋒四谷新宿に逗留被致候處同所宿少の趣にて市ヶ谷尾張殿屋敷え今十八日繰込に相成候得共御追撃之儀には無之候間市中鎮靜候様。

尾州市ヶ谷屋敷え入たるは多分土州因州の兵なり本郷高輪屋敷えも多く入込既に唯今は御城内を遊歩すと云。

近頃板倉伊賀守隠居後松叟と改名 行方を不知小栗上野介は采邑の邊にて土民の一揆に襲はれ其後如何なりしや近藤勇も敗北の後行方詳ならず其外有名の劍客西洋學者醫者等去て他郷に行きし者頗る多し。

日光御門主昨廿日駿府より御歸輿に相成り御對談相整ひしや否は次に記べし。

三月九日 主上太政官役所え 行幸御座候前後の御固めは銃隊にて西洋太鼓を打ならし長門少將立烏帽子直垂其外は皆衣冠に御座候仁和寺宮未だ御髮延不申白き



直垂を被召馬上に御座候 主上御輦え被爲召候拜禮の者山の如く京坂至て穩にて婦女子共群集いたし花見等に出懸け候由。

○京都より外國の義御觸

先般外國御交際之儀 叡慮之旨被仰出候に付ては萬國普通の次第を以各國公使等御取扱被爲在候然る處此度御親征御出輦被遊候に付ては御餘日も無之御事に付各國公使急に參 朝被 仰出候に付此段相達候旨被仰出候事。

右之通被 仰出候間洛中洛外山城國中寺社共不洩様早々可相觸ものなり。二月

此度西洋各國公使並に所屬の者追々入京候間市中徘徊可致且參内の砌等惣て不作法の儀無之様急度相心得可申事。二月

○御家下京御取締被命

下京御取締被命

眞田 信濃守

右下京取締被 仰付候間峰須賀阿波守え引合急度行届候様可相勤旨御沙汰候事。四月八日  
右之通 朝廷より被 仰出 四月十七日此表にて演説。

○御家中御知行御宛行御借増被仰出

御勝手向必至と御窮迫相成候付不得止事御役料割引御知行御宛行御借増等追々可被仰付哉之旨去年中相觸置候處其後万端研究何卒御繰合一統難澁筋不相成候様手詰の御減略方精々取調候へ共舊冬以來如形次第にて臨時多人數急出府引續東山道御出兵甲府出陣且東山北陸兩道之御總督御通行之節御道固め人馬繼立兵舍御世話等御勤加之先般此表え 御立寄上々様方御入國江戶詰御家中並家族共引拂其外種々の御用途一時に差重り莫大至極の御入費相嵩猶又今度 御上京に付ては不容易御用途有之候處是又段々御手詰相成候上の義本より御出費方無之御借入金も調達方不行届何分量入制出の御規則は勿論眼前の御凌方も相立兼此儘にては第一御公

務御差支可相成に付深被爲惱 御心緒年來御借高割引の上近年物價騰貴且時世柄銘々武器調達等要用の入費別て相増難澁之折柄實以 御察入重々 御不本意至極の儀には 思召候得共無餘儀場合不爲得止事當辰より來る午年迄三ヶ年の間御家中御知行御宛行御借増御役料割引別紙之通被 仰出候其段厚相心得一致同力幾重にも致省略乍太義出精相勤候様被 仰出候可被得其旨候以上。

四月十七日

松代藩 御家老連名

別紙

- 一、御知行御宛行且一生の内被下共壹割之事。  
但當時被下辻にて百石に付本文の當りを以て割合相立右以上以下割合増減之儀は追て可被仰出候事  
一、一生之内被下并勤功被下御役料御足高御役料嫡子勤御役料共半減の事。

○松代藩援兵合圖

四月十八日飯山表より御援兵之儀彌申來候節大御門に

於て太鼓二ツ重打續候得ば先手早速櫻の馬場え罷出可申候猶又同斷三ツ重打續候得ば後手前同斷の事。  
但組支配從者等不揃に候共急速櫻の馬場え罷出於同所相揃可申事。

○賊徒越後より先觸

越後より屯集の賊徒先觸。

覺

- 一、第一人足五十二人 内三十六人長持九掉 六人楷子持十人雨具持  
一、馬六疋  
一、人足拾壹人 内四人 長持壹棹 貳人同斷 貳人分持 三人雨具持  
一、人足三十人 内二十四人 長持六棹 六人雨具持  
一、馬二疋  
一、人足六人 貳棹  
一、人足九十九人馬八疋

右は歩兵頭古屋作左衛門其外役々並兵隊共明十六日越



後口柏崎泊にて其筋通行信濃國松本迄罷越候條得其意  
書面人馬差出御定賃錢請取之無遲滯繼立休泊は左之通  
相心得渡舟場等無差支様可取計者也。

辰四月十五日

陸軍方 □

越後國出雲崎より信濃國松本迄

右宿々村々問屋年寄役人

四月十六日椎谷休 柏崎泊 同十七日鉢崎休 柿崎泊  
同 十八日瀉町休 黒井泊同十九日春日新田休 高田泊  
同 廿 日新井休 關山泊 同廿一日關川休 柏原泊  
同 廿二日牟禮休 善光寺泊同廿三日篠井休 桑原泊  
同 廿四日青柳休 會田泊 同廿五日岡田休 松本泊  
追啓泊之儀は宿割之者差出候得共凡千五百五十人餘  
賄用意可有之晝食は腰兵糧の筈に候。  
同十九日行列帳二帳 御條目一通 教令一通  
荷物諸士以上貳貫五百目御目見以上貳貫目小頭以下  
從者之分壹貫目御送り被成下候間荷物會所え差出候  
様。

此度出張之向え被成下御手充は委細收納方郡奉行に

承合候様。

五人也云  
四人寄合に夫壹人拜借被成下候。

夜具は不被下拜借候但貳貫五百目宛駄馬にて御送り  
被成下候。

一、被下物之義別段可相達候事。

一、夫人は拜借無之事。

一、具足櫃鎗無之事。

一、御筒持參玉藥之義一通持參其外は出張先にて其向  
より請取候事。

一、着服の義戎裝の事。

一、荷物貳貫五百目宛御送被成下候臨時荷物會所へ可  
差出事 但夜具拜借無之事。

一、四月十八日夜大會議翌曉八時一人も不通防戦の方  
に決議也依之京都並岩倉殿え 宇敷元之丞 早追急報差立  
鉢隊小二隊蟻川賢 馬場廣人 十九日新町宿泊に出張第二隊廿日同  
斷の治定也。

決議に至り蟻川銃卒等追々壯強の者被拔取殘の老卒  
或は不練之者共に付引率出張迷惑の旨申出候由應接

には戰無之ものと思ひ居候哉出張被 命たるより無

言にて今に至り如斯言出したるは大に見苦敷事也と  
云乍然不得止事元富永新組より此組第一等の六人撰取  
強兵なりと云

蟻川組へ加へ漸出張候と聞きたりし由晝時出立大砲

小宮山三吉 御目付上原徳之助  
樋口彌次郎 一同ト云。

一、十九日晝時別手五十人安田渡場え來りたる注進有  
之新井より越たるならん。

一、同桑名先觸にて五十人程牟禮宿え着の注進有之由

一、爲應接草間一路郡奉 加藤反求出立する由平服乘馬

也ト云牟禮宿に  
扣居と云

一、誰にや高田藩士に如何成御趣意にて通行を被許候

やと懸合候處式部大輔胸中に有之事にて拙者共不知  
所也と答たる由。

一、澁湯組和泉屋某助次郎  
跡成べし 探索會人に懸合候處前將

軍水戸え御退去に候得共此方の摸様に依て直に北國通

り御上京可有之佐倉藩専ら盡力可致御先鋒は高田藩に

て相勤加州にて中軍を守り候手筈なりと云たる由。

一、飯山斥候兩士會人に被捕たり幸一人は高田藩より

養子に來りたる人にて高田也と云免れて歸りたる由。

一、尾州にて先日よりの風聞により是非可打取との事  
にて既に昨日十八戦士十五人通り中野へ行たる由美衣裝  
成と云

又中之條松本省庵も歩兵を率ひ中野え下りたる  
由今日十九當町通行の銃卒も見へたりと云。

一、飯山より急騎兩度來りたる由彼我應接を恃たらん  
に我は我備に不追如斯形勢如何するにや。

一、第三ノ手は善光寺迄可繰出とのことにて七八番御  
番  
組え急々達になり大に騷候由也若飯山より鳥打え懸り  
押來り候は如何するにや。

彌戰の方に決候由之處彼は既に安田牟禮え來る先鋒  
有之由草間加藤等應接を不待此地え來り可申松本と

云は不審也又加州同謀と云は虚勢ならん然らば尾州  
を通り上京は加州へ懸り上京の方便利なるべし。

### ○御家御人數繰出

十九日 廿日 廿一日御人數出

十九日三十六人四隊蟻川賢之助晝後出立  
金兒友太郎



一、飯山侯より富倉峠懸り押來る趣早にて爲知來る依之廿日四時過出立に候。

御番士三十人御番頭瀬津三十郎 海野寛男 御目付近藤民之助 御城番組五十人伊木億右衛門御物頭牧野良平何れも小銃持之御侍大將河原左京同夜出立農兵七十人山中獵師者屈強之者撰銘々持來火繩銃物頭原虎之助 西村十郎左衛門 青木直馬 寺内又左衛門

一、廿一日曉出立御番士貳拾人次男三男 弟御雇 御番頭二十人 一、飯山にて人數貳百人程出張防戦の由。  
一、松本え十八日晝菅鉞太郎罷越十九日晝四つ半時罷歸松本迄の先觸に候得共何故かしらんと云同所にても麻績宿迄人數差出たる由上田にても矢代邊迄人數差出趣の由。

但上田は至て侍分少の由當節七人程有之而已彼君上先上京惣供向四十一人の由。

○越州屯集脱走押來説

越州新瀉へ集り候脱走人等信州え押來一件。

旅泊と申事右人數の内

勘定方並會計方高梨丹次 上州岩鼻詰元締に御座候 澁谷鷲次郎 同所八州取締出役に御座候今井信郎同所取付にて劍道師匠にて岩鼻詰に有之候方。

右歩兵組七百人之内同勢新瀉表九日出立先手赤塚泊り後手内野泊り翌十日先手は寺泊り後手は彌彦泊り十日先手與板え罷越井伊様に難題申懸其上御藏市中共燒失致し市中家數百軒許り御藏二ヶ所燒失後手之者罷越天朝え隨ひ候に付ては徳川家え一應の沙汰も無之降參致し候段難心得趣嚴重懸合に及び關東に隨ふ請書請取其上金三千五百兩請取十四日出立出雲崎え罷越候。水府脱走之者六百人頭信夫善次 伊藤辰之助右頭にて六百人四月七日夜新瀉着之處追々繰出し十四日寺泊え着相成申候。

垂牙船

四月九日新瀉着船人數は不知候得共船は 公儀の船にて乗合藩士に御座候趣尤も名前不相知未だ沖合に其儘漂泊罷在り模様寄何れに相附候哉難量由。同十四日

小頭宮澤國三郎悴隼之進柏原宿を四月十八日通行候處本陣中村六左衛門悴啓造左の書面を爲見爲寫遣候迎同廿日持參途中同日善光寺にて御物頭蟻川賢之助も爲見又今廿一日御足輕奉行菅沼九左衛門も爲見候由。

此程御咄申上候當村一郎並保一郎儀新瀉表九日着致し候處御用濟に付同所十一日出立にて十一日雲浦え着仕候處當元締田村様御儀十二日出立十三日雲浦え着被遊候に付左の次第御咄申上旁兩日滯留同所十五日迄にて昨夜深更に及び歸村致し左の通相咄候に付聞書探索致しさし上申候。

四月四日御立拔奥州通りにて江戸表え御出に相成申候田中廉太郎、新瀉御奉行、白石下總守、御組頭新瀉御警衛として會津御家老 梶原平馬 萱野隼人 唐津源吾 右三人頭にて御奉行所御役宅に被爲在都合同勢貳百八十人此分市中寺町に御旅泊に御座候。

歩兵頭 古屋作左衛門 天野新十郎右兩人頭にて同勢七百人にて當月四日頃新瀉表着致し市中寺町に御

出雲崎え歩兵七百人罷越候得共同所は殊の外静穩に御座候田村様篠原様にも右人數の内御知合の方有之趣にて御會被成同夜より十五日朝迄石地椎谷宮川柏崎問屋年寄追々様子爲伺雲浦へ罷越申候椎谷柏崎へは早追にて御役人方同所え御出に相成候。

一、歩兵組巡行の次第は信越共大小名御代官御預所其外共 勅使に相隨候心得方承候趣にて罷越依挨拶ては及砲發請書差出候上は其儘差置候心得方に有之趣に御座候右に付越後にては第一與板椎谷高田の 勅使に隨ひ候趣を以憤怒いたし請狀不差出候はゞ及砲發候事に御座候。

一、同十五日椎谷にて殿様の御奥方並藩中老少男子女子供不殘近在村農家え御立拔に相成申候。

川浦平次郎殿書翰之中

關川宿本陣大石新左衛門方にて寫來り候由此川浦は何者成哉不知と云。

田村様にも十二日早朝御出立雲浦イソホサキに御出役御用濟にて昨十六日同所御出立柏崎御書にて御歸陣可被遊筈にて



達書

新瀧奉行え

前同断にて寫來る此二通は田中廉太郎於坂木請取來るものと見ゆ

御沙汰御趣意御請有之候上は其方支配水帳郷帳並租稅未納皆納有合金穀共精細取調本人早急上京 太政官え申出御差圖可相待旨被仰付候條此段可相心得候事。

但支配所取締の儀逐て 太政官より 御沙汰有之候迄最前同様心得可罷在旨被 仰出候事。

戊辰三月

北陸道 督府執事

達書

新瀧奉行え

今般其方え 御沙汰候御趣意之趣越後國內代官支配所並旗下領地共不殘其方より及通達諸納向等其方え御通達取計早々上京御請の義は御出先え持參可致旨被仰出候間此旨相心得早急所置可有之事。

但代官所並旗下領地共取締の義追て御沙汰候迄は最前同様可心得事。

二日

北陸道督府執事

昨夜柏崎え着の上歩兵方え御伺有之候處雲浦表用向少々有之相殘居候に付出役淺岡壯一郎明十七日晝迄可召連候間左様可相心得旨歩兵方被仰聞候に付今十七日晝柏崎にて御伺有之候處品に寄川浦え可參様相成候哉難量右に付早々御用向有之間出役も寺泊り迄參り滯留罷在候様被仰聞候趣にて田村様同所に御滯留小者宰領計立戻り申聞候様は歩兵組の内五百八十人川浦表え通行仕候趣に候得共田村様深御心配被爲在川浦は至て邊鄙にて逆も御宿等は不出來差支候間御無用被成下候様御申立中と申事に付下鳥岡本小生三人にて御旅宿所柿崎迄夜中罷出候間尙引續千三百人も高田表え通行相成候様此上は貴國え御越御料私領共徳川慶喜の制相掛有之方不殘打潰候風聞有之候江戸表にて布衣以上の御方三千人も脱走被遊候風聞此上追々増人相成候大名方にも御向々相成候風聞。

一、鉢崎御關所無滯通行濟十七日柏崎泊りに相成候事  
一、先鋒の歩兵は高田表も穩に通行可有之候得共後陣のもの通行六ツか敷風聞御座候事。

○御家御人數御行列

壹 御援兵行列 (○印弓張 △印高張 )(印騎馬)

○物見足輕 △物頭蟻川賢之助 ○小頭小銃足輕十五人

○物見足輕 ○世話役彈藥箱二荷 四人 △物頭金兒友太郎 若黨

○小頭小銃足輕十五人 押伍 ○世話役 彈藥箱二

荷持夫 三斤加農礮運夫 足輕四人 ○今井守太郎 大銃付

荷四人 三斤加農礮五人 足輕四人 ○中島鶴治

△大銃方小宮山三吉 彈藥長持二棹持夫 十二寸礮運夫

○足輕四人 ○清水字吉 △大銃方清水一郎左衛門

○足輕四人 ○竹内又五郎 大銃付

彈藥長持二棹持夫 △使番兼樋口彌次郎 調役 ○伊

藤半左衛門 分持一荷夫一 △使番兼 上原徳之助 若黨

調役 ○片岡捨藏 分持一荷夫一 醫師兩角玄修一人 藥籠持

下目付 ○

△武具奉行 池田平角 調役 手附 用具長持持夫 △

陣場奉行兵糧奉行 小崎貫兵衛 ○大工○元、下大工一人 杖突二人 手子五人

用具長持二棹持夫 △小荷駄奉行兵糧奉行 藤岡伊織 小

陣場方 ○宮下三郎治 小荷駄宰領二人 用具長持

二棹持夫 竹馬 貸馬口ノ者一人 兵糧駄馬 小荷駄宰

領 計 二百七人内夫六十人

物見足輕 △使番 徳田治郎左衛門 若黨 小使足輕 △物頭吉

村左織 ○組頭 小銃足輕十二人 押伍 ○世話役 彈

藥箱二荷 夫四 △山越新八郎 若黨 ○小頭 小銃足輕十六人

押伍 ○世話役 彈藥箱二荷 夫四 三斤加農礮運夫

足輕四人 ○松崎志眞之助 △大銃方宮下欽次郎 彈



藥長持二棹夫八 十二寸天礮夫四 ○足輕一人 ○○小大勢方河

口市治 △大銃方林丈左衛門 彈藥長持二棹夫八 纏

足輕 △纏奉行綿貫謙藏小使足 輕一人 纏箱一荷夫二 △番頭

彌津丈之助 △戰士吉澤十助 增田將曹 水井浪馬 白川久之進 奥村三左

衛門 鹿野四郎左衛門 岡島慶藏 金井好次郎 高橋 渡邊憲藏 西村申太郎 關山藤三郎

本丹下 中村左兵衛 △番頭海野寬男 △戰士中村 野右金吾 若黨二人 戰士石倉

謙之進 三輪六十郎 竹内直太郎 坂口右太郎 小 近藤友三郎 竹内權平 加藤直衛 坂

林藤太 島津左織 小出甚四郎 齋藤龜作 △目 野柔次郎 佐川彦之丞 小林戊次郎

付 近藤民之助 ○調役北澤一二馬 分持一荷夫一 鉦 番兼 ○下目付

夫一 ○小頭夫一 馬印夫二 △先供士口付大將 人 ○小頭夫一 人

若黨同 河原左京 床机持 彈藥箱一荷一人 家長一人 書役 若黨同 分持一人 小僧役兼

二人 ○櫻井與吉 分持一荷夫一 醫師春原玄三 藥籠持 △武具奉行 矢野倉謙兵衛 調役手附 彈藥 一人 彈藥奉行兼 鐵砲師二人

長持三棹持夫 △小荷駄奉行兵糧 金井彌惣左衛門 奉行陣場奉行兼

小荷駄方兵糧方陣 ○兩角要右衛門 小荷駄方 ○調役 場方兼 兵糧方 ○元締

杖突一人 手木一人 用具長持二棹仲間二人 小大工一人 小荷駄宰領三人 夫八人

貸馬二正口の者二人内一人 兵糧駄馬 小荷駄小銃足輕 侍大將付夫四人 五人 以上

一二之手侍大將御家老代 御中老 小幡内膳御物頭御目付御番頭 御番士

一、農兵獵師凡四百人程人々は迄用ひ 神主五十人程陣羽 共也 候火繩筒持參 袋小袴長刀帶之 穢多凡四百人程 白鉢卷白たす 此者共には 御軍勢宿陣入口を固。町方にて町兵と號し壯男黒すつ

ぽふ股引わらじ白鉢卷小銃持眞先町役人纏銃兵七八十 人宛跡町役人三四人晝夜四度廻る。

百年徳川家より格別の御恩澤忘脚朝臣と相成候儀難得 其意依御挨拶及戰爭候間存意承度」と及應接候處飯山 侯閉口依之品能挨拶扱又松代を攻る道筋善光寺通りに

ては犀川千曲川有之渡りがたきに付安田飯山南外れよ り四丁程東の方 渡しを渡り可申と右渡し場東西賊黨にて取固め通差留 賊黨共東の方え渡り居候趣相聞候に付齋藤馬之助儀岩

崎玄蕃に是より下筋探索可致と申候處外人々不可然と 申候へ共馬之助押て氣遣無之旨にて中野え參り候處中 野町役人共申聞には御陣屋詰の方々不殘六川え御遁被

成御壹人も不被居扱飯山え押寄候賊黨共え越後に屯集 人より早飛脚を以て人数引揚候様申來候由にて飯山に 屈竟の者二百人殘し外人數越後え引取候趣に候得共此

儀御通知申上度候得共參り手無之に付願度旨申立候由 彼是探索引取候旨且先手蟻川金兒小布施村に宿陣何敷 つまらぬ事を彼是申居埒もなき事の由左京殿は福島村

宿陣いづれ此上越後より押來り候共安田を渡り川東を 可押來趣の由。

一、去十九日如何敷風休にて朱鞘の刀を帶御武具方役

一、土口村坂石割 千曲川傍へ飯關門茶屋宅 假番所 御徒士二人 宛御足輕此内獵師共入二十人宛岩野村軒 前え右同斷

御徒士御足輕同斷馬喰町食違右同斷川田村關崎此所大 銃二門給人二三男別段詰居東寺尾愛宕下右二個所共前

同斷町方都て横町々入口え夜分楷子にて圍ひ端の方よ り通行町々外非常廻り御徒目付鐵砲組十五人辻番所三

人宛面番御目付夜廻下目付 町同心繁々廻る 閏四月十二日演說

方今の時勢に付御締御領分左の個所え仮に關門御取 立相成候間御家中家來長屋者等右關門通行の節は別

紙雛形の通り印紙差出通行爲致可申候。

關崎 寺尾 馬喰町 笹崎 關屋 鼠宿 桑原村 牟禮宿

一、四月廿日齋藤馬之助爲探索河東に罷越岩崎玄蕃御 老小布施村え罷越候處賊黨共富倉峠押下し二手に分れ 飯山え押寄候注進にて飯山より人数差出初め候處賊黨

先手右城下え入初防禦不叶全く小高人 數少に付 其内五六百人の 賊黨不殘城下町え入込飯山御役人え「御當家の儀は數



所へ紛込候に付差押相糺候處柴村之出生□□と申者に  
て越州表にて賊軍に被頼松代表を能探索申聞候上は五  
百石に取立可申に付能勤候様申含尤同類凡二十人も有  
之此地え入込居差向一同之者個様々々申聞尤私儀は探  
索決て不仕出生の地の 御上様に付其委細可申上との  
心得の旨口かしこく申陳じ公事方え引渡入牢申付此者  
申口にて綿内の内ぬる湯にて一人差押一人は遁去候由  
未吟味詰り不申候趣外にも廻しものらしき体の者差押  
公事方にて吟味有之趣。

一、當國十侯え前書賊黨押來趣飯山侯より援兵の儀申  
來候に付飯山表え御人數被差出候様致度旨御案内有之  
に付十九日松本より六百人別段以御使者兵糧上田より二  
買上之儀頼有之手に三百人程尾州より廿三日 二百人程到着 中野え追々  
岩村  
田か千人余も來る由廿三日小諸八十人程諏訪二百人程  
田か五六百人程此二侯同夜松代泊。

○上州野州戰爭甲府應援御免引取  
或人所示賊黨大將分

八州廻り澁谷和四郎 梶野源四郎 歩兵差圖役内藤庄  
司 元中之條御代官甘利八右衛門  
高田にて召捕置候五人 中島源之進 増田政次郎 木  
持大作 楠山三郎 今井信郎  
一、四月廿二日甲府應援御免人數自國え引揚越後賊黨  
可追討旨山道督府被命廿五日より追々松代え返る但廿  
二日夜より大雨にて途中橋々落廿四日夕七八人歸る。  
一、四月十六日より廿日迄上州野州賊黨 水戸會津脱走  
者歩兵博徒脱  
走者旗等蜂起に付官軍爲征伐大戰有之壬生 鳥居丹波 並外  
本脱走 守三萬石  
二個所落城脱走隊の手に落たる由。  
一、結城は君侯御父子兄弟爭國之後官軍より城を攻取  
須坂等兩三隊の小藩に守らしめしに再び賊黨に襲はれ  
城を取られたる由此時須坂三小隊 案ずるに須坂小諸岩村  
田等皆一小隊を出し督  
府に從行せる由なり然れば三小隊之内半は戦死し半は遁逃  
は兩三藩の兵を合せて云ならん散走せる由 此散走の内委を替須坂え  
注進しけるもの有之由  
一、結城復官軍より攻て取復したる由賊を討取こと二  
百人余官軍討るゝ者六人計と云は最初之戰の事なりし  
とも云。

○飯山戰爭前記

飯山戰爭の事。

一、昨夜四月廿三日之軍議如何決し候や今日同廿四日様子次第  
飯山え討入之所先飯山高田え一應接有之由にて御出馬  
も御本陣 福島村出勢も見合の處夕刻御番頭小幡御番士十五人  
出勢す。

一、關屋口地蔵峠東條山赤野田山え賊黨共入込姿を替松  
代探索する趣十八日召捕柴村の者白狀口に付同廿四日  
坂野勝介大島勇三郎興津半藏出浦、原、以上五人三手  
に農兵十人宛 鐵砲  
持之狩立西條山にも潜居由にて今日狩立  
候得共獲物ありとも聞ざりし。

一、前中之條中野御代官松本直一郎中野え入來り尾州  
藩と懸合可申由是等談判不片付ば戰には成間敷にや數  
日を経ば銳氣挫け老兵と成べし先日田中力馬が二百人  
の隊長某等始數人に對談の時前將軍御恭順以來の命を  
奉じ信州を鎮定の爲來りたる旨を申にて既に事は判然  
たる事にて彼は素意を不遂ば可退の地なし我も亦國を

去るべきの理なし此進退去就談判應接の可決事に非ず  
遂に兵力を可用や然ば二十二日は彼唯二百人耳其不意  
に乗じ神速に進み悉皆捕殺し我軍飯山城に據り同藩士  
を驅使し富倉嶺を絶ち賊兵に信州之地を不令踏然後中  
山道と兩道より進み高田勢を挾撃て新井の賊を盡にせ  
ば初めて事了ると云べき也然るを余り遲緩に事を爲を  
以て飯山の賊徒五百人富倉の北に三百人屯在して後繼  
應援する由也。

一、四月廿四日宇敷元之丞江戶岩倉總督府より走販る  
説に曰上下野兩州日光邊戰爭盛且官軍每度無利從越後  
之賊此地に侵入するとも督府當國に發向難成勢也然  
共此地又忽に難成を以て尾州勢三百を分ち此に應援を  
なすべくまた甲府詰の我兵悉皆彼地を引拂自國防戰の  
準備を可爲之命廿二日に出で今明日頃追々に返るべ  
し。

一、諸道の鎮府も亦不和山道之官軍屢利なしと雖も他  
道の軍唯傍觀して應援する事なし。  
一、高田よりも鎮府に注進せる由賊徒の蹤を追ひ南地



に不挾撃に於ては高田も亦朝敵たるべき旨嚴重に被仰出たるを以高田人大に恐愕したる由。

一、關口守衛渡邊左太郎(後の檢事 長渡邊驥)越後へ返る新潟近邊迄行し由會人三百人程佐渡へ押渡り彼州を可乗取と云長岡小千谷出雲崎等水戸脱走歩兵旗本脱走其外博徒の類屯集宿々にも十人十五人程宛分拔身を持宿屋々々を廻り探索ものらしきは討果す勢ひ春日新田本陣は關口懇意に付乞て百姓体になり高田新井邊迄探索此邊にも賤徒屯集通路難成に付本陣の差紙を以て糸魚川へ出小谷通りにて廿四日晚歸る。

一、高田にて賊徒を欺き大砲三門長持等を奪取候由然共藩士賊徒と俱に市中を遊歩する者を見るに其實情如何共不知。

一、富倉峠の後に三百人屯在し飯山に入りし兵の應援に備る由。

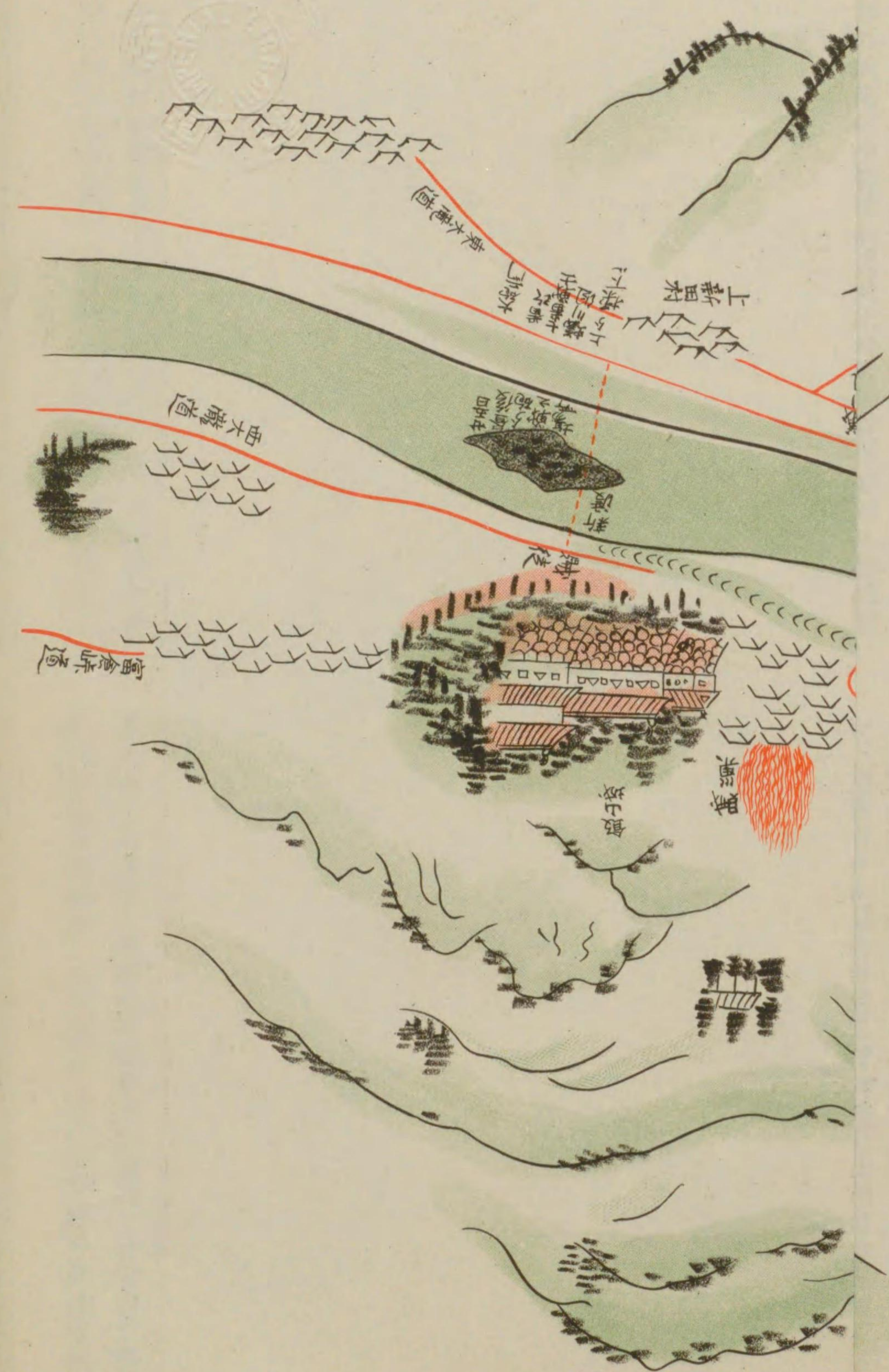
一、或人の説に古屋作左衛門は八王子邊豪農の子にて輕き御家人となり次第に用ひられ歩兵頭になりし人と。

一、中野陣屋元へ賊徒押來是は四月十八日頃の候に付陣屋詰尾州松本省庵老幼不殘六川へ遁去跡へ乗込元の高札に掛替候由の處我御軍勢押出候に付賊徒逃去と云。


○飯山戦争後記

四月廿五日の戦

早朝御人數押出す安田渡場東の方賊徒山へ逃登候を其山東の方に御人數廻り候を見て西側の賊徒船二艘に乗漕出す川中央の頃金兒友太郎之隊砲發又大銃打懸候に付兩三人水中えとんぼかへり此有様にて舟を漕戻し土手の影の兵隊にて發砲迫合候處賊徒は土手影此方は東上りの川端故勝利如何と思ふ内西側を押下し候侍大將の大軍より砲發攻寄候に付賊徒暫迫合候得共敗軍兼て飯山侯には賊徒の陣所寺え引取に付我方より焼玉打込城下町餘程焼亡大手門焼失と云不詳其内城内より賊徒陣寺え焼玉打込焼出し我御人數城下へ乗込賊陣え參り候處不殘逃去武器等は川え打込候哉無之賊を討取事四十人余味方小頭小沼忠右衛門即死御足輕兩人程怪我。









一、本多侯は疾に御立拔重役出で此方に微録少人数故如形の次第可申披様無之此上は城御渡申候間可然御所置被下京都且總督府え宜御取成頼入候と只管相継り御人数本丸え乗込吳候様申述べ候得共流石に右様にも致兼先方藩を本丸此方は二ノ丸え繰入初度の戦に十二分の勝利の分在江戸總督府え御届書菅鉞太郎今廿六日晝過早追にて持參す。

一、小諸人数昨廿五日不都合有之人数引揚候處關崎關門如何申述通り候哉昨夜二十人程中町(松代城下)長崎屋に止宿其他は關崎にて押留置此町にて御役人出て應接致し末には相詫立戻り關崎にても同斷皆立戻り候由。

一、右戦死怪我人手當にて廿六日夕眠る二人也。

又聞所飯山侯御當主は御立拔藩の士卒都て城に籠る我御軍勢城下え押寄燒玉打懸候頃賊徒大手え向ふ城門押開き大銃四門に石を澤山詰打出是が爲に賊徒四人程打倒す又搦手え廻る大手同様打出す其内城下燒失し我御軍勢亂入す故に賊徒散亂逃去る先陣蟻川金兒の兩隊追驅る續て白井の隊御目見席二男三男神主農兵等都合三

隊追驅しが諸所山谷え遁隠れ差向行方不知。

一、同夜山々に隠れ可居に付夜討を仕懸可申と城下より西北の山え火見候に付一二隊にて忍び押寄候處賊徒兵糧最中の様子にて不殘逃去尤兩人生捕壹人は四十歳計歩兵の類壹人は廿二三歳長脇差一刀小銃を持居此一刀を抜見候處鎗物にて用には不立と云博徒成べし。

一、飯山老侯金札の鎧にて我隊長え御逢有之前に認る御口上懇々御頼と申事。

一、穢多頭孫六隊の者賊徒落行を追駆三人打殺首三つ持歸磯田音門公事方役所え訴ふる。郡奉行

### ○江戸督府の事高田藩の事

宮下力江戸より早追十九時にて四月廿六日暮時着。越後より信州え賊徒大軍を以押來趣に付在江戸總督府より當國十侯の指揮被命且援兵差出候様可申達段被仰渡重て御口命を以大隊の御旗御拜領赤地に菊の御紋御竿槍宮下途中を氣遣御旗卷候處卷ぶし壹尺二寸程有之春負御竿は爲擔罷歸但十侯え廿六日夜直に御達書出



る。

一、加州越前尾州三侯え援兵被 命江戸より早出立の由尾州侯 在江戸の軍勢之内三百人江戸出立廿八九日頃は着陣にも可相成敷。

一、在江戸長州土州之軍勢三國峠通りにて越後え押下し候命令有之由。

一、當國十侯援兵の指揮被蒙 仰大隊之御旗御拜領極上之御首尾也。但御口命の御書取追て相認候事。

一、宇敷元之亟馬場介作越後路探索高田侯にて賊徒暴威に恐れ候と見え高田泊りの先觸の所今町泊りに申宥金子を遣し城下さへ通行不爲致候へば 高田を通らぬ様に致宜と今町より富倉峠の道案内致候由 高田を通らぬ様に致し候趣に付高田を賊徒方に相成候と疑惑不止右兩人賊徒信州路へ押來る趣高倉殿 此殿は北陸道 總督府に付 え注進の爲四月十八日と覺早追にて出立廿一日敷西丸へ惣出仕宇敷馬場も被召出督府方其外惣列座の場にて高田侯の所置申立候處脇座に同侯の重役居 我兩使は此重役 出仕居事を不知 右様の事は決て無之事と申争候に付馬介如何にも不服拙者共は其事探索の所賊徒領内を何故通行被致候哉此御通行を

以御賢察を乞ふと申立彼重役閉口然處督府高田之所置不埒至極此上右様の義有之候得ば朝敵に付取計方可有之旨殊の外御叱り有之候由。

○上州野州數度の戦ひ探索

上州野州戦争探索之人 町方手附表村倉 烏甚左衛門なり 四月廿五日晚罷歸右戦争は數度の儀賊徒の方右兩州は勿論入渡り居探索らしき者と見へ候得ば差押懷中改書留杯所持候へば即座に切殺候義及數度候に付一統心得居既にして甚左杯其心得もなく草津え行旅籠屋にて其事を聞亭主親切に教候に付大小は勿論着服迄も粗末に着替書留等一向所持不致都ての儀心覺而已。

一、三月九日 梁田宿官軍と關東方戦

一、三月十日 羽生陣屋百姓騒動にて打潰

一、久保田河原官軍と關東方戦

一、三月廿五日 下總結城侯父子の戦四月五日官軍父之方に附戦城を取又二本松の丹波侯官軍と戦但二本松より養子にて養父養子の争

一、四月十六、十七日 下野小山宿兩度戦

一、四月 流山村、諸川村、武井村三度之戦

一、四月十八、十九日 宇都宮戦

一、四月廿、廿一日 小金井宿兩日戦

一、四月 絹川々邊關東にて戦

一、四月十七、十八日 木澤村立場にて戦

一、四月廿一日 壬生の協安田原にて戦

承り及候斗りメ十八度此外にも有之候得共失念 一、宇都宮戸田侯立の儘にて遁出し領内博徒に助けられ其者宅にて時服を調寺に隠れられ御家族方も漸々にして寺に忍び候由城並城下町場末の處七八軒残り候而已不殘兵火に失る尤自焼と云。

一、官軍いつも勝利なし梁田宿戦夜討を仕懸勝利と云一、會津にては女體隊人數二百八十人は正月伏見渡邊の戦に親夫子等戦死の者の妻子等の由。

一、四月十六日十七日小山宿戦宿中戸障子唐紙を外し宿左右に疊を楯にして鐵砲迫合中關東方裏手より官軍の後へ廻り横手より打懸候に付大敗軍逃行所を追懸討

取鯨波を揚乍ら東照大權現と書たる旗を押立引取討取首の内三ツ日光え直に備候由。

一、仙臺侯御養子は宇和島侯より御入 君上 (眞田) (幸民) の御舍弟様也四月廿一日下野佐野宿え御着之處諸々の戦争にて御通行不相成に付二日半御逗留無余儀江戸え御廻り蒸氣船にて仙臺え御越有之と云。

一、九條殿嵯峨殿先達船にて新瀉え御上陸夫より仙臺え御越只今に其儘と云 九條殿は脱走と云嵯峨殿も同様のよし

○松代藩飯山戦の始末御届

飯山戦争在江戸總督府え御届四月廿六日菅鉞太郎早追にて持参 此御届事實相違有之調査宇敷元之丞持参御引替願末の處に留置 兼て御届申上候通關東脱走之賊徒越後筋より當國へ侵入本多豊後守在所飯山城下え屯集同所入口千曲川字安田渡船場に據り中野陣屋近邊出役致居候に付去る十九日追々人數繰出一昨廿四日諸藩出兵申談川東西持口分配任昨廿五日早天先手人數尾州藩一同明六ツ時頃川向岸に屯在の賊徒共より發砲候に付私人數即時に及砲撃



候處四ツ時頃に至り飯山城より使者差越頃日賊徒城下  
え屯集爲致置候儀全微力にて打拂行届兼申譯茂無之恐  
入候旨陳情申出候に付尾州藩に申談右様にも候はゞ實  
功相立候様及挨拶候内最早城中より賊徒宿所並市中所  
々々焼榴彈數發打込一時に焼立候に付私人數川を隔應  
援嚴敷打立候所賊徒共忽敗走致候間尾州藩並私人數の  
内川水に飛入り賊船を奪取渡り候所え豊後守家來爲迎  
罷出候に付案内に任せ入城於二丸豊後守重臣共罷出謝  
罪嘆願申聞候折柄川西本隊人數も押詰候に付伺の上可  
及挨拶旨申出其儘城中に在留守備筋嚴重申付置猶敗走  
の賊徒追伐爲致候旨申越候尤打取並手負等の儀は明細  
相糺追て可申上候得共不取敢先此段御届申上候以上。

四月廿六日

眞田 信濃 守

此方様左之書面御添書

本多豊後守儀別紙御届申上候通關東脱走之賊徒飯山城  
下に數日屯集爲致置候處全異心有之候には無御座候得  
共最前越後筋より當國へ侵入之節人數微力にて防禦筋  
行届兼候故如形次第に立到り候段深奉恐入候此上は朝

延御情筋奉嘆願候外無御座旨一同弊藩え依頼御執成の  
儀申出候間乍延引之義實功相立謝罪嘆願仕候儀に御座  
候間於私も幾重にも御寛大の御沙汰奉願上候尤此後は  
取扱方如何相心得可然哉此段奉伺候以上。

四月廿六日

眞田 信濃 守

此添書は右の御届に添候には無之此末の飯山侯被差出  
候御書面に添て御差出なり。

○御家大隊御旗御拜領

在江戸大總督宮より被 仰出西丸大廣間二ノ御間え大  
總督府御參謀西四辻太夫殿御出座御家來玉川一學罷出  
候え被仰渡候御書付。

頃日信州地へ賊兵侵來候條近藩え救援出兵其藩より

申傳嚴重に手當向致し速に懲賊成功可有之様大總督

宮被仰出候事

御名

四月廿四日

西四辻殿御口上振

信濃守殿從來勤 王御誠意之處今度賊徒本國え侵入

に付ては別て盡力御精勵於 大總督御満足被思召候  
猶近領應援之諸藩指揮被致賊徒追捕成功被有之候様  
依之大隊旗一領被下之。

四月廿二日の仰渡也

甲府守衛申付置候處頃日賊徒共本國え侵入可致由防  
戰之準備急務に候右守衛之人數早速引上候様可相計  
事。 御名

○總督府より探索人被遣

右督府より鍋島藩荒木權六石井又四郎え高田之所置飯  
山之戰爭見聞として罷越候様御内命を請四月廿四日晝  
江戸出立廿六日中町長崎屋え止宿關口守衛應接に付戰  
争御届振其外有之儘を嘶候由石井は同夜出立高田え越  
候由荒木の嘶左に記す。

一、高田之重役此程於西丸督府より察當を蒙り在所え  
出立致し候由。

一、同藩物頭壹人私共 荒木石井を云ふ 一同出立の積尤私共が  
千住を出掛候と脱走の歩兵喰兼候に付御救に預り度と

凡二百人程之者願出候此一議にて彼是手間取候に付先  
に參り候哉と存じ宿毎糺候得共不知と云を以察する所  
出立不致候歟又は亡命歟不分。

一、薩摩にて千人余長にて八百人余出兵の命令上方え  
有之其次第は蒸氣船にて北海道を廻り新潟にて上陸是  
より攻登り候積り尤不日に出船に可成海上風烈敷さへ  
無之ば七日は懸る間敷と。

一、右兩士八日の内に罷歸り候様被仰候由。

一、別段笑ひ乍らの話に御城より二十六七丁程先 右は山左  
は關門え懸り候處下乗候様何方より何方え通る旨を被  
改候に付督府の御用にて北國え通る趣答候處御總督の  
御用に致せ改めざる内は通す事不相成下乗可致と被答  
候得共猶豫候と聲を被懸候や否や組子の人々駕籠の左  
右に廻り鐵砲五挺宛被向候に付驚下乗候處上番の衆御  
總督の御印鑑拜見可致と有之付差出候處一覽被致不苦  
通り候得と有之候如何にも御嚴重の御指揮に御座候。

○越後新井宿より賊徒の事書翰



越後新井宿の者より來書柏原宿本陣より訴

歩兵組五百五十人余越後筋より御越當十七日柿崎宿十八日黒井泊之處十七日高田御家老竹田勘太郎様柿崎宿へ御出張右御差圖役え御談話の上黒井泊練替十八日今町御泊十九日新井御泊尤右人數御所置の儀に付右隊長え御當方より御差添江戸表御在留 御勅使え御伺として御立越に可相成其御沙汰濟迄右御人數御當方にて御預り不殘當所懸所え止宿被申付混雜至極に御座候且は昨夜御地並野尻古間より御出向の衆中今町御出向致被申候得共新井に御逗留に相成候に付高田に止置申候當所にて互細御承知御歸宿の積に候間其段御承引可被成下候右申上度大取込亂筆御推覽奉希上候以上。

四月十九日

前書之通り只今書狀到來に付不取敢御注進奉申上候尙此上如何相變候哉難計奉存候以上。

水内郡柏原村宿御本陣見習

問屋 中村啓造  
名主 權左衛門

長澤半平様 西垣鐵藏様 此兩人中野元締手代ならんか

○杭瀬下村勝徳寺見聞書

杭瀬下村勝徳寺塔頭興瑞三月中越後三條御坊並に新潟に滞留中見聞四月九日坂寺。

新潟三ノ丁能登屋に廿日斗三條に三十日斗滞留中見聞仕候儀如左

だつぽん小路寺町に會津藩凡三千人斗屯致し普請中に御座候尤城郭の如くに御座候又異人船二艘着湊致居候是は會津誘引 越後博徒之頭作次郎と申者人數五百人程の由に承る 語らひ屯集致候此邊不殘捧杭會津領と書替候を見受候其邊風聞には奥羽諸侯皆回復之由に御座候新發田持え五萬兩五萬俵與板持え二萬兩其外右に準ず長岡侯會津と御親類故外に次第も無之由の風聞然處長岡も若殿は勤 王大殿は會津付故大混雜にて家中も二つに割れ居候由酒屋村新潟より五里程東の方に御座候此所え俄に城郭築築候高崎侯は三條の脇に壹萬五千石御高御座候故右御地方に御人數出居候柏崎不殘捧杭立替桑名領と相認候下越後にては四條殿御通行相支先手寄附不申候

に付酒屋村泊の處五里程跡戻り三條え引御泊に相成候其より信州路御通行と申事高田領鉢崎番所に大砲十門程相並人數千人程出張之由惡黨共其儘通行爲致候其上用金五千兩程も差出候由今町湊に軍艦三艘相見候是は朝敵の被 仰出候諸侯の由風聞。

○大鑑軍岩村精一郎來る事

大鑑軍 岩村精一郎  
附屬 多々 佐市  
供 小池馬之助

三澤刑部返此程早にて江戸へ出總督府え申立四月廿八日松代え着警衛寺内多宮屋代迄組子三十人召連罷出夕七時八田慎藏宅泊り爲打合眞田志摩大熊衛士陣羽織にて罷越小池馬之助は飯田藩の由岩村乘馬西洋服なり。

○賊徒之間者高田間者差押吟味

間者差押吟味

薩州脱走 僞名 中村文吉

實名 中村信吉 當辰二十二才

案内者 越後松崎博徒 喜三郎

此信吉儀は薩州藩にて畫心掛外宅致居去十二月廿四日芝上屋敷打合の節脱走致し上方え心懸候へ共途中を氣遣候に付奥州邊流浪中會津脱走仲間に入越後邊へ罷出當國え可押出と新井宿に屯集當表を探索之儀申達候處不知案内之趣申立候得共喜三郎儀は此邊存居趣にて案内旁一同出立罷越穿鑿仕候段恐入候旨申立喜三郎も同様申立 但書留類松代の略繪圖所持之由。  
右は善光寺權堂邊にて旦那の者町方手附等にて差押本繩にて出陣隊長宿陣え連行候處松代え引連候様との義にて四月廿八日夕御預所役所に於て公事方町方御預所奉行御目付兩人列座吟味申立の由。

高田藩と申立候目付役の由 遠山甚太郎

五十歳位小袴着用罷在懷手鎖

同斷郷目付の由 石原龍左衛門

三十七才位着流し懷手鎖

遠山申立



探索には決て無御座、飯山戦争見聞として罷越候様支配頭より被申渡飯山邊へ罷越候處犀川渡船場にて支配頭船中渡し繩を切れ其末如何成行しや不知と申説承り候に付驚き善光寺え参り承り候得共人多不知と申猶彼是承り結局問者の趣にて御差押被成候義に有之旨申立る。

問 高田侯には賊徒共御領内を横行殊には御城下近邊に數日屯集其外種々の御所置其方達御目代の由如何被心得候や。

答 御不審之條御尤至極右之儀於主人は右は不宜儀に可被存趣に候得共重役共心得如何にも解兼候趣支配頭え内意も仕候得共何分事に被隔又飯山見聞の役に當り候處如形の次第計哉當御軍勢を始高田封地に御攻入之趣及承可申上様無御座奉恐入候。

右同斷糺有之候得共身分役儀駈と不申前書の外何にても不申立由甚太郎は人品如何にも宜謹慎罷在口上振等立派にて相當身分有之候人之様見え候由。

一、信吉甚太郎龍右衛門揚り牢喜三郎入牢。

### ○東福寺村水主の咄

東福寺村水主宇作成もの仲間六人の頭取にて赤坂より船漕下し四月廿九日飯り翌々朔日の咄。

四月廿日福島御宿陣を御同勢御練出御侍大将等は布野渡船場より乗船立ヶ鼻にて西側え上陸立ヶ鼻より安田迄五里夫より宇作杯は少し下り船止居廿五日晝頃とも思ふ頃飯山に當り大銃の音聞え候に付扱は戦争始り候と恐るゝ漕下り候處其内飯山にて黒煙り天を貫き候に付船を止廿六日安田渡し場迄下り同所仲間の居宅は右場所土手西際にて知人も有之尋候處家族共は一人も不居右仲間の者咄に昨廿五日賊徒共數百人此家影え押來り東側え押寄候松代勢に小銃打懸候ては土手並家の影え隠れ松代方にては後ろ高き川端にて御打合右始まると等しく賊徒共船に乗漕出す所え松代方より大銃被打懸渡る事不相成漕戻し候處に松代御軍勢之内裸に成右打合最中高水の川え泳込候得共船を不得取戻り候由。

一、賊徒共飯山重役え示合せ候は松代より押來に付飯

山藩には先鋒の約束に付廿五日其趣城中懸合候處承知之挨拶に付賊徒共は先押出安田にて打合候得共飯山勢壹人も出兵無之其内城中より焼玉打出し城下南々入り曲り目高札の五六軒西看町續て本町の由の方より焼立折柄南風烈敷猶も焼玉にて諸所より燃上り候に付賊徒共飯山藩に被計殘念の旨申立其内賊徒屯寺は城下西の山寺二ヶ寺一ヶ寺は焼玉一ヶ寺は賊徒の内火を懸る其内松代の御軍勢押寄來り賊徒共飯山に被欺候に付大手搦手より押先大手より打碎き搦手え逃出す處を於途打取と示合

大手に向ひ候處門扉を開大銃數門石を込打拂に付死亡余程有之候得共皆肩に懸死骸一向無之搦手にても城兵不通出に付門際え押寄候と大手同様の義の由賊徒は戌亥の方山々え散亂逃候旨。

一、市中看町より北の方不殘家中屋敷過半焼失看町内に討死の賊兵兩人は宇作見候處死體裸にて體中疵だらけ何故と承り候處此者共より差發如形塗炭の苦に付如斯致すと申候由其儘有之候。

一、隊長並御軍勢二丸え御入城御門並番所都て六連錢

御紋御幕高張御挑灯皆此方御門々番所共此方飯山と兩方より番人出居此方御人數十藩之内御人數北越え御練出し有之旨。

一、廿五日夜此方御人數夜討御座候趣にて生捕兩人有之趣に候へ共不承候。

### ○宮下氏江戸の咄

宮下力話四月廿七日所記

四月廿五日曉七ツ時坂本寛平一同江戸發程十九時にて廿六日暮六時過松代着。

一、去廿四日大總督府に於て御名(眞田信濃守)え近領應援の諸藩指揮被仰付候付大隊御旗賜之候旨御達即御渡に相成候別に十藩出兵被 仰付之御達も本藩より通達可致旨に付如例又參謀西四辻大夫殿御口達に 御名殿從來 勤王之志厚く云々との稱譽甚敷依て御旗賜るとの事なる由右御書付並御口上の書取等三時斗先立宰領組久作に出したるが何れにて後れたるや未だ着せざる由、昨日此地より出たる菅鉞太郎の早追にも不逢と云



途中の様思ひの外の事也。

一、右大隊の御旗を賜りたるは薩長土藝の外は無之由仍て御規模甚大なる事なりと云一説に因州も加へ六本とも云。

一、此度越後より侵入の賊追討に付加州越前尾州え應援の命尾州は直々江戸にて被達加越兩藩は其國え被達候由又薩土兩勢北國通を越後高田え押來り挾撃に可爲との手筈也と云、尾州勢は畏縮して此援兵を遁る迎百方周旋したれども不協尾州大砲方擗年六十有余の老人にて都て弱兵也と云。

一、御旗は赤地龍門え黒く菊の御紋を書きたるにて竿に附て捲たる儘にて被渡たり道中は解て卷たるを自ら負て竿而已爲持たり竿は檜にも有之べきや竹にはあらずと云。

一、諸大藩援兵も此御旗より指揮し尙兵勢は諸藩出兵も此御旗より可令候て尤重き事也。

一、四月廿一日にや宇敷元之丞馬場介作急籠にて江戸着越後賊勢注進する所明日廿二日總出の事にて其序なるべし

にて事を議すれば速に可決との事故其日兩人にて府に出所告所乞を述たり其席又は大小監察並諸藩重役等皆在り馬場は越後探索之事情を述高田藩賊を不拒而已にあらす或は潜に賊を助くる等の事を云たるに其後ろに座し居たるは即高田の重役なりしを知らずと云其藩猶々嚴に譴責せられ此度不<sub>二</sub>挾討<sub>一</sub>は乃朝敵の御取扱なるべしと言れたる由其体甚氣の毒なりしとぞ高田江戸の重役は棄たる者にて行詰ときは其父に割腹させて罪を謝すると云見越なりと云右にて十藩應援尾州同斷甲府詰御免等即座に決議せる由總督府の事を議するに果斷即決皆此類也然るに本藩の如き今に臨み昨夜暮過着せしを御用狀志州(家老職眞田志摩)二名にて有之同人休息退出中もとて不披二時餘り爲待置同人登城ありて始て開封夫より御旗を披き元の如く結付たり埒もなき事に徹夜し今漸々退出を被許販宅の道すがら遇訪せり如斯体にて兵事已に開たる今に所する難い哉呼。

一、此古屋作左一條高田始一藩も注進無之本藩而已なる故に日々の様子如何と被尋候に音信稀にて未だ便り無之と云事甚迷惑なりし又其地之様子も流石參謀監察

等自身探索にも出得ざる故頻に聞を求る也近日は新聞を告る爲諸道督府始を巡りて日々江戸を二度宛程廻りたり。

一、會津は恐慎を表し古屋等の脱走を國に不止然共古屋に二百金を與へたる由を聞く。

一、麾下の侍御家人等諸隊廻文を廻し官軍を可防とせしを勝房州 差留たるより群を爲して脱走せり奥羽海道に行者甚多し是等元生活無術を以て爲す事にて義に依る所に非ず。

一、古屋が所率之歩兵も今春大坂新募之生兵と同じく昨冬短身等の兵卒を沙汰せし生兵未熟者故尤不足に惱む且舊兵習熟する所の者も唯歩兵空發而已にて的發命中を習ふ者一人も無之今度の敵の如きを打拂ひて功を取る事は如<sub>レ</sub>拾最易き事也然るに畏縮逡巡するを以て無功也速に北越え打込高田を可責之秋也。

或云斯る敵を物見の目利不届故に殊の外畏縮したる故に飯山えの應援機會に遅れたり加藤反求が賊兵に欺かれしは輕からざる罪なり今になりて飯山及越後

路え兵を増すは聞えたれ共市村布野等に多勢屯戍するは兵糧費なるべし鄙言に云へる人參呑んで首縊ると云如くならんか兵は精を貴で多きを不貴と云り精とは極上練り上げたる精兵一人當千成を不練の卒を數多く集ては兵糧而已費て終には國力衰耗して空しく倒るゝに至らん然るは人參の代を借り負ふても命があれば償ふ期も有べし國力衰耗して民心を失ふときは足許より皆敵となるべし眞に可畏哉。

一、關東之戰今程古河邊ならん此邊の脱走は思之外強く官民も利を失ひたり會兵も助くる歟會兵此方を助けば越後え可出程の勢は多くは有か如何。

一、官軍にて糧米等後日可償返等の事は大に民心を失ひ誹謗する者有との風説。

一、近藤勇士州の手にて生捕となり眞偽不決とて頼に因て行き視たるに眞なり。

○監軍岩村精一郎松代え着出立

監軍岩村精一郎 四月廿八日 閏四月三日晝四時過出立 當町え着



一、四月廿九日 君上長國寺え罷爲入於大方丈精一郎に御逢被遊岩村殊の外恐縮し脱劍して御座間えは入兼候由に付押て申に付漸進み候由御懇々御意も有之退て眞田志摩殿大熊衛士殿面會有之引取の節 君上玄關の間迄御送り被遊 但茶煙草盆菓子被下精一郎袴羽織着用 君上御平服其他不殘陣服逗留中表御用人其外有司の面々御番士御徒士晝夜相詰御料理被下候由出立行列 飯田より廿八日一同着逗留罷在

白紋紺四半旗 物頭 劍附小銃三十挺 差圖方 玉藥釣荷三掉 四人  
 十間陣笠陣羽織物頭 柘植彦四郎 御旗 劍附銃三十挺

差添片岡賢之助 表御用人騎馬 白菊御紋南部鳴渡  
 御徒士西村繁馬 樋口旗之助 白菊御紋御旗  
 陣笠陣羽織 同斷 小林隣之助

御番士同御徒士柿崎甚藏 御目付 鈴木治部右衛門騎馬  
 黒すつぼうだん袋 岩村精一郎 御徒士 柳澤彦市 陣笠陣羽織  
 御番士同 御徒士 柳澤彦市 陣笠陣羽織  
 御儒者 高野廣馬騎馬 同斷

一、岩村精一郎今晚中野泊り明四日飯山へ乗込飯山様

子次第高田え行と云。

一、岩村公信州の内は東山道總督府の持越後は北陸道督府の持に付高田え廻り候節は北陸の監軍と申に付其段早追にて江戸行。

一、賢之助儀昨二日御雇差添被 仰付此御人數に入出立す。

○御軍勢飯山にて夜討分捕の品

飯山にて分捕四月廿五日夜賊徒共北西の山え逃散候趣に付此方御人數夜討仕懸候雨天也。

- 一、胴亂一ツ 一、鍋一ツ 一、大胴亂七ツ傘一本
- 一、稽古胴一ツ山田の手 一、酒樽一ツ山越の手
- 一、小銃一挺生捕二人御目付 一、鎖帷子一ツ
- 一、錢九百文 一、銃槍二本外に生捕一人飯山の手にて。

○川浦陣屋え夜討分捕の品

高田にて賊徒え夜討

一、賊徒共飯山表を逃去高田え罷越候處此方御人數外應援の諸藩押行に付高田にて城下に居候ては不都合に付川浦陣屋へ楯籠候様申通右え一同引籠候其夜高田勢夜討を仕懸候に付賊徒共散亂逃走残し置候品。

- 一、生捕十四人 一、打死二人 但幸吉次郎 清水次郎 一、兩掛
- 一荷 古屋作 左衛門 一、大一番長持一ツ 一、第二番箱長持一ツ
- 一、會印長持四棹 一、葵紋附長持六棹
- 一、第二番小隊柳コリ五ツ 一、陸軍方鐵砲長持三棹
- 一、着類入箱長持二棹 一、楮子貳挺 一、大砲胴亂
- 香合入二ツ 一、第二番桐油包二ツ 一、白木長持一棹
- 一、春慶塗長持一棹 一、陸軍方明荷二ツ
- 一、笠入箱長持一棹

右之外取調候はゞ色々可有御座候。  
 名札、榊原式部大輔様内領奉行柴田市郎兵衛。

○松村氏新井宿より宅へ手翰

今日幸便に付申遣候廿六日朝安田渡迄押參直様飯山御城え繰込其夜市中廻り翌廿七日朝賊兵富倉峠え罷越

候由に付直様出張に相成候處賊兵共新井に止宿の由に付猶新井宿え押寄暮頃着候處賊兵共番町と申處え屯集の由にて高田勢と打合散々に打破られ候趣に付總御人數新井宿に止宿致居候高田家老一昨廿九日罷出懸合と相成返答の趣下案相認候處本書に不致本書差出候上は諸藩列座にて相開御評決に相成候様の處未決し不申昨朔日も高田家老罷出夕刻引取今日之處如何相成候哉右次第引取か又は戦争にも相成可申歟未だ其場に至り不申我御人數昨日迄繰込凡二千人程に至り申候取込早々申込の次第に寄猶可申越候以上。

閏四月二日 作左衛門

甚之丞殿

○江戸種々の風説手翰

四月廿三日付江戸より來書の内  
 云々鴻の臺邊え北國勢三千人程屯集仕居候に付廿日記州肥後大村三藩出陣御座候上野も彰義隊陣取居廿一日高倉殿御請取可被成候段被仰渡候所引渡不申御陣營に



罷成候は、御勝手次第私共は引取不申此儘罷在候段申述大六ヶ敷應接此日埒明不申既にして戦争にも及び可申勢には候へ共 勅使方に付先無事にて相濟翌廿二日も應接有之其治り方未發嘶無御座と相見へ不承候得共上野山内には百五十人程に候得共山下金杉邊に凡そ千人余忍び伏し居候由此義穿鑿仕候者實咄にて實事と申事に御座候。

有栖川宮様三月廿七日夜平塚宿御旅館え忍入候者五十人程彰義隊脱走連判狀御座候由には候得共忍入候者は屈強の人三人壹人逃去壹人討留壹人召捕渡邊廉藏申口には五十人申合等の事相知れ候由右にて御警衛の諸藩大騒申合に悪者共は散々逃去候由忍入候三人共坊主に相成身をやつし居候由鈴ヶ森にて梟首に成追々は江戸にも騒ぎ差發可申哉山の手邊にては御旗本組屋敷杯には關東方藩脱走と唱ひ流浪の者澤山忍居と申事は人毎能申候得共夫而已私杯其屯集を見候義には無御座候乍去其事實にも御座候や何となく物騒尤此節の事故人氣奮然罷在候義故にも可有御座歟廿一日宮様西丸え御入

被成申候近日外櫻田大名旗本居屋敷御住居向就中廣嶋侯福岡侯取潰に相成大騒目も當られぬ有様に御座候靜寛院宮様實成院様四月九日田安御屋形え天璋院様本壽院様同日一ツ橋御屋形え徳川侯同日の處御不快に付十一日水戸え御出立御供淺野美作守殿の由に御座候。

○飯山戦争見聞候者の咄

友野氏長屋 飯山え罷越此度の戦ひ見聞致し歸り候者の咄。

賊徒共五百七十人余四月廿日に飯山え押來門徒宗の寺に在陣二日の間町方より賄爲差出三日目より飯山侯より差出候人足共を暴威を以遣ひ城下近邊地理案内の者召連穿鑿就中川東えは安田村にて風俗を替馬を率沓野邊夫より草津峠迄穿鑿善光寺邊迄地方探索致飯山侯押へ勤の者に利口の者有之初中此者を不離使ひ居飯山侯にも腫物に障る如く賊徒共申なりに致し被置候由既に廿四日には此方御軍勢追々近くえ押寄ると申物見注進にて其用意致し候廿三日三百人程如何の譯や 又戦ひの上 富倉峠越々後え引退候由

一と先引退き城え楯籠我御軍勢等可引請と申合仕候山廿五日安田渡東側少し上松山え此方大砲方押登りふるくを堀直し大銃を据へ候處を賊徒共見付西側土手影より小銃打出候に付此方御先鋒隊と銃迫合且大銃も打出暫打合候内西方南の方より此方御軍勢應援の諸藩眞黒に成押寄來る飯山侯物見之者注進と見え市中煙立候に付賊兵共耐り兼引退兼て飯山侯と示合之通城え楯籠可申若城え不入節には大手搦手より押寄城兵を皆殺にせんと兩手より押寄候處大手の門を押開き候に付扱は示合の通りと思ひの外豈斗らん哉大銃筒口揃打出す然所

大手は少し高き地陸下りへ向け候處扉を締置候ての事故見當少し上り天窓の上を玉通るなれ共賊徒共残らず臥直に起き遁散搦手の方も同様にて散亂す賊徒え被遣候押への者一同召連遙行候て飯山侯に被計候義尋候に付一向不存と答裸に致し候處下帯に飯山の目印を卷附置候に付直に切殺候由人足共七八人逃候節兵具の内を爲持候に付無余儀壹里余程駈參り一同休息の節逃出し地理存居候に付山澤え逃遁折柄雨天續候に付山澤水澤

山に付水に入隠れ居る賊徒は不案内幸にして歸り命助り候と悦びし由。

○尾州侯人數來る

一、閏四月四日松代泊りにて二百七十人程 旅籠代一賄 三匁宛粗菜 出ず 同五日五百人余夕八時過通行す川田泊りか福島迄參り候哉隊長らしき人兩人都て陣羽織。

○殿様へ總督府より御感狀

殿様え總督府より御感狀被下候事。

今般關東脱走之賊徒從越後路信州え侵入飯山城下に屯集致し居候處其藩之人數迅速馳向ひ一戰令退散候段神妙に候猶此上精々勉勵爲 朝廷可抽忠節候事。

戊辰四月 東山道 先鋒 總督 同 副 總督 眞田信濃守え

右は去月廿九日武州蕨宿 兩御總督於御本陣御使番菅 鉞太郎被 召出被成御渡候。



○江戸並横濱等の説

一、四月十二三日頃鍋島若殿横濱表え百人程の供にて乗込毎日異人等懸合有之由。  
一、四月十六十七十八日江戸御旗本官軍と戦ひ官軍方勝利の由。  
一、同廿八日夕刻小諸侯二百人程碓井峠へ御出兵劔銃持參。

○水戸の脱走御尋

水戸之脱走御尋。

水戸中納言家來 鈴木石見

朝比奈 彌太郎

右は従前水戸表に於て奸徒の巨魁に有之候處先達て國許致脱走行方不相分然るに此程當地え入込み候由風聞も有之趣同藩留守居より届出候に付右兩人之者は不及申黨類等諸藩邸中或は國元在所等え潜匿爲致候歟又は諸藩士の内舊好等有之洛内外田舎遠近之間

手引を以底隠爲致候向は無之哉精々遂吟味其節相分り候はゞ早速太政官刑法事務局え可申出若取隠し外より相顯候節は屹度御咎可被 仰付 御沙汰候事。右の趣國許在所等えも不洩様可申通候事 四月右於朝廷被 仰出 閏四月朔日演説。

○疑惑有之飯山使者書面差出

飯山よりの使者如何敷儀有之に付中町升屋に留置御徒士兩人御足輕十人宛番致居飯山え御懸合有之當人よりも書面差出候上にて御差戻に相成 但左の書面如何にも不相當の文言兩判居所も如何哉。

奉以口上申上候

先達御尋被成下候得共一通の使者罷出委細の儀は存不申歸宅度々相願候に付格別の以思召飯山迄御使者御遣被成下千萬難有仕合に奉存候然處飯山役人共如何仕候哉一言御挨拶仕候様無之甚に當惑仕候御使者御遣被成下候節末家並近親之者え書狀差遣候得共是又一言様子相分不申實以心痛仕候何事も存不申蟲同

○飯山侯初度御届並歎願書

飯山侯より御當家出張隊長え被差上候歎願書且尾州の届書

當月初旬過近領中野陣屋詰尾張殿御家來私方え申談度旨之案内有之候に付家來差遣候處越後國邊より當國え廻り浪人共致通行候風聞有之候に付ては夫々手當向無之候はゞ相濟間敷旨申聞候に付夫々手配致し候得共小家微力人數少に付直様堀恭之進え御援兵之儀及御頼御承知に候はゞ浪士模様により以使者可及御頼旨申述置候處其後中野陣屋詰より陸軍方越後國出雲崎先觸到來の由野尻宿より申出候段家來迄相達候に付不取敢私領分境越後國入口五ヶ所え夫々手配人數差出候得共少人數に付貴様御援兵の儀御承知に付御頼申達候處右御人數着不致候内領内高倉村え向多人數押入候旨家來申聞候に付家來之者及應接候處信州爲鎮撫罷越候段申聞候に付彼是應接仕候内多勢一同應接に不構短兵急に走下り城下迄一時に罷越候に付猶應接及對談候處榊原式

様の私に御座候間再應申上候茂如何敷御座候得共格段の以思召飯山え御歸し被成下候様重役様迄御願被成下候様奉願上候謹言。

慶應四年辰四月廿九日

本多豊後守使者

弓削一

學<sup>實印</sup> ○  
無敵書判

御取次 樋口旗之助様

右は飯山より援兵御斷有之候上にて彼是御禮の御使者の由既に如形之戰爭疑惑に付留置候趣。

○戦ひ御勝利に付御軍勢へ御意

四月廿六日出軍隊長を始惣勢へ御意

越後筋より當國え侵入之賊徒飯山表屯集に付爲打拂出張被 仰付候處昨廿五日安田村渡船場に於て及戰爭得勝利飯山城迄進軍候條昇平以來 御當家初ての戦功士氣奮激一段之事 御大慶被思召候猶此上彌勵 義勇御武威相輝候様一同盡力可致旨御意に候。



部大輔初越後國諸藩不殘同意之趣を以て兵威を張其勢  
微力には乍殘念難對不得止事一時の權道を以て同意の  
姿に申成候處近領に援兵等頼置候はゞ早速斷可申遣旨  
強て申出候に付是又不得止事貴様並堀恭之進え右援兵  
之義御斷として使者差遣候處浪人共益勢ひ増長城を貸  
吳候様杯と申聞外え引取候氣色更に不相見候間家來一  
同致覺悟賊徒打拂可申旨及評決候に付ては貴様並中野  
陣屋詰尾張殿御家來え猶又御援兵御頼申度存候折柄幸  
に右兩藩御人數川向迄相詰發砲双方打合候に付同所よ  
り使者三人差出置城内にて賊徒え致發砲候處賊徒共城  
下市中え致放火暫双方打合候内に賊徒山手に遁去候間  
少々安心に及候處え右兩藩え差出置候家來罷歸申聞に  
は御兩藩御挨拶には先日中賊徒城下え亂入仕候後援兵  
御斷に付ては右賊徒え組し朝敵同様の趣に付賊徒一同  
打拂可申旨相斷候に付使者打驚入先日御援兵御斷の節  
素々右様の心底には無之一時の權道の取計の旨兼て申  
入置候旨申述置候處右休の議は更に無之旨被申聞候旨  
罷歸申出候に付其使者相勤候家に相尋候處右口上申落

候旨誠以驚歎の旨今更以不得止事儀然上は其姿朝敵の  
趣に相當誠以奉恐入罷在候内貴様御家來並尾張殿御家  
來一同安田相渡り直様堀際迄罷越候に付家來差出城内  
え御兩藩御人數繰入在留罷在候右に付前後勘辨仕候處  
一時權道とは乍申微力にて數日の間賊徒共城下に罷置  
候段は奉對 朝廷深厚奉恐入候乍併素々賊徒に組し候  
心底には更に無御座候得共奉恐入恭順罷在候間右事情  
深く御汲取尾張殿一同御執成の程幾重にも奉歎願候儀  
に御座候以上。

四月

本多豊後守

本多豊後守

先般賊徒其城下え止宿の趣に付自分謹慎罷在候旨相  
聞右は無據情實も可有之候間謹慎に不及闔藩令安堵  
爲國家精々可盡忠勤事。四月  
尾州侯より中野陣屋え出張の家來より届

越後路より侵入の賊徒追討の儀始末の次第本多豊後守  
願面の通り相違無御座候右追討方に付ては兼て申上候  
通御領御取締所え出張の人數而已に付眞田藩申合右藩

多人數繰出候に付萬端手都合宜及戰爭申候全眞田藩盡  
力行届於豊後守茂名分相立候次第に御座候依之同人願  
書相添奉申上候以上。

四月

御領御取締

松本省庵

水野内藏

東山道御總督府 御執事様

總大將古屋作左衛門、陸軍方前田兵衛 村瀬健之助  
前軍備立軍監大丘候兼梶原陽之助 先生三浦志摩之  
助 十軍隊宿割柳生源八 歩兵方宿割勝田作十郎  
本陣掛り森口啓藏 勘定方渡邊兼次郎 矢澤達十郎  
歩兵頭中島源之助 増田政次郎 山本莊之助 安藤  
熊藏 長谷川源之助 篠本星野惣太郎 磯村源左衛  
門 木村大作 楠山三郎 今井信郎

飯山侯御届書

當月廿一日夕關東脱走之歩兵共之由大凡四百人程越後  
國高田筋より領分富倉峠え相掛り俄に城下え押入翌廿  
二日右四百人計の内百人程高田城下ゝ二里手前新井宿  
と申え立戻候處廿三日又々五十人余押來城下上町眞宗

寺と申寺院え屯集罷在候に付家來共より及應接候處理  
不盡に城地借用致度旨其他不法の事共申掛一事も採用  
難仕儀に付嚴敷申斷候處強て豪談に及候其始末不穩候  
に付難捨置召捕方種々心配仕候得共何分小藩の儀にて  
不任心底依之兼て申合置候儀も御座候間近領眞田信濃  
守堀恭之進並當州御取締所中野陣屋えも援兵の儀早々  
申遣專防禦之術苦心罷在候趣早速御届可申上管に御座  
候得共賊徒共城下口々嚴重相改不得其便無余儀御届延  
引相成候段奉恐入候然處昨廿五日朝尾州松代兩藩人數  
爲援兵千曲川向岸安田村近邊迄到着仕候處賊徒共眞宗  
寺ゝ右川近邊迄繰出川を隔信濃守人數と砲戰仕候内同  
人別手人數上流腰巻と申所より打渡り弊藩人數は城内  
より繰出し双方より相挾擊候處賊兵直様弊藩人數え相  
懸り城門際迄攻寄候に付城内より發砲致し打拂候處賊  
兵四五十人程死傷有之一旦敗走仕候得共猶又人數相集  
城西の方え攻掛候間是亦打拂尾州松代兩藩人數と嚴敷  
追擊仕候處町家所々放火致し敗兵引纏富倉峠より越後  
路え敗走仕候其後兩藩人數城中え繰入嚴重に城守仕候



今廿六日早朝より猶又松代並弊藩人數富倉峠迄爲追討  
出張仕候右之節双方手負討死其外等委細取調之上猶又  
御届可申上候得共不取敢此段御届申上候以上。

四月廿五日

本多豊後守

太政官え御家御届

信濃守儀去月廿八日御届申上候通關東脱走賊徒古屋作  
右衛門多勢引連越後國より信濃國え侵入本多豊後守在  
所飯山城下え押來同所え屯集近邊所々出沒致居候付信  
濃守人數追々右地方へ繰出候其後時期見計同月廿四日  
尾州藩並近隣出兵の諸藩申合千曲川東西持口分配仕翌  
廿五日早天信濃守先手人數尾州藩一同右河の東岸安田  
渡船場の方え相進候處明六ツ時頃西岸に屯在の賊徒よ  
り發砲致候に付信濃守人數不取敢及砲擊賊兵少敷退候  
處四ツ時頃に至り飯山城より使者罷越數日賊徒城下に  
屯集爲致置候段全く微力にて打拂方行届兼深恐入候趣  
申聞候に付尾州藩に申談及挨拶罷在候内飯山城中より  
も及發砲賊徒打拂候段信濃守人數其機に應じ嚴敷打立  
候處賊徒忽散亂致し敗走に乍及市中所々え放火致候に

付尾州藩並信濃守人數の中川水え飛入向岸に繫置候賊

船二艘奪取川を渡り彌追撃に及候處豊後守家來之者罷  
越案内致候に付尾州藩並信濃守役掛之者共城内え入猶  
手配等申談一同追伐仕候處賊徒悉富倉峠より越後路え  
逃去候儀に御座候依之豊後守重臣之者尾州藩及信濃守  
役掛之者え面會仕賊徒打拂方行届兼奉恐入候次第等數  
願御執成之儀申聞候に付相當及挨拶猶尾州藩並信濃守  
人數飯山城に罷在此上の守備並賊徒追討の儀等一同厚  
く申談候旨出張の重臣より申越候右之趣東山道御總督  
府え茂早々申立仕候儀に御座候猶賊徒打取數並人數等  
其他委細之儀追て可申上候得共先不取敢右之段御届申  
上候様信濃守申付越候に付此段申上候以上。

閏四月五日

眞田信濃守内 長谷川深美

○太政官より會の賊徒追討被命

京都よりの飛脚着左之通

只今太政官より平次郎儀罷歸候處別紙賊徒追討被 仰  
出の御書付軍防局判事鴨脚下總を以御渡御座候に付御

□菊御紋之御旗御渡之儀に付右御渡被成下度旨申立候

處尤の次第御渡可被成下候へ共未だ御取調相届兼 實は御旗間に合兼候御様子に御座候 尾張家えは既に御渡に相成候得共其外え

は孰れも追て御渡に可相成旨右同人申聞候儀に御座候  
且今日追討被仰出候藩別紙之通御座候此段申上候以上

四月廿八日

長谷川深美

尾州家え被 仰出大略左の通

松平肥後暴激益相募信州地迄及亂暴官軍え差向候趣に  
付早々令在國東山道追討の向共調合追討方盡力可有之  
御沙汰の事。

舊主被遣候に付田宮如雲參謀被仰付早々下り候様

副 成瀬隼人

下ヶ札尾張前大納言様御上京可有之昨廿八日武佐宿  
迄御上りに相成候處追討被 仰付候に付同宿より直  
様御引返しに相成申候。

同廿九日賊徒追討被 仰出候藩左之通

松平高須 永井肥前守加納 戸田采女正大垣 戸田  
淡路守大垣新田 松平能登守岩村 遠山美濃守苗木

八幡 本莊宮内少輔高富 此方様 飯山 松本 上田

小諸 岩村田 高遠 高島 飯田 須坂 田野口

右孰れも御書付は同文言之事今日於太政官問合候處右  
之通に御座候得共猶其外に茂御座候哉未穿鑿行届兼候

四月廿九日

眞田信濃守

松平肥後其他賊徒等益叛逆相募北國より信州表え侵  
入の段相聞候に付尾張前大納言え追討被 仰出其藩  
の儀も同様被 仰付候條萬端尾州と申談同心戮力速  
に逆賊討伐可致旨御沙汰之事。 四月廿九日

閏四月二日太政官え御留守居御呼出にて

眞田信濃守

反逆追討被 仰出候に付大隊御旗一本錦袖御章五百  
枚御渡被成下。

右兩條同月九日演説有之。

○賊徒領内通行に關し書面

高田侯より北陸道御總督え御届書の旨同藩より尾州  
侯此方隊長連名にて差出。



歩兵頭古屋作左衛門其外役々並兵隊共大凡人數五百七十人餘式部大輔領分通行に付趣意柄相尋候處先般信濃邊に於て官軍先導杯と唱ひ亂妨の所業に及び人民艱苦不可言代官所等人少之處は別て恐怖動搖の趣相聞候に付鎮撫被申付兵隊引連出役候處勅使御先鋒追々下向の趣に付路次を轉じ上州梁田表に止宿之所何れの兵共不相知不意に襲來候兵有之趣に付趣意承應接の者差出候處直に被及砲擊候に付無余儀防戰致候得共元來眞に奉對官軍致敵對等存意無之候所右之次第に付速に人數相纏引退是迄段々致通行候處前條鎮撫被申付候趣意も有之候に付右場所迄一と先相越度且梁田表の事情信州何れの藩へなりとも依頼致し申上度の旨申聞候得共兼て公藩脱走人の儀に付ては御達しの趣も御座候得ば假令會藩脱走人に無之共若不都合の次第等有之候は々奉恐入候に付差留置所置方御伺可申上心得にて及談判伺濟迄領分新井宿え留置候事に評定致候處去廿日朝一應の斷も無之遠運動杯と唱へ俄に信州飯山表え立越候に付約定違變の所業致談判候處彼是行違に相成申譯も

無之趣深く相詫隊長古屋作左衛門初諸隊引戻し候得共一旦立越候儀に付隊中は少々飯山表え殘置候旨に有之元來是非共信州地迄相越度素より願候儀に付何卒滯留不致通行致度旨只管申出夫是中飯山表え使者差越申聞候同所え相越候ても此表同様の旨申述候由其上尾州役人衆え伺候處沙汰之次第も有之候に付飯山領内相通候旨に相聞候得共可成丈領内に留置御所置筋相伺可申心得にて猶又精々及談判候得共前條之通幾重にも奉命の廉有之候間何卒信州地迄罷越度勿論亂暴の所業は決て致間敷中之條邊迄罷越役方へ趣意申達の上引返度旨申聞無余儀次第に付別紙寫之通證書請取通行爲致候儀に御座候尤歩兵共は諸國寄集無頼の者共に付嚴く取締致し候粗暴之儀等無之様精々申聞可置候儀に御座候此段御届申上候以上。

四月廿九日  
高田 川上藤太夫 側用人  
右之通急使を以北陸道御總督府御出張先え御届申上候儀に御座候以上。

瀧見九郎兵衛 中老  
竹田勘太郎 家老

尾州 松本省庵殿  
松代 小幡内膳殿

(下札)尾州家役人衆え親候所沙汰之次第も有之云々。  
此段被仰聞候次第も御座候に付飯山え問合候處過日使者の者申述候は尾州殿御役人方より歩兵共是非中野を通り度旨申聞候は無余儀候間可相通候若善光寺邊を通り度旨申聞候も是又可相通旨沙汰之趣申述候而已に御座候得共實は中野え遣候使者に御役人衆より策略の爲通し可申旨被申聞候事にて密意の儀にも候間別段過日だけ使者不申出候段申聞候。  
賊徒より差出候證書末々に有之。

高田家老 竹田勘太郎 中老 瀧見九郎兵衛  
側用人 川上藤太夫 香西又五郎 森千次郎  
尾州藩 水野内藏 松本省庵 杉山壽自藏

○飯山其外口々諸侯分配

持口分配。

谷通り東大瀧邊、尾州、須坂、六川  
西大瀧、松代、飯山  
此方御人數物頭山越新八郎 組子共大銃方宮下欽次郎 林文左衛門 御番頭彌津丈之助 御使番菅鉞太郎 御目付樋口彌次郎  
戰士 吉澤十介 増田將曹 中村左兵衛 橋本丹下 岡島慶藏 水井浪馬 金井好次郎 關山藤三郎 西村申太郎 高野右金吾 白川久之進 鹿野四郎左衛門 岡本八百人 奥村三左衛門 金井精藏 渡邊憲藏  
兵糧奉行陣場奉行彈藥奉行兼小崎貫兵衛 御醫師春原文三  
新井口、尾州、松代、上田  
此方御人數御番頭海野寛男 御使番徳田治郎右衛門 御物頭吉村左織 中村勝左衛門 三輪六十郎 竹内直太郎 坂口右太郎 島津左織 小林藤太 小出甚四郎 齋藤龜作 石倉謙之進 加藤直衛 坂野柔



次郎 竹内權平 小林盛次郎 佐川彦之丞 清水新八郎

隊長河原左京 御中老小幡内膳 御目付近藤民之助 加役中村順太郎 御旗奉行綿貫謙藏 □懸り岡野彌

右衛門

御監軍岩村精一郎殿附、松代、飯田物頭兩人差配四人組子三十人 此

方御附表御用人樋口旗之助 御目付鈴木治部右衛門

御儒者高野廣馬 御番士 御物頭柘植彦四郎組子三十人

御徒士柿崎甚藏 柳澤晋三郎 片岡賢之助

飯山城、尾州、松代

此方御人數物頭牧野大右衛門組子 御目付河原理助兵

糧奉行陣場奉行彈藥奉行兼矢野倉謙兵衛 加藤反求

御番頭出浦輝人 戰士落合量吉 堀田伴右衛門 奥

山八十治 東條辰三郎 近藤惣治郎 窪田岩太郎

草間三五郎 一場俊藏 三澤元之輔 矢野倉甲子太

郎 吉村濤太郎 樋口水之助 常田壬太郎 井上覺

太郎 志村恭之進 大瀬増之助 根村甚之助 友野

隼太郎 富岡房尾

澁峠口、尾州、松代

○御軍勢之内分捕拾取申立

此方人數之内分捕拾取候品々。

覺

一、彈藥箱一荷但明箱 一、雷管一袋但數千程 一、

大粒藥百目斗

右は八幡山の邊にて先月廿五日打合の節分捕仕候旨遊

擊隊原徳太郎申聞。

覺

一、貳百五拾目玉五ツ組鉛彈

一、長玉甲具一

神武隊 神主其他 宮崎隼人

小池豹尾

散兵隊 柳 八十喜

河口 鐵治

右は飯山城外に拾收候旨散兵神武隊白井重左衛門申聞之。

覺

一、胴亂一ツ但舶來之品にて中に施保砲早合數拾

右は山上名所南條と敷申候處にて打合敵逃去候後林之間に有之組の者梅吉拾取候。

一、革胴一ツ

右は山上より東の道え相廻り候處時々銃聲有之候に付林間の狀勢探らん爲組下え申渡此方にて時々開放して押下し候處其道筋に有之組の者安次郎得之。

一、鎖着込壹枚

右同斷の節組之者佐右衛門收之。

右は去月廿五日飯山城裏門外の伏奸本マ、開八幡の捨奸を追

かけて山上に至り所々打合の上城外より一里程水澤村地内ハリゴミ池向にて追止致し夫より東道筋を押下し候節組之者分捕並拾收の旨御物頭山田兵衛申聞之。

覺

一、賊徒壹人但小銃並胴亂所持の品物も有之様子に候得共委細辨兼候。

右之者去月廿五日飯山表戦争の節飯山より半道程も有

之候南條村不行寺門前百姓家に潜伏候趣百姓共申聞候に付直様私並飯山藩渡邊善太郎伊藤市次郎三橋源内外に足輕壹人一同罷越所々穿撃致し同所廐脇の處に潜伏に付一同踏込生捕候上飯山藩え引渡置候儀に御座候委細の儀は取調申聞候旨御目付河原理助申聞之。

覺

一、玉藥箱一ツ 但玉藥入

右は先月廿五日飯山城裏に於て拾取申候旨大銃方清水一郎右衛門小宮山三吉申聞。

別紙玉藥之儀は拾取後森山熊之助より岡野彌右衛門

え預置候旨大銃方右兩人並森山慶之助申聞之。

一、大銃方清水一郎右衛門小宮山三吉申聞候儀。

右は儀左衛門組釜治飯山城裏にて拾取候由申聞之

覺

一、先月廿五日安田村戦争の節賊兵死人手負所持の品分捕之儀金兒友太郎御預り組子の者左の通り。

一、右同日安田於船場打候後私共右船渡邊え罷越見廻候所即死所持之品左之通。



壹人即死石塔側此者刀一本差居り此刀分捕  
 壹人同斷水の小屋裏土藏二間程離れ其脇に歩兵銃壹  
 挺弓張胴赤挑灯一張有之右銃挑灯分捕壹人船場北畠  
 の中に無腰  
 四人船場近邊にて手負の由其所百姓共申聞候竹笠二  
 ツ右邊にて拾取申候  
 右之通に御座候以上。 閏四月六日

高野新之丞組 八十五郎  
 宮澤善吉の組 庫次郎

○於太政官箱館總督會津征討被命

於太政官箱館裁判所總督且會津征討被命。

一、四月十二日 清水谷侍從  
 右箱館裁判所總督被 仰付  
 土井能登守 井上石見 岡本文平  
 右同斷在勤被 仰付  
 一、同月十四日 薩州 長州 島津淡路守佐土原  
 松平肥後益暴激に募り官軍に抗し候段相聞依之右三

藩え出兵被 命與羽之官軍え應援致し候様被仰出候  
 事。  
 一、同月十五日 加州 藝州  
 一、同月十八日 長府 越中富山  
 右同様出兵被 仰付。

○北國筋賊徒より諸藩え回狀並先觸

此度時勢切迫致候に付至急に御會議申度儀御座候處大  
 事件之儀に候間御身重の方の内にて水原陣屋迄御出張  
 被成下度奉存候以上。

會津御留居方 柴 守三 萱野安之助  
 唐野 源吾 秋月悌次郎  
 三根山御藩中 御回狀四月二日巳之上刻相達致  
 拜見即刻椎谷表え差送り申候  
 椎谷 御藩中 文言同斷三日巳之中刻下略  
 柏崎 御藩中 文言同斷三日申之上刻下略  
 高田 御藩中 御廻狀閏四月四日申之中刻相達致拜見  
 同斷糸魚川え差送り申候高田  
 糸魚川御藩中

上包

各様 秋月悌次郎  
 柴 守三

猶以夜晝不限急々御順達可被下候以上。

一、人足八人 宿駕籠貳挺

右は明廿九日津川出發にて越後高田迄急御用にて罷越  
 候間驛々人足無滞揃置可給候以上。

辰四月廿八日 陸軍方 六角守東  
 浦生 一

驛々問屋中

馬下通り村松より三條通り高田迄

右之通只今御先觸參り候に付寫差上申候以上。

辰閏四月三日 吉田 五左衛門

乘駕籠 三挺 此人足九人  
 右は今廿七日爰元出發にて越後高田表迄罷越候條書面  
 之通驛々無滞様設置可給候以上。

宿々問屋中

右之通御先觸參り候に付寫差上申候以上。

閏四月三日夜 吉田 五右衛門

○高田新井邊の説

賊徒之内高田藩にて生捕の趣に相聞候中島源之進 歩高  
 三百石程にて脱走賊徒に入内實は高田 閏四月九日新井宿監  
 にて隠し置候者にて同腹の様子由 閏四月九日新井宿監  
 軍本陣え呼出吟味有之高田より駕籠に乗せ徒士十人程  
 一小隊警固羽がへ縮黒羽二重紋附小袖附織物の小袴着  
 用三十余歳位立派なる男の由尋有之候へ共何も不存旨  
 相答吟味詰に不相成大監軍岩村精一郎殿右座河原隊長  
 左座尾州水野内藏松本省庵右横座岡野彌右衛門高野廣  
 馬近藤民之助左横座高田御役人椽下土間え薄縁を敷中  
 島源之進差出其後え高田小銃組警固に付此方よりも同  
 様側え入警衛す監軍より囚人引渡候様申候處高田にて

辰四月廿七日 會津 永岡敬次郎  
 松田留次郎

村瀬賢之介



引渡候義は致兼候旨答候由末如何に成し哉。

一、彌彦の濱え蒸氣船一艘乗附候處無印故何方より何者か不相知旨。

一、羽州庄内酒井侯 朝敵會津と同意の趣旨官軍薩長兩藩に佐竹侯應接の上に可有之聞四月初旬日不戰爭酒井侯利を失ひ終に城え逃込此上は籠城の外有之間敷今日頃は十日落城にも可及旨。

右兩條之趣惟谷領豪家之者新井宿在陣監軍之同十日注進之由。

一、隊長河原左京殿宿陣新井宿門徒宗寺 新井御門前え坊と云 高田方の者にも可有之落首

銃隊をつれて是まできつれども引にひかれぬ高き車を。

一、江戸近郷下總の市川にて聞四月三日四日賊徒 徳川の旗本二三男外脱走の輩並歩兵共鴻の台邊へ共と官軍長州日向先達つてより屯集候旨不穩の由風聞有之 佐土原等と戰爭川を隔て鐵砲迫合に付勝負無之處佐土原勢川を歩渡無二無三に攻入矢庭に賊徒七八十人討捨是の勢にて賊徒大敗軍逃散官軍大勝利の由。

一、北陸道御總督高倉及中山殿近日の内越州表不穩に付御下向御領内御通行有之由。

○高田侯二度目三度目書面

高田二度目

步兵頭古屋作左衛門初領分通行方の顛末は先般御届申上置候次第に御座候處去廿五日飯山表に於て戰爭有之趣注進有之候に付情實は不相分候へ共鎮定として人數手配仕候内猶申出候は歩兵共追々領分え逃來候と申出候に付右は此程申請上證書請取置候次第も有之候得共一步も領内え立入候義理合有之間敷答の處不得其意不届至極の儀に付一應詰問之上討取可申爲家老村上主殿伊藤彌惣竹田勘太郎三隊の人數追々繰出候上使者差出及詰問候處隊長作左衛門相答候は段々御話に及證明差上置候次第も御座候得共決して無名の暴動し戰爭に及候所存更に無御座候處過日分隊致し飯山表に殘置候人數え松代候人數發砲被致候に付無余儀防戰致し候義にて新井驛より罷越候局中の者には戰爭の積

無之處右様の次第柄に相成何共都合の段申譯も無之御領内え何の面目有之て立戻候筋無之候得共何分一時の餓可凌様も無之に付不得止立越候間都合次第早々間道引取可申幾重にも容赦に預り度旨只管相詫候刻中島鉦之進平田惣太夫等え申付前件爲申譯差出候旨にて鉦之進惣太夫等主殿彌惣所え相越只管謝辭申述候段申越候得共届約定違變致し全當家を相欺不容易次第柄に相成最早宥恕の筋無之付速に討取可申乍然深く悔悟致し兵器不殘相預作左衛門始末々に至る迄厚謹慎致し御所置相待罷在候へば格別左も無之候はゞ一切許容不相成假令間道引取候共討取可申候間速に決答可致旨申聞候處鉦之進惣太夫共罷歸隊長作左衛門え申聞可答旨申聞候得共鉦之進儀は差押置惣太夫壹人差戻候處何等挨拶も無之追々五人宛間道筋逃去候趣斥候之申出候に付主殿彌惣隊分配致し追躰且川浦陣屋の方え集屯可致様子有之旨探索之者申出候に付勘太郎隊は右え相向候處追々集來候に付練詰大小銃打掛候處步兵隊よりも相應じ砲發に及候得共闇夜の事故賊兵衆寡動靜も分り兼

候に付指出村と申所放火致し猶嚴敷打掛候内に主殿手も一同に相成火勢に乗じ陣内え討入討捕生捕分捕等荒増別紙之通に御座候殘兵の儀は東の方山の手え散亂取走致し近邊屯集の體にも相見不申候へ共主殿彌惣二隊は爲取締最寄に出張爲致置猶潛伏の兵嚴敷探索方申付置候儀に御座候依之先不取敢此段御届申上候以上。

四月廿九日

榊原式部大輔

右之通急便を以北陸道御總督府御出張先え御届申上候儀に御座候。聞四月初日

宛所右兩人殿

前三名

覺

- 一、首二ツ 一、生捕十七人 一、自殺一人 一、乘馬三匹内二疋鞍置 一、鎗二筋 一、脇差六本
- 一、大砲壹門 一、小銃四十八挺 一、胴亂香合二ツ
- 一、旗竿四本 一、引戸駕籠一挺 一、垂駕籠一挺
- 一、宿駕籠一挺 一、長五間竹櫛子貳挺 一、長持十
- 八棹 一、籠長持一棹 一、兩懸二荷 一、挑灯竿七
- 本 一、大箱壹ツ 一、琉球筵等二十三品



右は廿六日追討以來打取首數生捕自殺分捕等荒増如斯御座候猶追々取調可申上候以上。

高田三度目 高田問答の次第或人云問條は督府探索方荒木權六也といふ

鐵砲を持し兵隊數百人鉢崎より新井驛迄數十里の處罷通り候を柿崎驛にて既に談判被及候に任歎願差留無之次第一條。

兵隊にて通行致候儀當節柄不都合の義と被存候に付領内通行難爲致跡道え戻り候様申聞候得共最初鎮撫の命を請兵隊引纏罷出候儀に付兵隊にて罷通度且下越後筋藩々領分も通來り候に子細無之往還の儀に候間是非通し吳候様只管彼是申候得共兵隊にては通行難爲致旨申聞候處間道にても罷通杯と申候得共夫以難爲致是非共兵隊にて罷通り度儀に候はゞ當方に於ても可伺品有之候間暫領内に控居候様申聞歎願に任せ候心得は無御座候得共柿崎驛は場所都合不宜候に付今町表迄差遣同所に差留置候事に可致哉と存候得共今町表は海路を初下越後より通路自由の場所に付舍も有之且入置候寺院も無之候間新井驛に滞留爲

致候事に取極候事に御座候。但鉢崎より新井驛迄道法十里御座候。

本文之壹通は鍋島藩荒木權六北陸道總督府より越後筋探索として罷越以前高田侯より再度御届の内不審の廉々一存にて相尋候處委細書取にて御答可申との義荒木は江戸出足より八日の期限に付答書の義は御兩藩に托し置且高田重役召連歸府の由。

新井宿引留置候兵隊約定を犯し飯山迄分兵突出候を御取計振一條。

新井驛に滞留可罷在候處約定を違變飯山表え罷越候は全く弊藩を欺き候儀に付速に引戻り候はゞ格別不引戻候はゞ高田表に殘罷在候楠山三郎中島鉦之進松田昌次郎木村大作前田兵衛 何れも役方頭分の由 等差押置違約不義の罪を問ふ所存にて則藩内えも決意之次第申聞嚴敷及談判候處右五人の者共只管相詫早速引戻候事に可致とて則ち三郎昌次郎大作早馬にて飯山表え立越及談判隊長左衛門始諸隊直様翌日引戻し來り先□合は相立候得共惣隊の内少々飯山表に殘置候由に

付右にては領内差留置候趣意不相立候間悉皆引戻候様猶嚴敷再應申聞候得共同所々示談之筋有之迎も可立戻様子無之運び合に有之旨相聞候に付無是非相通候儀に御座候。

徳川慶喜の舊命と稱し兵隊を以信州筋爲取締今更罷通度旨を御取上有一條。

罪名を被蒙候後も家政向に拘り候儀は恭順の趣意被相諭候而已に無之無據義は夫々差圖も有之様子に付代官所等不取締之分は其節實に鎮撫方申付候義にて虚偽にも有之間敷や且受命候御場所え罷越候上復命不致候ては身分の立場無之候に付一旦罷越度旨再應申聞無余儀申立候様御座候得共虚實の所並右の者共御所置筋も相伺候上取計度罪の次第も詳に承知不致直に討取候も仁恕の筋に無之哉と存免も角も一應伺可申と存差留候義に御座候。

松本迄先觸出居る道筋を取違ひ飯山迄罷越候を御詰問無之一條。

新井驛滞留議定之處約に背き候段は勿論道筋を違ひ

候儀も詰問に及び候處關川御關所等も手配有之殊に數所之切所も有之右にて挾討に被致候や杯と下た方疑惑甚敷兼々下越に罷在候内種々御疑ひ申立候通に御座候處御城下を通し被過新井驛に止宿致候様之次第に付自然の義も難計杯と存且飯山表には格別手當等も無之哉に付速に罷越只々宜敷かと俄に出立致し候儀にて違約相成候段は申譯無之旨申聞候儀に御座候。

閏四月二日

川上藤太夫

瀧見九郎兵衛

竹田勘太郎

松本省庵殿

小幡内膳殿

賊徒より差出候證書

拙者共先月中信濃國鎮撫として罷越候様被申付江戸表出立中山道上程の途中 勅使先鋒追々下向之趣承り候に付行會候て自然不敬之儀等有之候ては恭順の意に背き不相濟義に心得候より路次を轉じ上州梁田宿に一宿



仕罷在候處翌拂曉不意に襲來の兵有之模様注進に付何れの人數且何等の趣意に候哉一應承度爲差出候應接人え直に砲撃被致不能其儀候に付不得止防戦の上速に人數引纏め猶又夫々路次を遷轉して驛々通行初奉命之地迄罷越候儀にて無名に擊擧暴行致候儀には無御座候上程の旨趣不分明にて御掛念之廉可有之も難計存候に付事實以書札此段啓述仕候間御封内無滯御通被下度候以上。四月十六日

楠山三郎印  
天野新太郎印  
内田莊司印  
步兵差圖役頭取 今井信郎印  
步兵頭 古屋作左衛門印

榊原式部大輔様  
御執事中

步兵追討之頭末共過日追々御届申上置候通に御座候然處全最初所置方不行届より信州各藩の動搖にも立至奉惱宸襟候段恐懼戰慄の至奉存候更に悔過仕向後一際勉勵盡力可奉抽誠忠候此段厚御憐愍被爲 垂今般之儀

は幾重にも御宥救被成下置候様御執成の程只管奉懇願候誠恐誠惶頓首敬白。

閏四月八日

榊原式部大輔

弊藩御不審之筋有之兼て差出置候人數御用無之に付勝手本國え可引取旨去る朝日被仰渡候旨於在所承知仕恐入謹慎罷在候步兵一條の儀は追々御届申上候通の次第に御座候得共何分最初爲申上差出候は於途中指滯事情貫通茂不仕且所置方不行届の儀重々恐入奉存候就ては御隨從重役の者より不取敢御詫奉申上候通幾重にも御詫申上度奉存候間宜御執成被下置候様只管奉歎願候以上。

閏四月

榊原式部大輔

今般弊藩御不審の筋御座候趣被 仰出重々奉恐入候先御請之儀申上置委細在所表え申遣置候得共右御不審の儀は今度歩兵の頭古屋作右衛門其外役々並兵隊共在所表通行一條不都合の廉有之奉蒙御不審候儀にも可有御座哉と深厚奉恐入候右通行等の儀在所表申越候得共此度奉蒙御不審候次第早速右表え申通猶御詫可申上候

得共私共より不取敢御詫奉申上度何卒可然御取繕可被

成下候様只管奉歎願候就ては當三月中家族並家來共在所表え爲引越候處其後道中支にて引殘の分追々在所え爲引越謹慎罷在候間厚御汲取御執成之程奉願上候以上

閏四月

榊原式部大輔内 久代勘左衛門

高田藩え總督府より御達書

其藩御不審の儀兼て 御沙汰に相成居候處賊徒追伐稍疑惑被爲解候就ては追々其表御進軍相成候間以後彌實功を以勤 王之誠心可被表旨被 仰出候事。

辰閏四月

北陸道 總督 執事

榊原式部大輔 重役中

戊辰四月八日於越後國新井宿東山道總督府監軍陣營會議出席姓名。

飯山 本多作十郎 飯田 堀 休太郎  
渡邊 藤太郎  
岩村田 田中 万治 松本 家老代 友成 慎次郎  
池田 諫太郎 神方新五右衛門  
鶴見六野右衛門

諏訪 澤市左衛門 高遠 楠木 藤太夫  
松田信五兵衛 青木 三藏

右内議評決の後呼出

高田 武田十左衛門 瀧見九郎兵衛  
川上 藤太夫 留守居 二人

右は同夕刻評定也

新井宿え張紙

小隊を引て大勢來つれども高き車は越に越されず。

○董子女朝廷へ建白

殿上人若井修理太夫  
量長女菅原朝臣董子

昧死して奉言上候今般洋夷入朝拜謁被爲免候旨且又井蛙之管見を去り是迄夷人は犬羊の如く相卑め候儀を止め 皇國西洋と彼是差別無之 本朝之舊制を被相改御制度萬端も追々西洋の法を被採用御國体御變更に相成度候旨傳聞仕候是は定て甚深 聖德より被爲出且又文武之諸臣熟議贊同候上にて御確定の御儀と奉存候に付彼是奉申上は甚以恐入奉存候得共狂妄の存意聊奉申上候彼夷人入朝拜謁の儀は是迄も有之候得共蕃國の御接待に有之候間 天朝の官位を相授候事抔無之少しも御



尊崇の儀無之候間右様の例にて御接待に相成候儀に候  
得ば強て異論も差發り申間敷又後來の害とも相成間敷  
奉存候得共方今の形勢にては洋夷は自分帝國と稱し尊  
大を極め居候間往古の諸蕃來朝の例格にては迎も承服  
仕間敷同等と申儀に可相成唯今同等の禮を被用候得共  
後來は再拜臣と稱するに至り候は必然の勢に御座候宋  
胡詮が 奏上にも陛下一度膝を屈し給はゞ宗祖の廟社  
は盡く夷狄の汚し候はんと申候も實に被想像寒心仕候  
且入京拜謁仕候共是は外來の者にて有之<sup>□</sup>諭し可申候  
へば來客出入も同様の義に御座候間何者來り候共包筵  
の量を以て夫は夫にして置候が主人の職に御座候處只  
今の形勢にては來客を羨み候間家風迄改候も同様の事  
に御座候且又御國體御變更の儀は實以重大の事件にて  
神州興廢存亡此一舉に被爲在候御儀と奉存候過日六  
藩獻言の趣にては漢土人の如尊大に不被爲遊候様と申  
上候得共是は 皇國漢土而已に不拘縱令西洋各國と雖  
其國君臣等は自國を尊大に不仕候ては其國は治り難き  
者に御座候間巷細民一兩人の家僕を召仕候者にてても其

家主は無此上尊嚴大切なる者と不存候では家相治り兼  
候況哉 皇國は三千年近く 皇統連綿と御相續被爲在  
候も全く衆心合一して 天朝を無限尊崇仕より如斯君  
臣の大義不相亂萬國に超絶候は此尊大の効に御座候又  
我國尊大仕候得ば他を賤み候は自然の勢に御座候然る  
に今其尊大を照候は自分御國體を破り候に御座候御國  
體破り候はゞ御國威自ら萎靡仕候彼漢土人尊大にて夷  
狄に被制候と申候得共宋明清杯何れ貿易和議を以て國  
を誤り夷人に愚弄せられ候事如何にも明晰に御座候間  
乍恐即今こそ全漢土の覆徹を被爲踏候事に奉存候加之  
皇國漢土とは近隣の國柄にて人情風土も左而已相替  
不申候得共西洋は數萬里を隔風土人情も甚相異に候間  
皇國人をして舊習を去り心を變じて西洋人を摸倣せ  
しめ候義は決して不相成義に御座候尤西洋は只今貨利  
を貪り禮義廉恥を不知候て帝王杯と唱ひ候ても巨商同  
様の者に有之候間 皇國杯の仁義勇武を風俗に仕候國  
とは萬々不同候且専ら天主を大君大父とし眞の君父を  
小君小父とし縱令大罪を犯し候共天主に媚詔ひ候者は

最上の天堂に生れ忠孝仁義の人も天主に不諂ものは地  
獄に墮落し候杯と相唱候は實に君を無くし親を無くす  
るの教に御座候此教蔓延仕候へば三綱五常も廢絶可仕  
候尤方今形勢鎖攘の論共迎も難行是非和親交易に無之  
候ては皇國の御安危に可相拘と申候説も有之候得共即  
今は和戰兩様共御安危に可相拘と奉存候彼御國體を被  
爲破候て和親交易御許容に相成候得ば其害攘夷の害よ  
り甚敷奉存候其故は彼五蕃申合大軍を以て來港仕候共  
皇國の人心一致して攘斥仕候得ば自ら義勇の士奮發  
激勵仕り敵愾の心を引越し可申且刀鎗弓矢等我に長ず  
る所を以て力戰防禦仕候得ば定めて御大捷可被爲在其  
時こそ 御國威を宇内に昭耀可被遊若又萬々一連年の  
防戰に内地疲弊危殆に被爲及候共 天祖 大祖を奉始  
歷朝之 聖靈別して 先帝 在天之神靈に被爲對少し  
も被爲赦候處無之奉存候此儘にて洋夷の制を被爲請候  
得ば天下有志の輩而已ならず無智の匹夫匹婦に至迄皆  
天朝を憤怒し奉り離叛瓦解と相成可申彼逆賊慶喜大  
罪を蒙り候基は外夷交際より起り候間是又不伏を抱き

可申外夷は扱置藩牆の内大禍生じ可申若又内地大變を  
生せず候得ば數年ならずして 皇國悉く夷風と相成君  
父は無之上下は亂妖邪腥羶亂臣賊子之域に可相成は必  
定の儀に奉存候間實に痛哭流涕長大息に不堪候童子婦  
女子の身を以て天下の重大の事件容易に獻言仕候は闕  
を出るの戒を犯し僭躰不遜の罪難免候得共姜鏡離春の  
輩皆處士を以て國事を憂候て古人も是を非とせられず  
候間區々の赤心座ながら 神州夷狄に沈み候を見るに  
不忍奉獻言候萬一狂瞽の管見蕪蕪之處士 聖聽に被爲  
達候儀も被爲存候得ば鼎鑊刀鋸之戮を受候共聊辭せざ  
る所に御座候上樞要の御方も愚衷御憐察にて此旨可然  
御奏聞所希誠惶誠恐死罪々々謹言

處女菅原朝臣童子 泣血拜上

### ○高野氏大瀧口より書狀

高野氏右金吾大瀧村固め陣營より手簡抄

過日日記を奉差上候其節は未だ飯山御城内二ノ丸に滯  
陣罷在候去る六日大瀧迄進軍仕候賊徒逃奔此節又々高



田表杯え先觸杯差出候由然に器械等皆被召捕素肌者に  
て早速の再擧は六ヶ敷事にも可有御座哉此邊は如何に  
も嶮阻にて旅商等も稀に御座候今日長岡の町人善光寺  
迄参り候由吟味有之候處長岡にては賊徒と如何にも親  
敷由頭分の賊御旗本にて四十人程御座候由賊徒出沒の  
噂種々御座候得共皆流言にて睨と承込無御座候私共い  
つ凱旋の限も無御座候追々暑さに向候得ば衣服杯も迷  
惑仕候最早是迄の着服晝夜不分袴迄着續候て蒲團も無  
之處に起臥罷在諸々破損出來仕候當地は谷間故や未だ  
格別の暑さは無御座候。閏四月十日大瀧陣營にて認  
又

然ば過日六日平安之狀申上候後西大瀧迄進發此所に滯  
在仕候扱賊徒出沒且會の舉動等流言多端眞偽孰れか不  
奉存候得共衆商の言に依り候得ば賊徒百五十人余北越  
觀音寺村名主久右衛門方に止宿の由此者博徒の長にて  
放蕩無頼の頭なれ共常々二百人位宛養ひ置候由又は新  
潟より五六里を隔て酒屋村と申に二百人余屯在何れも  
進退一向不相分候由會にては小千谷陣屋詰の者と本藩

より出張の者共千人三國峠に向ひ警固致し候由尤此  
地に新規關門を構ひ候事又私共在る此地より十里隔て  
先十日町に四十人滞滞在日々獵銃杯致し居候由又十日  
町より寅卯の方に當り若荷澤と申所の近邊獵師を募り  
三百余人を集め三國街道塩澤六日町邊に出張爲致候處  
尙又出所え歸村致し候事右同じ街道浦佐えは會津當分  
御預所と申標示杭を建候由其他所々に御座候由村松候  
には是迄度々金子等借入の談判有之候得共其時々能程  
に應へ置候處當時人數借用の頼禮に及ばれ大に當惑致  
居候由小千谷陣屋に在る者僅か會計の役人七八人と申  
事長岡は十の七は佐幕三は勤王説と申事にて衆寡不敵  
の勢にて會落膽の姿に相見へ候由新潟出雲崎に在る三  
百人人は水戸の藩か是は睨と不承候私共進退は此上如  
何罷成候事哉更に難決迷惑の事而已に御座候。當滯陣  
中越國の全圖凡内山紙十枚余を一枚に繼ぎ候右は二枚  
にて全圖と相成悉く委敷ものと奉存候間寫し候心得に  
て手始仕候處既に一枚は卒業仕跡一枚は明日は仕上げ  
候心得に御座候。閏四月十五日

### ○飯山戰爭御届直し

飯山戰爭御届直し前に認候御届即急故相違有之調査宇  
敷元之亟早追にて持参御引替願兼て御届申上候通關東  
脱走の賊徒越後筋より當國え侵入本多豊後守在所飯山  
城下え屯集同所入口千曲川中野陣屋近邊出役致居候に  
付去十九日より追々人數繰出廿四日諸藩出兵申談川東  
西持口分配仕飯山城一同に見渡候安田山賊徒にて取切  
候風聞も御座候所此場取切有無勝敗の決し候事と奉存  
候間同日夜刻私人數の内分配仕夜中爲切取申候廿五日  
朝五時前追々渡船場え下り候處近邊に罷在候賊徒等三  
人右人數見出し船にて逃出候に付直様打懸河中え打落  
し申候右銃聲相聞候間尾州藩一同安田渡船場附近え進  
軍仕川西岸に屯集在之賊徒共え私人數即時及砲擊候處  
賊徒共は水除土堤に依り相防私人數は小楯無之場所故  
苦戰罷成候處大銃を以て打懸候に付賊辟易暫休戰相成  
候處九時頃に至り飯山城より使者差越頃日賊徒城下え  
屯集爲致置候儀全く微力にて打拂行届兼申譯も無之恐

入候旨陳情申候に付尾州藩へ申談右様に候はゞ實功不  
相立候はでは挨拶に難及旨申述候内最早城中より砲發  
致候處賊徒共も城中え致放火一時に燒立候に付尾  
州藩一同川を隔て應接嚴敷打立候處賊徒共忍取走候間  
尾州藩の内より川水に飛入向岸に繫置候船奪取兩藩一  
同川を渡り私家來大手橋際迄駈付候處大手え豊後守家  
來罷出案内に任せ入城致候處追々尾州藩にも罷越候に  
付一同二の丸に於て豊後守重臣共罷出謝罪歎願申聞候  
折柄川西本隊人數も押詰候に付城中に在留守備筋嚴重  
申付置猶散走賊徒追伐爲致候旨申越候尤打取並人數手  
負等の儀明細相糺追て可申上候得共不取敢先此段御届  
申上候以上。

四月廿六日

眞田 信濃 守

### ○紀伊殿御家中え達書

官軍追々御府内え入込候趣に候得共 上様には厚く御  
恭順被爲在候に付必不敬の儀無之様敷度被 仰出候趣  
追々相達し候趣には候得共斯勢に付如何様の變事出來



候も難計候に付銘々非常の覺悟は可有之候得共夫に付若變事に及び候共家内杯在所え爲立拔候ては却つて如何様の恥しめを請候も難計殊に御簾中様にも被成御座候儀に付家内の者は猥に奔走不致各自宅を相守罷在役人差圖次第御庭え相立退候積兼て覺悟爲致置可申候事。三月

○瀧川三九郎殿變死市川戰爭

在江戸宣重より來書中に

四月廿八日夜赤坂仲の町瀧川三九郎殿旗本高他出夜に入被歸居間え被入候と何者共不知三人忍居長刀を拔連三九郎殿え切懸同人も直様抜合ひ候得共不叶七ヶ所疵負就中壹ヶ所右の肩より切下げ深手即死三九郎殿刀にも鏢元より切先迄不殘血付居三ヶ所切合せに疵御座候由右の騷にて舍弟兩人御座候由二男の方向事と心得行燈を持其間え入候と惡者共逃去内壹人踏止り行燈と共に左の足膝皿の上を被切此人も氣絶其場え倒れ居候三九郎殿死體引出し庭井戸の中え引摺込置何方え歎逃去

候由翌々朔日と覺葬式出申候。

一、當四日五日船橋より行徳市川邊大戰爭と申事昨夜も大銃の音聞え申候昨四日熊本福岡津三侯人數繰出に相成申候右戦ひ脱走共の方大勝利彦根佐土原等敗北死人山を成候由脱走は徵兵隊隊長は福田八郎右衛門等にて此人は御代官を勤近年郡代に相成候由追々は新聞に出し可申奉存候云々閏四月五日附同廿日到來。

○總督府方御陣所替御掛被命

總督府方御陣替並征伐總督等被 命候旨閏四月七日御留守居玉川一學申立。

閏四月朔日 高倉殿 四條殿

右六郷様御屋敷より常盤橋内福井屋敷え御陣替

同 四日 柳原殿

右彦根屋敷御陣營より千住口迄御進軍

同 五日 高倉殿

越後鎮撫兼會津征伐總督右於西城被蒙仰候由

同 日 四條殿

越後鎮撫兼新潟裁判副總督右於西城同斷

○飯山家來此方御取成にて死罪

差免蟄居

新井宿より探索人罷歸右次第書差越候間松代藩へ爲御見可被下候跡にて書面御返し可被下候。

一、今十五日高田表え進軍被 仰付候間是又宜く御咄し可被下候以上。閏四月十五日

猶々反求え先刻頼置候伺書え添書出來候哉此方え一同に遣し可被下候様御相談可被下候。以上

給人 黒田左一右衛門

先達は不行届有之候に付知行格式共取上死罪可申付處段々御執成被下候に付死罪一等差免蟄居可申付候右之通此度豊後守取計申候心得に候間宜く御伺可被下候様奉頼候以上。

一、昨十三日柏崎宿え浪人止宿の宿割致し候に付當宿より不取敢鉢崎宿御關所迄注進に付同所より直様高田表え急速及注進候に付即刻御人數御繰出相成候事未浪

士柏崎え到着の事は不承候。

一、先達中歩兵退散爲追討隊長榊原若狭出兵被致候後十日町邊浪士六七百人程屯致し候様探索の者注進に付今十四日隊長竹田勘太郎出兵被致候右御人數島崎と申所迄出張に相成尤十日町より四五里手前の由。

一、加州御人數千五百人餘爲御加勢明十五日多分御繰込に相成申候様承候尤是迄に百人程御城下に止宿致し候。

一、薩長土の人數會津追討として北陸道より追々高田表え繰込に相成候に付明十三日宿割として八人程御城下え到着可致候。

長州軍事掛 三好 軍太郎 大石 雄太郎

薩州軍事掛 大野五右衛門 内田 平内

右高田横町池龜屋止宿

加州軍目付、岡沼六右衛門 横井克左衛門 山崎傳

五郎

右横町福原屋止宿

一、賊兵水原に六百人許酒屋村に六百人斗出雲崎に三



百人斗小千谷に三百人斗屯集の風聞。

- 一、松の山方面道數多有之由御方え向ひ來る風聞有之
- 一、薩長兵隊越中泊り宿え來る談の事。
- 一、高田の方明十四日夕景迄には鉢崎え繰出の聞えあり。

○尾州藩より會津討伐被命候趣文通

尾張藩より來書

一筆致啓達候松平肥後反逆愈相募り既に信州邊迄先手繰出候趣に付賊徒討伐の儀大納言え被 仰付大隊御旗流御旗御渡に相成愼て奉戴近々被致進軍候都合に有之候就ては應援の儀其藩え被仰付候趣從 朝廷御沙汰も有之候間不取敢此段御案内申入候就ては即今隔地の打合行届兼候間御出兵の上は先軍隊長千賀與八郎事兼て信地出張罷在候間萬端同人え示談御進軍有之様貴様迄可相達旨被申付如斯御座候以上。

閏四月十五日

眞田信濃守 重役衆中様

田宮 如 雲

○甲府え賊徒入込注進并泰藏書翰

甲州へ賊徒入込候説イザハ御代官より御城代え注進書に添候綿貫泰藏手翰。

江戸脱走之者共甲州え入込候風聞申上

江戸表脱走の者共甲州え入込候趣風聞に付其段去る十一日御届申上候處昨十三日迄に金子宿え追々人數三百人程着引續き跡より千人餘も押參り候やの由尤右三百人程の内士分の者は五六十人程其餘歩兵或は百姓体の者多く一刀又は無刀にて竹突棒等所持致し候者相見申候武器類は至て手薄の様子故往來の者侍と見請候へば差押大小奪取候由殊に同宿身元之者共にて軍用金三千兩速に可差出旨申談事候趣に付全く關東方の者にも有之間敷哉の趣境川口留番人駕籠にて只今注進有之候に付小佛御關所番よりの通達書寫相添不取敢此段申上候間當國え不入様急速御所置御座候様仕度奉存候依之此段申上候以上。

辰閏四月十四日

柴田啓次郎

薄暮の節彌御安泰被成御勤珍重奉存候然ば中略扱又今晝時沼津公呼出申來候に付罷越候所別紙之趣注進有之猶模様次第多人數にも可相成様子右に付不取敢中津柳川並當藩人數も追々繰出候儀に付ては此表も舊御手簿罷成候儀之處此節柄御國許も如何の御模様にて御座候哉未だ應援御免にも不被爲成候儀に付其御様子次第御人數尙又御繰出し被成候様致度此段御達し申上候様出羽守殿被申聞候趣公用人加藤瀬兵衛より通達御座候儀に御座候然處其表も追々御繰出しに相成居嘸々御人少にも可有御座候間強て申上方も無御座候得共御繰合相成候儀も御座候はゞ三十位の組にて宜敷御座候間二小队と大銃方も右に準し候て御減略有之一組も御繰出相成候様致度左候へば此表人氣相集り危急の節催促次第浪人共五六十人程は品に寄候て金穀一同差出候て罷出可申哉と存候義に御座候處其表の御様子にて御人數御引上罷成候に付一統張合を落候次第無據義には御座候へ共吳々殘念至極の義と奉存候前條の趣厚御勘辨宜敷被仰達可被下候彌此表え御人數出張の儀にも御座候は

早速御繰出御座候様致度奉存候御旗も先頃中御返に相成此表には無御座候間是又御模様次第早速御差送相成候様致度且又大砲義天砲二挺殘居候處玉と硝硝兩品御座候斗にて外附屬の火藥一切無御座候間是又早速御差送相成候様致度奉存候扱又前文の次第昨夕より風聞少く有之に付市中等穿鑿爲致候得共駢と事情は辨兼候に付今朝中津藩へ參り承り候處大凡相分り候處え杖突櫻井久太江府より十二日出立罷越十三日八王子通行之處府中等は夜通し裏道通行にて參り候に付一向不存追々承候得ば長持三掉の外荷物一切無之由右人數は神樂坂屯所より脱走の歩兵共と申沙汰の由同宿通り懸り荷物等被改候て漸虎口を通れ致通行候趣に御座候寺二ヶ寺に屯集致居候様子千人同心共も催促に依りては鐵砲脊負追々出懸候者共も見懸候由左候得ば追々多人數に可罷成儀と奉存候扱々不束の事共に御座候。

一、御代官よりの注進狀當所勤番の者脱走名面書入御覽候□日の脱走共は春中の者共と親子又は近親の者共と申事に付前條の儀に付ての事にも御座候や事情更に



知兼候得共子細可有之儀と奉存候。

一、原田兵三儀も昨十四日晝前歸着致候儀に御座候漸其表の御様子初て委細承知仕少しは降心仕候儀に御座候同人儀も結構なる御役被仰付嚙々家内も難有可奉存儀に御座候先は前條の趣取急申上度壹人飛脚申渡此段早々得貴意候以上。 閏四月五日 泰 藏

爲之進様  
友之進様  
織右工門様

當三月廿四日脱走名面

假目付 石野市左衛門 同 加藤將監 同 磯

部勘兵衛 勤番 根本留吉 勝手小普請 鈴木

澤次郎 同 入江達五郎 同 牧野助十郎

同 石丸清次郎

此度脱走名面

四月廿九日將監惣領 加藤富之助 閏四月二日朝

勤番 松風主馬 同 石丸八十作 勝手小普請

永井衛次郎 勤番 永井午五郎 同 中村才之

助 同 三宅權太夫

○甲州勤番軍令狀

甲城勤番軍令狀寫

將卒熟和を第一にして押切て私意を述我意に募る者は許なし。攻守の利害を見る所あらば其筋に申出べし。畏縮して言はず陰にて其利害を言者は許なし。下を指揮するに私を以てして公ならざる者は許なし。私怨を差挾て人の長短を論じ手柄の上下を評する者は許なし。敵の軍機を探り得たる時は即時に中軍を申出べし。申出さずして自分一己の功にせんと擅に兵を動すものは手柄有とも許なし。併事急にして報するに暇なきは打手の相備等と談判して兵を出し早速人を馳て中軍を告べし。將帥の命を請ずして書信を敵中に通ずる者は決て許すなし。若信友親戚等にて無余儀筋も候はば其趣申出し免許を得て後書信送るべし。但右書信は不封以前に將帥に一覽を経て後に送るべし。陣中反去者を聞時は速に訴ふべし知りて告ざる者は反者と罪を同ふすべし。敵軍敗れ走る共令を待ずして擅に追討する者

は許すべからず假令功あり共賞せず。敵私を乞ふ時益陣中を嚴戒すべし若守備を怠り其術中に陥る者は許なし。

右の條々専ら隊長以下に拘る。

家督跡目の儀討死の後其子弟に可被下若子弟なき者は假養子の者に可被下候假養子の者故障あらば親戚の内相應の者に可被下事。令を待ずして進退を擅にする者許なし。争鬭口論堅く禁ず假令人より不相當の仕向致し候共君の御爲と存じ忍び可申聊武士道の恥には不相成候併捨置難きは訴出べし。嚴に亂妨を禁ずべし婦女子を姦淫し田畑を踏荒し民家え放火し畜類を殺し財物を掠め竹木を伐事なかれ是を破るものは罪尤も重し。凡敵中の變動一入我軍の反者有を聞かば晝夜に不限即時に其主將に訴ふべし詐僞なきは賞を加ふべし。假令訴出る共他に漏すものは決して告ざる者と罪を同ふすべし其條實ならざるも詐僞の心なきは罪なし。敵中に親戚有て若書信を贈越もの即時に告て後に開封すべし私に答書する者は書信の條々其心無之共許なし。敵の

矢文又は捨狀を得者は又即時に主將に告べし私に開封する者は許なし。妄に陰陽ト笠鬼神の災祥を論じて人心を動かし軍中を誑惑する者は重く罪すべし。陣中誤て馬を放つものは取留たる人に贖金を入れて取戻すべし。婦人を軍中に入るゝ事を禁ず若其主吏知て告ざるは亦同く許なし。軍中失火有共火を防ものの外妄に出合ふべからず各所分を守り可動事なかれ。物見遠見に出る者は若敵兵に出合候はゞ成べく丈他道に避て争鬭に及ぶ事なかれ。假令利を見る共赴くべからず幸に敵の首級を得る共許なし。戰に臨みて父子兄弟手負或は討死すとも守護して退く事なかれ一向に進戦なし敵敗れし後に親戚たるものを扶け退くべし假令親戚ならざるも助け引くべきなり。一陣の主將討死せば親兵五六人添て退くべし副將代て指揮爲すべし若將の物に畏縮して亂るゝものは一隊吏卒許なし。都て從僕たるものは軍令を破る時は其主人も罪有るべし。凡隱密なる儀を漏す者は罪尤も重し又私に軍の利害を論ずるものも又許なし。



右之條々専士卒に拘る。

右軍令の件々各堅く可相守若是を破るものは親疎の無差別軍法を以て賞罰を正ふせんもの也。

右軍令條甲府勤番頭柴田監物所持

一、土州藩にて召捕此方に引渡人員

疋田喜一郎 二百俵 佐々井十郎左衛門 惣領

同苗安右衛門 二百俵勤番 保々忠太郎 勤番

頭三百俵役料三百俵 柴田監物 二百俵 中川權

六郎 二百俵 原田金之助 二百俵 秋鹿慶之

助 市川村神主 市川五郎 五郎悴 市川幸八郎

いつも申口に大同小異有と云共詰る所徳川家の爲官軍を相拒不叶時は切死の覺悟江戸より援兵十萬來ると云を力にせし様子なり。

朝陽館漫筆



朝陽館漫筆卷之三十三 壬申

松代藩 鎌原桐山稿

○吉野の記

飛鳥井雅章吉野の記 雅章は從一位權大納言  
延寶七薨

洛陽三月春如錦といへるもろこしの歌はあれどみよし野の吉野山の花のにしきにはなどかたちまさり侍りなんと思ひやる春もいく春にか成侍らんさらばことしこそと思ひ立て大宮人のいとまある比なればおほやけの御けしきをうかゞひ彌生の十日あまり七日の空にかの山にたどり入侍りぬ麓の花はやゝ散り侍るを山の櫻はまた盛にて折からいへば更也あないする人にたづね行に逐所花皆好さればなん所々の興をおもひつゞけてはえなきことの葉をかたはしいひ侍るも中々花の嵐やいふべからむ。

吉野川の渡し舟よりあがりて山の岨を行程に岸の山吹盛に見へて水にうつれるを

よしの川きしねに咲る山吹の花の上こそ花の白浪。

ちらぬまは影をうつして吉野河なみにしからむ岸の山吹。

六田淀は今も柳の糸の折はへなびくを見て

青柳のみどりにそめて河浪もむつたのよどにかゝる春風。

一坂といふ所の櫻一木道の行手にさがりければ

みよしのや櫻一木に先みせてやまくちしるく匂ふ春風。

聞しより見るはまされりといひし古こともこのたぐひにや侍りなん

咲初て花に日數や積るらん雪をわけぬる三芳野の山袖振山は天武天皇の御琴を弾じ給しに天人あまく

だりて乙女子の歌をうたひて袖をひるかへしたる所なれば

昔をもかへすやいかに乙女子の花のそでふる山かぜ



ぞふく。

布引櫻は高根より谷の底まで咲つゞきて見え侍りぬ。

布引も錦と見へて吉野山名にこえにける花の一入。

雲井櫻は名におひて高根に見へ侍りぬ

見はしさへ思ひやられて同じ名の雲井の花もみよしの春。

鷲尾山とをしへ侍しに

鐘の音の雲よりにほふ三吉のゝ花もうへなきわしの尾の山。

瀧櫻は布引といひしやうにみねより咲つづきたればにや

いかなれば水なき空に瀧櫻花の浪たつみよしの山。

子守の明神に参りて

みよしのゝ山ふところにおひたちて子守の宮の花ぞことなる。

躑躅の岡は名もしるく見へ侍れば

折にあへば吉野の花も紅のつゝじの岡の色にとられて。

紅井の色にとられて見よしのゝつゝじの岡の花やけたれむ。

はるか谷はふかき谷にて侍りしも花に埋たるやうに見へ侍れば

高ねよりみればはるか谷の戸も花にとぢたるみよしの山。

西行櫻は此法師の此山に三とせの間住居せし所也とかたりしかば花散なばとよみしことの葉も此所

ならんかし花にいりて思ひしられぬ吉野山やがていてしといひしことの葉。

青根峯は花も見へず侍れば

春風のあやなさそひし三吉野のあをねが峰や花の故郷。

夏箕川に花のながるゝを見て木々の色もその名にちかしなづみ河櫻流るゝ春のや

ま陰。

宮瀧といふ所にて

ながれ行花のしらゆふかけそへて花にいさめる神の宮瀧。

櫻木の宮は宮瀧のかたはらに見えて花のにしきも瀧の糸もて織出したるやと艶におぼえ侍れば

瀧の糸を花にうちはへて吉野山にしきをりなす櫻木の宮。

水分山にて壽證法師の詠にみよしのゝ水分山のたきつせも末はひとつのながれなりけるとよみ侍りしを思ひ出て

瀧つせの水分山に散花もながれの末に又やあふらむ。

妹背山をながめやりて

うき中のたが涙より吉野山いもせの山をながれ出らん。

國栖といふ所は大内の節會に笛をふく人の此所よりむかしはまいりぬる事を思ひ出て

折にあへば吉野の花も紅のつゝじの岡の色にとられて。

紅井の色にとられて見よしのゝつゝじの岡の花やけたれむ。

はるか谷はふかき谷にて侍りしも花に埋たるやうに見へ侍れば

高ねよりみればはるか谷の戸も花にとぢたるみよしの山。

西行櫻は此法師の此山に三とせの間住居せし所也とかたりしかば花散なばとよみしことの葉も此所

ならんかし花にいりて思ひしられぬ吉野山やがていてしといひしことの葉。

青根峯は花も見へず侍れば

春風のあやなさそひし三吉野のあをねが峰や花の故郷。

夏箕川に花のながるゝを見て木々の色もその名にちかしなづみ河櫻流るゝ春のや

ちりたるとふかばふかなんくすの笛よしのゝ花は今盛也。

やうゝ日も傾き侍れば麓の里に立歸るとて藏王権現の前に櫻を三十本植させて

いつかまた十といひつゝ三よしのゝわがうへをきし花をきて見ん。

吉野記終

春生人意中といふ事を

雅章

春といへばなにはの事も種となるこゝろの花も咲や此花。

楠正成討死と覺悟ありて簾中へ贈り給ふ古歌一首

此は伊勢物語の歌なり

さりともとおもふらんこそ悲しけれあるにもあらぬ身をしらすして。

藤原家隆卿七十七になられける年七月七日九條前内大臣の許へつかはしける



久世大和守何某六十六のとし  
六十六下からよんで六十六中からよみし折も有し  
か。

鼓子花

正親町従一位公通卿

咲花も人やいさめのつゝみ草苔ふかき世の春をしれ  
とて。

栗と小豆の花を書る書に

世の中の思ふにたがふ理りをくりとさゝげの花見て  
もしれ。

蘭花

山蜂の姿を花に咲出てにほひや遠く人を追らん。

澤庵和尚岡崎宿にて

はち袋手をさし入てさがせども何岡崎の茶の錢もな  
し。

或人梅干を和尚へ送りければ

むかし見し花の姿は散失てしはうちよれる梅ぼふし  
哉。

又濁酒に十里酒と銘を書て送りければ

十里とは二五里といへる心かやすみがたき世に身を  
しぼる酒。

○朝鮮使節を刺殺す

明和元年甲申朝鮮人來聘崔天淙といへる者宗對馬守家  
來通辭役鈴木傳藏と申者へ人參等相頼拂吳候様に頼候  
處相拂金子不渡候故度々催促に及けるに崔天淙を刺殺  
逐電す依之右の通宗對馬守へ訟ふ右傳藏攝州邊にて被  
召捕重御仕置に相成。

伏惟日來

尊履益勝昨日都訓導崔天淙被刺致命之變足下想已聞  
知矣其行兇鎗刃現在房中出門逃躲又是十日之所親則  
其爲 貴邦人之所害更無所疑天淙設有見嫉之事因譯  
舌告使行以爲公勘之道事理當然而天淙初無與 貴邦  
人一言爭語之端則結怨作仇非所可論而今乃挾刃直入  
於使館咫尺之地乘睡下手略無顧忌雖是同國之人命至  
大未嘗有公然刺刃者況弊邦之人皆是使行隨率之人  
貴邦之人皆是使行迎護之人而忽有此變於相恃相依之

地誠從古有使行以來所無之變怪也殺人者死乃是天下  
同然之法死者雖不可復生得此罪人比死者一酒則庶可  
々少慰其冤魂亦爲 貴邦首約條待行人之道想不待此  
言有所查究而已經一夜尙未斯得誠莫曉其故也俺等王  
事幸竣陸路已畢今可以便風舉帆坂有斯而遽遭無前之  
變骨驚心寒不但爲死者慘惻而已目下行事有不暇論幸  
嚴覈摘發以償冤死之命以存交好之誼統希 亮察不  
備。

甲申年四月

從事官

金相 翊

副使

李仁 培

通信正使

趙 曠

○千丈書牘

千丈禪師の書牘

寄呈

善光堂頭權僧正 華嚴野納實巖和尚拜

維寬政己未春三月下浣華嚴野納巖焚香稽首奉啓

善光堂頭權僧正順公和尚侍史 右伏惟

梅隔薰于惠風姑洗應律麥隴更于甘雨來蘇望秋靜聽黃  
鳥遷喬欲秣白駒走遠奈何近患躄疾一步不能自移久遠  
交歡寸心其由誰訴體 審種々盛事念陳區々賀忱伏  
惟

善光堂頭權僧正順公和尚

四明嫡孫千載豪傑體空假中三諦樓

心山觀化公侯伯諸州忘 機貴賤賜施委輪山 積 道名

籍甚雷聞言旋裝飾 金園玉成輪奐加旃湧出寶塔蠶飛

虛空 紫方袍降於 鳳皇宮 翠華蓋擁於 獅子座 位

任 僧正以握 教門權衡 德輝 家鄉堪嘆夜行 錦繡

應稱間世 師表豈非昏衢燈光若野納實巖者緇田秕糠

禪林樗散去 靈場雖如此近不能以時拜趨領

腆賦不知所當況復阻歲怠 謝恭馳專使冀 憐察敢呈拙

偈布腹心伏願爲 法爲衆生勿疲 應接加 餐加 保

膏以慎起居臨楮無勝瞻依之至

華嚴野納實巖稽首拜啓

賤字千丈

左冲



寒具及栗餅各一筐附簡送上伏乞叱存

千丈白

野傷二章奉寄

善光權僧正蓮座下 慈行

到處靡然草偃風。十方諸佛化緣同。歸來成績高多少。孰若浮圖聳碧穹。

右賀化門繁興

寒光浮□碧瑠璃。棕扇清風併得吹。老去雖無拈弄力。

微涼還愛黑甜時。

右謝硝如意櫻團扇

已未暮春

華巖野納稽首拜書于海津城畔宿鷺亭

○寛文の奉加帳

寛文中城下(松代)諏訪宮奉加帳の寫

上書左の如し

寛文十二曆

龍華山

諏訪宮御奉加帳

子正月吉日

練光寺

一、金子壹分 佐久間平太夫殿 一、鳥目百文 島津

彌右衛門殿 一、同 竹村彌五左衛門殿 一、鳥目五

拾文 竹内助六殿 一、金子壹分 小幡勝七殿 一、

鳥目百文 鹿野與惣兵衛殿 一、同百文 渡邊源右衛

門殿 一、同百文 森六之丞殿 一、同三拾文 木

兵左衛門殿 一、同五百文 小野長治郎殿 一、金子

貳分 岩崎主馬殿 一、金子貳分 池田圖書殿 一、

稲子一俵 上原又左衛門殿 一、鳥目四百文 磯田友

之丞殿 一、金子壹分 岩崎主米殿 一、鳥目二百文

河原角左衛門殿 一、金子貳分 海野藏人殿 一、鳥

目百文 小川新五右衛門殿 一、同二百文 杉田九左

衛門殿 一、金子壹分前島七郎左衛門殿 一、鳥目百

文 坂野四郎右衛門殿 一、同三百文 徳田治郎兵衛

殿 一、同五百文 竹内源之丞殿 一、金子壹分 師

岡源兵衛殿 一、金子二分 禰津甚五兵衛殿 一、鳥目

百文 禰津松之助殿 一、同三百文池村八太夫殿 一

同二百文 久米新七殿 一、金子二分 小幡右近殿

一、鳥目五百文 近藤彌一右衛門殿 一、金子一分

矢島源右衛門殿 一、鳥目七百文 同御子息様 一、

稲子一俵 榎田則庵老 一、鳥目二百文 竹内新兵衛

殿 一、同百文 宇野三郎兵衛殿 一、金子一分 原

新九郎殿 一、鳥目百文 和田十郎左衛門殿 一同貳

百文 關山傳左衛門殿 一、同二百文 與良六兵衛殿

一、同三百文 樋口與兵衛殿 一、同二百文 原權之

助殿 一、同五百文 宮下源五兵衛殿 一、同三百文

樋口甚五郎殿 一、同百文 恩田長右衛門殿 一、同

三百文關口角左衛門殿 一、同四百文 寺内權右衛門

殿 一、同貳百文竹内九郎兵衛殿 一、同百文 兒玉

清兵衛殿 一、金子二分柘植彦四郎殿 一、鳥目二百

文 金井權太夫殿 一、金子二分 河原右京殿 一、

鳥目二百文 磯田角之丞殿 一、同二百文 金井三右

衛門殿 一、同百文 島津權六殿 一、同三百文 三

澤玄蕃殿 一、同二百文 和田平左衛門殿 一、銀子

壹枚 眞田孫七殿 一、同二枚 鎌原外記殿 一、鳥

目百三十文 綠川惣太夫殿 一、金子一分 成澤助右

衛門殿 一、金子壹兩 矢澤將監殿 一、鳥目二百十

五文 上原權右衛門殿 一、同三百文 小幡權之助殿

一、同五百文 平林五郎八殿 一、同二百文 森山與

五兵衛殿 一、同二百文 大島市郎兵衛殿 一、同百

文 師田六右衛門殿 一、二百文 佐久間貞右衛門殿

一、同百文 佐野權内殿 一、同五百文 河野與左衛

門殿 一、同百文 堀田金左衛門殿 一、金子三分

大態鞆負殿 一、稲子一俵 竹内郷左衛門殿 一、鳥

目百文 原權右衛門殿 一、同三百文 荒川造酒之助

殿 一、金子一分 澤小兵衛殿 一、鳥目百文 池田

太左衛門殿 一、同百文千場角之助殿 一、同貳百貳

拾文 竹内勘右衛門殿 一、同三百文原新五左衛門殿

一、同五百文 禰津傳八殿 一、同貳百文 小川彦太

夫殿 一、同貳百文 森茂左衛門殿 一、同貳百文

色部角右衛門殿 一、同六百文 鈴木彌左衛門殿 一、

同五百文 小松儀兵衛殿 一、同百文 瀧澤左衛門

殿 一、同五百文 太田伊左衛門殿 一、同百文 宇

敷太郎兵衛殿 一、同貳百文 友野金三郎殿 一、同



百文 石黒平助殿 一、同貳百文 成澤新彌殿 一、  
同參百文 西村四兵衛殿 一、同百文 三井仁左衛門  
殿 一、金子一分 恩田孫助殿 一、鳥目貳百文 宮下  
源六殿 一、同百文 大澤如雪殿 一、同三百文 金  
井又右衛門殿 一、糶子一俵 矢野式右衛門殿 一、  
鳥目三百文 市場太郎左衛門殿 一、同二百文 鹿野  
小左衛門殿 一、同三百文 金井忠兵衛殿 一、金子  
三分 木村縫殿助殿 一、鳥目百文 鎌原安左衛門殿  
一、同三百文 關口彌次右衛門殿 一、同二百文 金  
井奎之丞殿 一、金子一分 矢野半左衛門殿 一、鳥  
目五百文 樋口武左衛門殿 一、同三百文 樋口次郎  
右衛門殿 一、同三百文 横田作太夫殿 一、同五百  
文 樋口數之進殿 一、金子一分 赤澤勘七殿 一、  
鳥目二百文 高田善左衛門殿 一、同二百文 長谷川  
與右衛門殿 一、同二百文 石倉藤右衛門殿 一、同  
五百文 長谷川甚太夫殿 一、同五百文 千喜良三右  
衛門殿 一、同二百文 星野五兵衛殿 一、同三百文  
岩本仁兵衛殿 一、同一貫文 長國寺御僧衆 一、同

二百文 山本又兵衛殿 野村左兵衛殿 一、金子二分  
玉川左門殿 一、鳥目三百文 前島作兵衛殿 一、同  
五百文 村上勘介殿 一、金子一分 出浦半平殿 一、  
鳥目二百文 石井治兵衛殿 一、金子一分 山越六郎  
右衛門殿 一、鳥目三百文 山越市之丞殿 一、同三百  
文 鈴木九右衛門殿 一、同五百文 十河見彌殿 一、  
同百文 神戸小右衛門殿 一、同三百文 柳八右衛門  
殿 一、同五百文 片岡川之進殿 一、同貳百文 兼  
子伊左衛門殿 一、同四百文 原半兵衛殿 一、同三  
百文 安藤彌五兵衛殿 一、同百文 川口利右衛門殿  
一、同百文 櫻井六郎左衛門殿 一、同二百文 赤塩  
九郎左衛門殿 一、同百文 依田與市右衛門殿 一、  
同二百文 森田所左衛門殿 一、同百文 大瀬又右衛門  
殿 一、同貳百文 青木勘次郎殿 一、同三百文 永  
井淺之進殿 一、同五百文 海野源五右衛門殿 一、同  
五百文 郡司源左衛門殿 一、同五百文 湯淺次右衛  
門殿 一、同三百文 奥村彌一左衛門殿 一、同百文  
久保勇之進殿 一、同百文 渡利彦兵衛殿 一、同百

文 笠原九右衛門殿 一、同三百文 富永治左衛門殿  
一、同二百文 岡野安之丞殿 一、同百文 白川清左  
衛門殿 一、同二百文 青木八兵衛殿 一、同二百文  
高山藤兵衛殿 一、同貳百五十八文 綿貫五兵衛殿  
一、同三百文 高橋三四郎殿 一、金子一分 小田原  
助之進殿 一、鳥目二百文 山寺藤左衛門殿 一、金  
子一兩 小山田采女殿 一、鳥目一貫文 小山田猶之  
進殿 一、同二百文 正村清右衛門殿 一、同二百文  
岡本七右衛門殿 一、同三百文 佐久間與左衛門殿  
一、同二百文 志村久右衛門殿 一、同五百文 齋田  
五右衛門殿 一、同百文 奥村權之丞殿 一、同二百  
文 鹿野九八郎殿 一、同百文 片山又六殿 一、金  
子一分 片山利兵衛殿 一、鳥目三百文 金井善兵衛  
殿 一、金子貳兩 しゃせいゐん様 一、金子一分  
竹村七右衛門殿 同伴左衛門殿 一、鳥目百文 山崎  
三太夫殿 一、同二百文 長谷川傳左衛門殿 一、同  
百文 石黒源兵衛殿 一、同三百文 片岡四郎兵衛殿  
一、同百文 石倉作左衛門殿 一、同貳百文 春原忠

右衛門殿

諏訪宮奉加之覺

一、金七兩貳分 殿様 一、同貳兩 二之丸様  
一、同貳拾四兩貳分錢九百三拾三文 御家中 一、  
同貳拾貳兩貳分錢貳百貳拾九文 郷中奉加御代官衆 受  
取 一、拾壹兩錢七百九拾壹文 鏡屋町 紺屋町 荒  
神町 中町 加治町 一、金貳兩貳分錢貳百五拾貳文  
御組頭中奉加 合金七拾兩と錢貳貫貳百拾三文  
一、金八兩 但あやつりの庭錢 北島作右衛門殿 請  
取申候 一、糶子四表 御家中奉加 一、惣合七拾八  
兩貳分錢八拾五文 一、同糶四表右は奉加分  
此 拂 方  
一、錢拾九貫貳百六拾文 二月朔日 閏六月廿七日迄  
一、金三兩一分錢二貫文 大工市郎左衛門同市三郎兩  
人之さくりう 一、同貳分錢三貫文 角之亟さくりう  
一、同貳分錢三貫文甚五郎さくりう 一、錢貳貫八百  
文 木挽さくりう 一、金拾四兩三分錢五百文 屋根  
屋左次兵衛に渡す手形有之 一、金壹兩一分 天井板



五百十五枚 一、同貳分 同板貳百貳拾七枚 一、同拾貳兩 粗八拾四表かいし 一、同三兩 竹釘駄賃共に 一、同五兩 鐵釘 一、同貳兩 ひかき四八  
 一、同一分錢五百文 四八七丁 一、同壹分 庄治郎日用 一、同壹分錢貳拾四貫四百拾五文金にメ五兩貳分一貫四拾五文 小遣方 一、同五兩貳分錢五百五拾貳文 小松原市之助に渡手形有り 一、同貳拾壹兩  
 北島作右衛門 小野角之丞方へ渡す 錢メ三拾貳貫六百六拾壹文 金にメ七兩貳分七百八拾五文金メ七拾五兩貳分 惣合金八拾三兩錢七百八拾五文 殘金四兩貳分錢七百八拾五文

子之八月晦日

櫻井四郎兵衛さん用

櫻井吉郎兵衛書

丑の冬助給々金子三兩請取申候。

○東都雜信

七月廿九日於佃島沖御書院番組與力村上源之允門弟火術有之。

島原侯御子様方御守役某盜賊の義及露顯 公義より被召捕入牢度々拷問も有之由三田御屋敷御藏入候品七八十品紛失之由。  
 中川様御在所百姓騒動有之御家老中頂戴致し百姓の業を爲致見申度旨致強訴候由百人計も死罪有之由 田井俊庵老話  
 岡崎の橋落候由此程何方か津波にても有之や品川沖へ男女の死骸多く流寄候由仙台も満水の由八月十一日仙台侯御初入に付江戸御立と申觸候。

○大石良雄自畫像記

大石良雄自畫像記 松代藩白井平左衛門所藏墨本表装して懸物としたる也圖は良雄と八介二人也。  
 柳田士龍持此圖來示余且語云是故大石君所手寫也鸞也從木村元厚者懇乞得之其妻在傍愀然曲述其由曰妾大父稱八介嘗仕大石氏侯國既除大石君出城寓居尾崎郵當時妾大父既老退居陋巷已而大石君將移居洛東山科大父聞之乃造謁曰奴聞主將去此地遠從山科奴老矣恐无復奉謁之日冀得賜一物永以珍藏非所敢望敢布腹心君曰社稷傾覆進退維谷汝所知也吾不得復列士人矣

○善光寺堂庭の大角力

九月五日より善光寺堂庭におゐて晴天七日江戸大角力興行、行司式守鬼一郎式守要藏木村小太郎 是は後町六にしたる者の悴にて今年十六才木村へ養子に行たるなり。 式守鬼三郎江戸年寄千賀浦喜三郎甘山重五郎浦風林右衛門勸進元甘山重五郎世話人横澤三治。

西 大關 雷電爲右衛門

雷電は此節日本一の關取也老年に及びたる故東都をば隠居せしと也角力の手の内三手公義より御留被成たるよし先年世上に鳴りし谷風小野川などよりも上也といふ大坂にて強力の船頭と取組し時命にかゝりても苦しからぬ趣の印書を取奉行所へ伺御聞濟の上取組彼船頭をつき殺したる事あり今茲壬申雷電年欠字雷電は當國小室領大石村の民にて初は馬郎也。關協 玉垣額之助 小結 戸田川鷺之助 前頭 遠近政五郎 出羽里德太郎 万力助三郎 琴の浦政五郎

卜居僻地永爲小民田芸終身而已與汝別去無復見期聊留此以爲別乃以十數金賜之妾大父怫然曰老奴來謁欲得賜主手澤所存一品朝夕奉之以代拜尊容而已雖老悖豈爲貪賜金而來哉遂抗言曰國家亡滅痛豈可言賤若奴尙抱憤怨而況世奉國恩而肉食者乎然而竟无一人有報離志者歟乃攫金投君側因慟哭君默然久之曰吾過矣吾過矣乃攬筆寫此圖以與大父大父奉之熟視忽欣然頓首拜謝蓋君少壯時從其尊公在江都有時微行妾大父一人從焉是其狀也妾父在日爲妾語如此妾也不幸父母已沒且无兄弟藏以至今從夫言割愛奉贈如善珍歲猶妾自藏也鸞也喜感交至懇勤致謝遂懷而還謹請先生爲記此事余乃序次其語且言於士龍曰奇哉八介可謂有氣節者以余觀乎此圖非尋常遊行狀頗含猛烈意蓋大石子雖不顯告深志而暗示其意故其狀如是歟八介亦覺其意故欣然拜謝焉不言而喻於同心豈不亦美乎嗚乎此圖也雖公麼哉節士精神所注義奴意義所感宛然存乎目前覽之者誰不慨然非尋常繪畫比矣子其珍襲之可也。



糸ヶ濱吉太夫 武藏野久五郎 壽周藏 上總野新八  
 高角森右衛門 外ヶ濱浪右衛門 驪駒五郎 今碓徳三  
 郎 蠶ヶ崎與四郎 洞磯七 男山榮藏 柵猪之助 白  
 藤幸右衛門 三浦瀉松之助 松の尾重五郎 荒碓權藏  
 稻出川龜吉 三ツ引浪右衛門 友千鳥濱右衛門 都の  
 三治 千住川新治 松ヶ崎伊勢松 初切 碓川吉之助  
 東  
 大關 柏戸宗五郎 關脇 千草山富之助 小結 秀之  
 山傳治郎 前頭瀧の鯉磯右衛門 濱風今右衛門 鳴潮  
 島五郎 大角住右衛門 刺又彌作 堀拔半助 陣立倉  
 之助 鯨龜之助 矢車富五郎 陸奥市五郎 黒川民之  
 助 沖ノ石吉五郎 佐ノ瀧升右衛門 外ヶ濱浪五郎  
 獅子瀧文治 立浪音五郎 汐ヶ濱増五郎 宮城山吉五  
 郎 駒原千代松 浪野音三平 藤繩勝五郎 小東甚五  
 郎 若野浦西松 宮野川鐵藏 因幡浦松治 櫻川重内  
 初切 いろ平  
 予(鎌原) 十日忍びて行て見物す寺内金兒二子と俱にす  
 (桐山) 四ツ半比より晝時過にて地取をなし夫々三番勝負始る

三番勝負畢て一番勝負になる一番勝負取組付左の如し  
 ・晝は負の  
 するし也  
 霧ヶ崎 外ヶ濱 今碓 沖の石  
 蹴形 矢車 上總野 陣立  
 武藏野 黒川 壽 鳴潮  
 琴の浦 濱風 遠近 秀の山  
 雷電 千草山  
 中入後  
 外ヶ濱 陸奥 驪 鯨  
 高角 刺又 糸ヶ濱 堀拔  
 万力 瀧の鯉 戸田川 大角  
 玉垣 柏戸 戸田川 大角  
 七ツ半過濟。

○丹波島の角力御覽  
 九月十三日 第下(眞田) 幸專 丹波島本陣にて角力御覽あり  
 御覽所の取飾甚嚴かにて御紋付紫の絹幕はりたる所を但御野  
 見て力士共細川侯へ出たるごとく也とほめしとぞ

懸先にて献上なりとぞ三番勝負 ○勝印

立浪 白浪 三浦瀉 浪の音 一番勝  
 宮城山 藤繩 霧ヶ崎 淀川  
 獅子嶽 三ツの森 汐越 仮名頭  
 一番勝負  
 鬪 黒川 外ヶ濱 壽  
 刺又 武藏野 陣立 上總野  
 濱風 糸ヶ濱 瀧の鯉 琴の浦  
 秀の山 玉垣 千草山 雷電  
 中入、御好地取  
 琴の浦 壽 上總野 鯨  
 三番勝負  
 和歌浦 難波津 小車 友千鳥  
 岩野浦 千住川 松の尾 駒ヶ原  
 一番勝負  
 蹴形 陸奥 鯨 岩がね  
 鳴潮 高角 大角 万力  
 柏戸 戸田川

是よりお好

瀧の鯉 万力 一日無 秀の山 戸田川  
 千草山 玉垣 勝負 柏戸 雷電  
 中入の節被下物 力士片手にてつかみたるまんぢう數十  
 兩手にてつかみたるは七十餘ありしと也  
 饅頭千五百 白木 一塩鯛三枚同 黄菊酒五斗 柳樽  
 相濟候後被下物  
 金三百疋ヅ、瀧の鯉 万力 秀の山 戸田川 千  
 草山 玉垣 柏戸 雷電  
 金二百疋ヅ、琴の浦 壽  
 金百疋ヅ、上總野 鯨  
 四ツ柱其外幕不殘丹波島の一宿へ與へしと也以後丹波  
 島にて角力を興行すること自由に成しと也此れ行司力  
 士共に喜の餘りなり。  
 山中五十里村民なる者先年東都にして行司の免許を得  
 たるが此日麻上下にて罷出相撲の濫觴を述外行司は裏  
 付肩衣なり此日の式 上覽の式なりと云力士何れも今  
 日の御覽甚悦び諸侯方へ召を蒙り出たるが此度の如く  
 成御取扱はなかりしと申せしと也。



諸侯方へ召を蒙りしも江戸にての事なり御國にては希なる事なりとぞ。

○獨吟一調

九月十五日御居間におゐて御覽番組。

- 獨吟 遊行柳 小十郎御役者
- 仕舞 西行櫻 小十郎 玉葛 同人 錦木 丈助
- 一調 柏崎 小十郎 阿漕 同人 邯鄲 丈助
- 獨吟 葛城 總左衛門 才治郎御役者
- 一調 勸進帳 小十郎
- 仕舞 雲雀山 小十郎 藤戸 同人 自然居士 丈助
- 一調 野守 小十郎 才治郎
- 仕舞 一人打 船辨慶 才治郎
- 地謡 熊坂 小十郎 西王母 丈助
- 總左衛門御金奉 壽一郎同斷 丈助御番士總
- 行金兒 三井 左衛門悴

○谷中強盜

九月東都より來書林丈左衛門話近日の事

谷中邊兩替屋へ夜中強盜拔身を持七八人參り家内不殘縛り候て金子奪取立退候家内の者一人最初に雪隠に隠れ居候者跡へ付參候處追々散々に成候内三人一同參候方有之付其跡へ付參候得ば松平伊豆守様谷中御屋敷へ入候付直に跡より參り門番に只今入候人に差懸り逢度事御座候間御門御通被下候様再應申候得共夜中之義付決て入候義不相成候間明日參候様にと申候に付左候はゞ只今入候人は御屋敷の衆に御座候やと承候處成ほど屋敷の者に相違無之旨相答候依之姓名相尋候へば誰々と名面申候付駈と覺候て罷歸り翌日手代御留守居の方へ參り夜前の次第申述尤御屋敷柄の義に付表立申立候も恐入候付何卒右金子だに戻候得ば宜御座候間御内々御取計被下候様にと相願候處早速捕手被指向三人共被召捕候由是は外へも拘り候義殊に御役柄之義付右三人の義御勘定奉行へ御

指出に相成候由。

○祇園祭禮乘馬

祇園祭禮(松)八月十八十九日如例兩日乘馬有之。

- 一、蘭節河原毛 竹村 金吾中御馬役
- 一、樂浪青毛 矢澤 監物將監嫡子初日甲冑
- 一、花森鹿毛 小山田 采女主膳嫡子初日甲冑
- 一、眞鬻青毛 恩田 大太郎靱負嫡子
- 一、清水青毛 赤澤 多仲御用人助之進嫡子
- 御用人以下の嫡子供侍肩衣着したる事なし今年赤澤氏馬脇の侍兩人肩衣を着すが始也。
- 一、熊取栗毛 小幡 外記御役御免長右衛門
- 一、櫻葉栗毛 禰 津 甚平差立家督初日
- 一、新分市青毛 竹村 甚八郎甲冑後日母衣
- 一、瀬原田河原毛 杉田 九八郎今年八歲初乘
- 一、仙北青毛 片岡 要之助無役十郎右衛門嫡子
- 一、朝廷黒鹿毛 菅沼 彌惣右衛門道橋奉行彌右衛門嫡子初日甲冑後日母衣

- 一、小市栗毛 金井 力馬南部坂御刀番左源太嫡子
- 一、漲黒鹿毛 落合 吉之丞水道奉行量藏
- 一、早稻川枳栗毛 矢野 唯美嫡子兩日母衣
- 一、地京原青毛 近藤 彌吉南部坂御側役民之助
- 一、荒波栗毛 綿貫 左四郎嫡子兩日母衣
- 一、小瀧栗毛 中俣 左吉御番士
- 一、末吉栗毛 綿内 覺之進御番士
- 一、谷川青毛 志村 瀨左衛門御使役又右衛門嫡子
- 一、矢作青毛 里見 治右衛門嫡子兩日母衣
- 一、椎谷青毛 金井 諫御番士初日甲冑
- 一、上町鹿毛 山越 嘉一郎御使役市之丞嫡子
- 一、桃生枳栗毛 小山田 藤四郎御取次又六郎嫡子
- 一、深澤鹿毛 鹿野 三郎治御勘定吟味外守嫡子
- 一、大林青糟毛 小山田 菅右衛門御番士善八郎嫡子
- 一、葛生河原毛 長谷川 藤五郎御金奉行善兵衛嫡子
- 一、森鹿毛 奥村 貫平御番士初日母衣
- 一、沖鳥鹿毛 小林 市治御代官圓四郎
- 一、大館栗毛 井上 直馬御奥元庄兵衛嫡子



- 一、平林黒鹿毛 樋口一角 御番士角右衛門嫡兩日母衣
- 駢
- 一、末吉栗毛 竹村金吾
- 一、小瀧栗毛 中俣左吉
- 一、平林黒鹿毛 藤井喜内 御番士肩衣
- 一、櫻葉栗毛 禰津甚平 長母衣
- 一、朝庭黒鹿毛 樋口與兵衛 御番士母衣
- 一、深澤鹿毛 志村瀨左衛門
- 一、漲 綿内覺之進
- 一、清水 和田彌治郎 御番士惣摩嫡母衣
- 一、小市 綿貫左四郎
- 一、早稻川 矢野唯美
- 一、椎谷 河原岩右衛門 御番士準之進嫡母衣
- 一、仙北 小幡宗四郎 南部坂御近習庄作嫡子母衣
- 一、漲 矢島左殿助 御番士母衣
- 一、上町 宮下嘉平太 同斷
- 一、末吉 出浦庄左衛門 同斷長母衣
- 一、朝庭 村田覺兵衛 御番士數右衛門嫡母衣

- 一、深澤 禰津直二郎 御番士直之進嫡母衣
  - 一、清水 近藤彌吉
  - 一、小市 寺内友之進 南部坂御側御納戸多宮嫡母衣
  - 一、小瀧 鈴木爲吉 御番士肩衣
- 八月十八日竹村金吾 十九日中村元尾 服中に付乗馬無之
- 今年是中町踊狂言伊勢町大神樂並長唄下方紺屋町だし狂言紙屋町同斷荒神町だし子供相撲鍛冶町だし長唄肴町殿様行列伊勢町大のぼり地毛氈へり取文字は竹内定暗筆鍛冶町大のぼり地白ちりめんへり絰ちりめん文字は立田玄道筆中町も絰ちりめんのぼり二本かさ鉾付始て造る兩日快晴見物群集す 御役御免矢澤帶刀嫡子數馬初て御歸の節出浦半平門前におゐて平伏し直に御供の内へ交り歸宅に付不敬之趣を以差扣何帶刀三日數馬七日にて御免。
- 西澤茂台
- 西澤茂台御番入して寛政九年丁巳初て江戸詰し夫より今春迄凡八詰其内初詰より四詰迄は昔陽先生を師として經學を修す第五詰には天文学を修す第六詰には天文と弓馬故實を學ぶ此年天文は業を成たり夫より故實は

第八詰まで出精し遂に免許に至る去年は水島流故實家久留米藩臣松岡子に入門して書を寫したるも六七卷其外口傳を得しもあり且官服のきれ鑑を貫しなどは格別の扱ひ也伊勢家より傳の書。

- 騎射傳書目錄
- 笠懸之部三拾貳冊 傳書不殘相續
- 流鏑馬之部八冊 皆傳
- 犬追物之部八拾八部 皆傳
- 歩射之部十六部 皆傳には無之
- 籠やなくひ空穂之部八部寫取口傳相續
- 附鞆緒留様
- 慕目極秘 相傳
- 弓村削秘傳書
- 弓弦卷様
- 以上二部相傳
- 弓馬故實三冊 相傳
- 進退紀全部七冊 相傳

天文学修行の内夜中御門通用御免有之詰中勝手次第深

夜にも出入せり 天文師 公義天文方澁川助左衛門殿天文方手傳堀田仁助天文の達人なり此人に隨て茂台も秘奥を極めたり仁助が事三十二卷に詳なり。茂台在府毎に疾あるは水土に不應故なるよし立田子いへり去歲辛未の秋より疾を得て日に増宜しからず故に爪期に至らざるに暇を賜り四月下旬松城に歸る予行て訪はん事を欲すれ共却て勞煩ならん事を恐れて暫く見合せ居たるが或時生る鯽魚を貽りし時大に悦びて書もて謝意を述且序あらば弊盧へ立寄給へ話し度事もありと言越したり予元より訪ひ度折なれば早速行たり茂台悦び枕上に延て閑譚時を移す故實修行の事伊勢殿にて格段に取扱はれし様子

傳書初の間は一巻ヅ、借り歸りて寫し其書を返して次の一巻を借しが後に大病に至りては十巻ヅ、使にて借寄たり免許傳受の時は自身行事能はず御料理人山本孝二郎幸同門なれば同人を名代に遣し傳受せしとぞ此時孝二郎のしめ麻上下を着す傳受の祝儀として太刀馬代銀一枚を贈る。

松岡へ入門して初對面に種々故實の話をしに松岡大



に感じ扱々御修行の程感心致したり某門人も御覽の如く大勢有之候得共其許の如く故實を穿鑿したる者なし此上は何にても御尋候へ某存知たる事は少しも惜まらず御相傳申べしと云て殊の外賞美せり其上烏帽子を一ツ贈りしとぞ其後冠服の事を論ぜし時きれ鑑を取出し方一寸程ヅ、のきれを折本にはり付ありしをはしをはなして方五分ほどづゝにきりて授けたり茂台其殊遇を感じ出精して學びしが伊勢家の方の寫し物多き故松岡の方は書數多くは寫し得ずとぞ天文の師病中見廻とて茂台が方へ來り天文學を極めたる者天下に唯十一人のみなり其内に某も其許も在り今もし其許病死せば十一人の人數欠る事殘念の至り也何卒死なぬ様に被致よとて落涙に及びたり其後曠とて使もて三種を贈り來る茂台言様某社は迄の厚恩を謝し可申處諺にいふ山から里の御贈物痛入て辱しと返事せしなど委敷語り聞せぬ予は茂台が勞れを厭ひて返事のみして問尋る事なし茂台又言様某もはや東都へも行まじ此度の疾も畢竟は精力を竭したる故なるべければ今より保養をして茶會などし

て親友と交り樂まんと思ふなり此度茶器酒具も少々は求め得て歸りたれば起色を得し時一盃の酒一椀の飯を添て煎茶を進上申たし其時必ず惠來し給へなど言し調今も耳に残りて悲し。  
茂台歿して初七日に當る日山口助左衛門が宅にて茂台追善の詩會をなし朋友を集めて詩を靈前に備ふ予は詩のみ遣して行ず。  
碑の銘諸友の請にまかせ拙作せり碑面の篆書は立田紹碑の銘は立田操の筆也此文字の彫料は諸友の香貨を以て當たり百孔二百孔三百孔區々なり予は五百孔を備ふ香奩備へたる名面。  
矢澤將監 岡野内藏太 岡野彌右衛門 石倉重藏  
山口助左衛門 徳嵩恒吉 菅沼房二郎 金井新六郎  
金兒丈助 高久瀬平 關山虎之助 紙屋町 八十五郎  
此外窪田三郎左衛門、藤田爲五郎は在府なり。  
碑は五十日の法事後立つ。  
茂台清貧なる故書籍多くは自ら謄寫せり左傳國語などを始め數百卷也後度々出府せし故華本も多く求得たり

五禮通考三禮義疏三禮注疏正字通潛確類書の數枚擧すべからず後武藝懸り御家老小山田主膳より書籍みだりに散失せざる様にと西澤の親類へ内意あり。  
茂台煎茶會の料とて素焼の酒壺五ツ硝子の盃五ツを求置しを其意を繼て其家より予に酒壺二ツ盃二ツを贈れり外三通りは岡野石城立田玄道山口助左衛門に贈りしと也。

哭子正

- 其一 昔聞天愛善、今見鬼憎才、一夜南風起、茂台玉樹摧。
- 其二 舉目察三辰、閉唇吐七籛、人間未施功、地下空埋玉。
- 其三 同歲也同志、交遊三十年、一朝先我歿、斷盡伯牙絃。
- 其四 昔遊爲陳迹、事々但悲酸、春花將秋月、今自與誰看。
- 其五 不遺滿籩金、唯餘充棟卷、憐君德與名、千載令人羨。

茂台墓記

文化九年壬申五月晦故衛郎西澤子正歿年三十九舉國莫不悼惜既葬城南惠明寺先考墓側諸友相謂哀其行之不昭于後徵銘鎌原重賢哭曰嗚乎吾文豈足爲吾友之重乎然義不得辭乃序而銘之子正諱貞政號茂台稱三郎四郎少而穎悟嗜學博聞強記經目則不忘及從 五馬往來東都師昔陽先生通經義學司載澁川子極天文旨子正曰已有文事豈可无武備故旁講兵學又受弓馬故實於親衛郎伊勢子問冠服於久留米松岡子交游已汎聲名亦震在國則會講經學館四時不怠騎射法授受卒業日 第下遣使致謝伊勢子人以爲榮子正爲人質朴容顏如愚至其儀論則畏服人不甚嗜作詩文而積盈筐諸休頗具常好遊歷足跡殆半天下平居安貧不恥惡衣食專務求書貯武器所手寫書亦數百卷當其下筆四百張紙二句而書一字不苟楷正可見葬父棺槨循古居喪極哀不拘流俗其特操率此類也子正疾將歿國澁川子曰精通天文將天下止十一人子儻不起則少一焉噫可傷哉泣數行下伊勢子亦曰吾家世教授門人頗衆而研究若子者祖父以來不過三人已今子疾危爲道自愛其爲人見愛如此子正自



作其考墓表祖先事蹟及仕吾 松城之由具焉娶山岸氏生  
男尙幼銘曰。

聞道而歿雖天猶壽名立德馨永足不朽

墓面 故衛郎茂台藤君之墓

碑石高一尺九寸幅七寸厚六寸

法名 軌譽賢亮居士

菩提所は大英寺也望に依て惠明寺に葬る大英寺空洞上  
人引導なり。

### 朝陽館漫筆卷之三十三

### 朝陽館漫筆卷之三十四

文化  
壬申

#### ○城下諏訪宮再建

老第下(眞田幸弘)より御内意あり八田嘉右衛門懸りにて今  
茲三月末より地形築初む天明中焼失せしより凡二十五  
年目にて再建あり練光寺願の通被仰付御家中町方御領  
分勸化御免あり御家中町は志次第金銭もあり品もあり  
御領分は高一石に付て五厘懸り御代官にて取集めあり、  
寄進人足氏子方は勿論其外近在川田中澤雨宮森倉  
科邊までも出す。地形の砂利は伊勢宮河原より取る。  
元來社地は町並より三尺も低かりしを一面に築立拜殿  
より本社の方は其上に高く築く、石垣の大石は鳥打加  
賀井長禮東條平林清野岩野邊より引出す皆在町の寄進  
なり此大石一日に引付たるもあり二日三日懸るもあり  
人足は石によりて三百人懸るもあり五百人懸るもあり  
皆我一番の大石を寄進せんと競ひて殊の外賑やかなり  
夜に入ては通り筋の町々にて家毎に軒端に懸挑灯をか

け高張挑灯二十餘張を先に立手挑灯は四五百張も出る  
ゆゑ通り筋は白晝の如し其度毎に見物群集せり。御普  
請中人足へ八田より酒と饅頭を出す大石を引日は嘉右  
衛門も其所に行て見物し指揮をなし酒まん頭は勿論な  
り其外辨當とて握飯煮染等を出す自らも其品を一同に  
食す宅よりは嘉右衛門が辨當は別に箱に詰て贈りしを  
ば其儘返して食はず又雨の日合羽を着し傘さして行し  
が人夫の雨具なきを見て忽ち合羽も傘も僕に渡して人  
夫と同一に雨にぬれ歸りしなど人々感じあへり昔日松城  
の石垣に大石を引し時のことはいざしらず御入國以來  
此度の如き大石を引し事此松城には始めてなりと人々い  
へり 第下より金五十兩御紋付幕二張御供米拾表人足  
千人老第下より金百兩是は去年の春御寄進御紋付幕二張御供米  
十俵御親筆の額御寄進あり、胴築も町内の寄進人足な  
り二重櫓にて下と櫓の上にて踊せし日もあり、九月十  
一日棟上此時御家老衆へ神酒勸化懸り御代官御勘定役  
其外八町の役人へ赤飯を送る當日出たる人足三百人計  
へ晝飯出す地祭八月廿四日遷宮九月廿一日曉七時古宮



より鏡屋町通り木町へ出伊勢町を下り鳥居より本社へ  
入せ給ふ肴町より田樂燈籠に櫻の花作り下げたるを二  
十張出す練光寺高張二つ八町高張十六練光寺法印神主  
禰宜巫女は何れも装束八町の町人麻上下或は羽織袴に  
て御供す本殿へ入給ふ時不殘火を滅す廿一日より廿七  
日迄七日の間御祭町 内八毎夜軒毎に懸け挑灯。廿一  
日遷宮相濟第下より御代參畢る大般若次に舞、樂もあ  
り、肴町大神樂廿二日雨天廿三日鍛冶町踊狂言旅芝居  
役者呼寄番付箱根蓮花、八朔梅所作同町寄進五色五  
布吹流二本高張挑灯四張荒神町勸進相撲四柱染暮油障  
子等本式に辻を立勸進角力取も三四人其外近郷より大  
勢來る此相撲場は此度雷電に請て許しを得て立たる由  
是より年々御射山祭に角力寄進するよし此度來る角力  
取一人に貳百孔づゝ遣はすと也此度の費用金十五六兩  
と云廿四日紙屋町踊狂言番付銅金茂右衛門戻り駕籠所  
作同町寄進胴赤高張二本廿五日中町踊狂言番付二つ  
蝶々、菅原、近江源氏同町寄進鐵輪十二灯廿六日踊狂  
言番付菅原、一ノ谷、吉原雀所作廿七日紺屋町踊狂言

番付箱根蓮花八朔梅所作、戻り駕籠所作、同町寄進  
五色七端吹流二本高張挑灯二張、社内にのぞき目鏡二  
つ、馬喰町大八車に御供米俵十三積其上に五六尺の萬  
度御祓上に櫻花の枝垂、大神樂、其外近在にて中澤東  
福寺小森會森邊より日々大神樂來る。狂言見物の棧敷  
拜殿の北の方兩側に高棧敷を懸御家中初見物群集す予  
が家へも町内世話人來りて棧敷懸たる由を告るに付小  
兒遣し見物さす矢澤氏御家老三奉行道橋等の棧敷も懸  
て七日の間一日づつ案内せし由御家老衆申合せ禮服本  
供にて祭中早朝に參詣あり予は室老抗全卯右衛門を代  
參に遣はす矢澤氏も室老を遣はせし由話さる。御家中  
の寄進物追て記すべし予は赤地金欄神帳一對を獻す裏  
は白麻なり仕立は八田に托す裏書金兒丈助筆。

謹 獻  
神 帳 壹對

諏訪上下大明神 座前

文化九年壬申秋九月吉日

鎌原主稅滋野重賢稽首再拜

裏の麻三布と小幅一布なり  
たけ五尺ばかり兩方裏書同様也

赤地金欄紋柄一段は龍の丸一段は花と瓜の様なる唐草  
一段交也 價精金貳枚  
白銀貳錢捌分

紫縮緬の袂子に包み黒塗の台にのせ長持に入紋付油單  
懸け練光寺へ遣す宰領一人持人兩人使者室老抗全卯右  
衛門練光寺鑑司より受取書取て歸る此神帳遷宮の時神  
輿を包みて社内までねり本殿に遷し奉り即時に神位の  
前にかれたり廿日の夕方  
奉納す。

覺

一赤地金欄神帳 壹對

右は當社諏訪上下大明神宮殿再建付被成御奉納謹請  
取申候。

神前に奉納可仕候以上。

文化九年壬申九月廿日

練光寺鑑司印

鎌原主稅殿御使者杭全卯右衛門殿

廿九日 第下御參詣御本供也。七五三御供盛物御料理  
人より奉納山本孝次郎頭取也是は此末年之御射山祭の  
時は其儘備る積りにて長持五棹新に作り納め置と也。

○越後春日山日記

春日山日記曰武者五十騎の備とする事一郡の人数全備  
するを以てなり是を下語にイロハ備と云戦法の立所の  
本也、馬上五十騎六人連にして上下三百五十弓鐵砲長  
柄俱に足輕百廿人馬印幟持鎗是を三者三十人下夫二十  
人右都合メ五百五十人、陣補子拾人二人連にして上下  
三十人、荒子廿人、子卿五十人、夫馬五十疋以上小荷  
駄方百五十人馬數百疋都合七百の積り是右に記す如く



俗に唱てイロハ備と云是を本として五千六千乃至一  
十萬廿萬の人数も手配りすべし是戦法の眼目也口傳  
武前にて心得もなく玉あまた矢數多渡すべからず兼て  
相定ることく矢は十筋或は十二本玉は五放の外渡すべ  
からざる事。

戰に臨て四十間にして鐵砲を打しむべし物前にて玉藥  
を渡す事大概六放と心得べし六ツの内三ツ程ならでは  
打放さぬもの也併一櫓に拘べからず。

近世鐵砲盛になり弓は跡を詰るなり詰るとは鐵砲放て  
折敷跡を射る事也弓は十間二十間三十間迄の矢業也鐵  
砲は五十間より百間迄も自由なり。

追討の驗三ツより上取事却て貪の働たるべき事。  
長柄は柄三間是法也微力なれば二間半或は二間一尺に  
もすべし身は五寸より六寸迄も可なり柄は打柄を肝要  
とすれ共櫓を用ゆべし或はフシホテミツ子も能揉て用  
ゆべし石突は先をするどにしたるに利有り又云石突に  
あけ緒を用る口傳。士大將人数格の事大概千の人数手  
捌は馬上五十騎としるべし五十騎を進退する侍大將吾

領地近邊にて相戦時は雜兵千に及べり他國へ押出る時  
は雜兵七百餘と知るべし人数積りの大法なり。  
東國は地廣大也奥州一國の地界は九州の地に倍す。  
謙信曰總て武士戰場に於て討ち吾又討死する事も皆是  
武士の家業也去に依て戰場におゐて我親或は愛子兄弟  
杯を敵に討れても若敵味方和睦の上にて彼の親子兄弟  
を打たる人を我又敵なりと號して仇討に及ぶ徒は大な  
る武道の本意を知らぬ次第なるべし子細は我全く恩を  
報ぜん爲戰場に出運命盡るを以て討死す然るに何ぞ討  
れたる人を怨讐の思をなさんや最初治承年中畠山次郎  
忠重相州衣笠の城を攻落し三浦介義明を討取れり然る  
に頼朝天下統一統の後鎌倉におゐて義澄義盛を始として  
三浦の人々重忠と對座すといへ共畠山河越の一族に怨  
讐の思をなす事なし是を以て後代の將士共に心得有べ  
きなり。

○女手形

金井善兵衛繁政所藏

別所之足輕與兵衛女房身代に小判五兩仁分請取申候  
なさけをかけ御遣可有之彼女女落請取申候櫻井市左  
衛門手形を渡し申候仍如件。

とり十二月九日

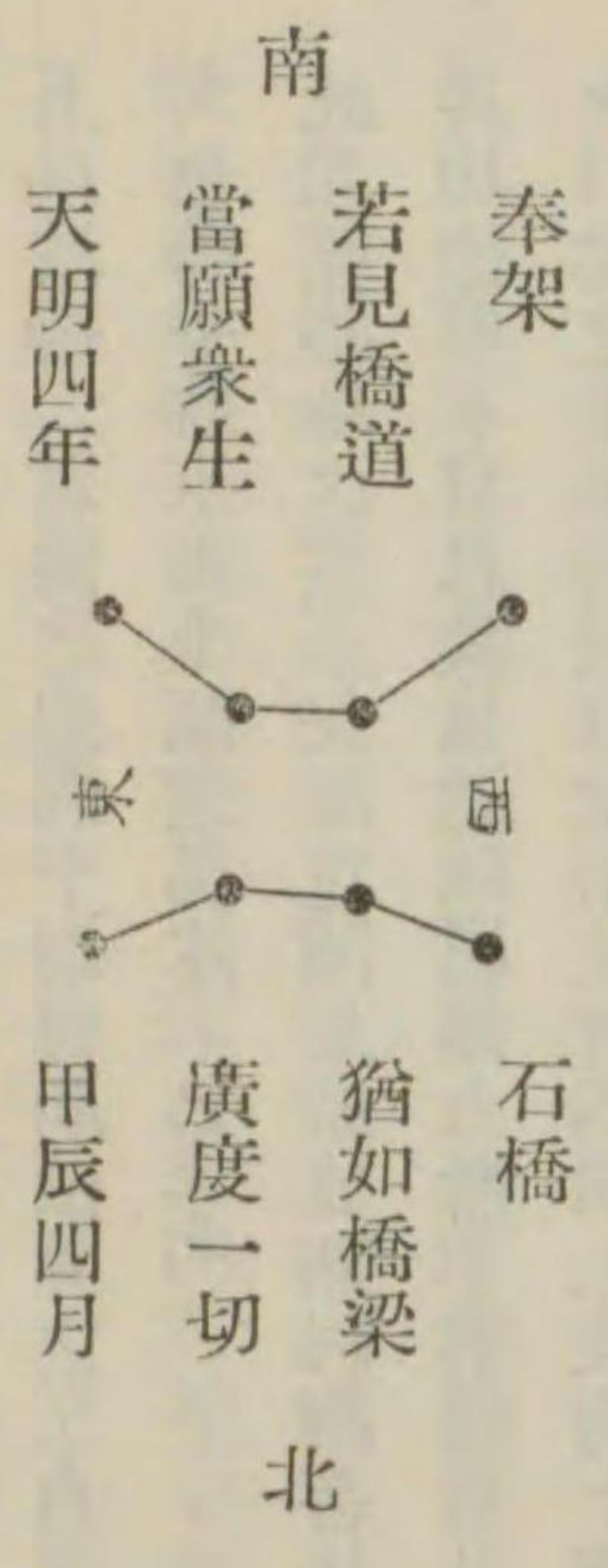
出 浦



金井善兵衛殿

○長國寺石橋銘

長國寺(眞田家)御靈屋前石橋銘千丈和尚(欄干の柱に彫)



尙長國寺御靈屋前の石灯籠二基は望月治部左衛門行晃  
猷する所にして銘は千丈和尚也北を始とし南を終とす  
西面に左のことし南北二基共に同じ

猷 燈 望月行晃

銘は北より書初め東中南終二基共に同じ

五宇祠堂多歷星霜丹腹減色金碧失光 侯命有司其姓  
爲望鳩工繕修區畫有方從其宜從粧其宜粧隆其基址嚴  
其門墻弊者以補弛者以張傾者復正危者再康功績既成  
勒名棟梁慶讚自表猷燈 靈場蓋昔經始其翁重行爲時  
執政任之(是行マデ北ノ灯籠)  
紀綱繫祖與孫接踵聯芳前後幹蠱忠孝双彰蔽葦以豈  
翅甘棠 武運盤石焉有封疆況灯爲德難得稱揚幽明兩  
資永施禎祥。

維時天明甲辰四月二十三日

本山十七世住持比丘

千丈實巖謹銘

長國寺佛殿再建に付恩田木工灯籠二基を猷す銘。

石灯籠銘并記

海津城頭之東紺苑寶宇存焉崛起半天福報人天之蘭若  
也元和年間卜而移小縣之香刹於茲矣爾來享保四年再  
造焉事詳於先師上梁記歲久幾乎傾圮於是 大檀公  
有重新之命執政 恩田宣民幹之蠱矣經始於文化六年  
巳已落於翌年庚午粉壁彫梁壯嚴結構輪奐改觀會有東



都藩邸築營之急以故本山修治之終功遲留積日至於同曆壬申有司已於事而竣神佛之擁受不待言而可知也  
宣民喜捨燈籠兩石基以獻之奉答累代之渥 寵光榮覺城之嚴好照見闔域之失路此祈福智之莊嚴武門之久昌上以波揚 君海之恩滴下以資助法界之三有其功德廣大也嗚呼將來得坐此道揚休 已上北  
此光照心地之慧苗長而花開果結成熟阿耨菩提之道則其功德更不可思議也遂以屬銘山僧不堪隨喜乃爲之銘々曰侯之植福場濱海津信域僧銅洞上秉均卜移勝地金繩界畛梵刹歷歲柱礎幾煙棟宇差脫理在更伸勢難仍舊命營老臣鳩工撰匠有司得人功豈愆素課何違辰紺苑故革實殿鼎新有倍元无碍於落於醇令不亂行法不容塵幹蠱繼祖忠孝俱甄紀綱督極政務重仁甘棠以咏 武運不磷恩氏效績區勝而陳厥喜心著獻灯表眞永輝光焰破暗資神因播果熟德香曷泯慶讚岡幣億万斯春休祥自垂幽明兩珍。

于時文化九龍次壬申仲夏吉旦  
當山現住陽山良噉謹銘

○八歳の幼女の産

九月十九日付東都より來書。(詳細卷三十六に有)  
下總國在方にて八歳に相成候娘致懷妊此節安産にて男子出生之由風説御座候何たる珍説にや怪談と存候處一昨日養元咄に實説之趣に相咄候地名は不承候御代官所にて江戸表へも御届有之見届も參候由見届に參候人に承候由に御座候八歳には大がらに御座候由四歳の時より經行有之由快氣の上江戸表へ罷出候由に御座候。  
下總國相馬郡藤城宿百姓三吉厄介忠兵衛娘とや八歳にて當月三日朝男子産申候。

高五斗八升六合所持仕候 三吉  
三十八歳 忠兵衛  
三十歳 同人妻 よの  
八歳 忠兵衛娘 とや  
右とや儀四歳にて月水に相成候付醫師へ爲見候處病氣之由申候然所當春々段々腹大きく相成候間醫師へ見せ候處是も又病氣の様に申候が追日乳色付候付猶

又醫師へ爲見候處懐胎に相違無之由申候幼年の儀故安産は仕間敷旨醫師申候間氣遣居候處當月二日夜の腹痛仕翌三日之早朝男子出生仕候よし乳も有之候由出生之小兒形骸何にても大人之子之通に候得共髪毛長く黒く候由右當八日御領主土屋洽三郎様爲見分御郡奉行矢田部久左衛門罷越申候並に醫師村役人の口書を取十四日御届有之候由。

九月十九日 下座見 佐藤 仙八

○石倉重藏口上書

三月中一覽之節石倉重藏御目付へ差出候書付。

口上覺

腰廻居合御一覽之節前島七郎左衛門弟唯今迄矢澤帶刀矢島源二左衛門弟與一同罷出候處右三人門弟大勢に罷成一日に難相濟七郎左衛門門弟來る廿二日最初に罷出候様被仰渡候旨鈴木彌惣左衛門以來私門弟小勢に御座候間來る廿日源二左衛門帶刀門弟罷出候次へ罷出度奉存候自然不相成候御儀御座候はゞ廿二日

私門弟罷出候次へ七郎左衛門門弟罷出候様仕度奉存候兩様之内何卒御聞濟御座候様被仰立被下候様奉頼候處最早一統御觸相濟候上被仰立難被下旨御尤奉存候右兩様之内に被成下候様押て奉願候義には無御座候濱右衛門死後未熟の私指南仕罷在候義付先例之趣に御取扱不被成下候ては往々流義衰微の端に罷成候付此段相敷無據奉願候御勘辨可被下候右願通被成下候はゞ私儀は勿論同門之者一同難有仕合奉存候此段宜敷主膳殿え被仰上可被下候奉願候以上。

三月十一日 石倉重藏

竹内 源兵衛様  
彌津 要三郎様

石倉重藏申立候趣一已之存寄にては尤と可存候得共是迄前島七郎左衛門腰廻門弟之儀此度七郎左衛門師範相立候義人數も多勢にも可相成候付腰廻居合見分一日之處を兩日に引分候迄之事一日に相濟候得ば矢張七郎左衛門門弟帶刀源二左衛門門弟之次へ出候事に候只一日を兩日に引分候て而已之事に候得ば敢て



是迄に相違の場も無之事に付重藏申立通難聞濟候且  
又右等上ノ申渡候義を兎や角申立候事如何敷事に候  
右之趣重藏へ申別紙口上書可被指戻候。  
右之通被仰渡候付其段源兵衛ノ重藏へ申含。  
四月中重藏御目付へ指出候書面

口上覺

私儀去年中無樂流居合鈴木濱右衛門師跡相續師範仕  
候段申立仕候處故障之儀御座候付此度永帳鈴木爲吉  
方へ指戻申候右に付師跡は爲吉方へ指戻申候右に付  
師跡は相止門弟御座候間一己の師範仕度奉存候此段  
宜被仰立可被下候頼入存候以上。

四月九日

石倉重藏

金井長三郎様

竹内源兵衛様

○長國寺入佛役人

長國寺御普請出來に付入佛<sup>六月</sup>十九日 同寺話

御家老 恩田 木工 同 恩田 靱負

御用人 河原 左近 同 金井 左仲  
職奉行 竹内藤馬<sup>職方加役御師</sup> 岡七郎<sup>町奉</sup>右衛門  
御郡奉行 菅沼九左衛門<sup>御普請中</sup> 侯 吉五郎<sup>御奉行</sup>  
御普請奉行 大島太右衛門<sup>御目付</sup> 關山 三彌<sup>御供兼</sup>  
御目付 金井新六郎 御代官 關山 藤三郎<sup>御供兼</sup>  
御代官 近藤 最角

入佛九時相濟御位牌御遷座之節御徒目付<sup>膳食</sup> 壹人御徒士  
二人其外前文の面々御供長國寺和尚同斷。兩殿様御代  
香恩田靱負。

朝陽館漫筆卷之三十四終

北信郷土叢書刊行會々規

第一條 本會ヲ北信郷土叢書刊行會ト稱シ事務所ヲ長野縣埴科郡松代町大平喜間多方(電話松代五六番振替口座長野第四〇六四番)ニ置ク。

第二條 本會ハ北信地方ノ郷土資料ヲ蒐集シコレヲ刊行シテ會員ニ頒布スルヲ目的トス。

第三條 本會ノ會員タラントスル者ハ申込金六拾錢ヲ添へ本會ニ申込ムベシ

第四條 叢書ノ刊行ハ年六回(隔月)ノ豫定トシ毎冊菊版百五十頁内外トス。

第五條 會員ヨリハ配本一部毎ニ會費トシテ金六拾錢ヲ徴收ス。

附 第一期計畫ハ十二卷ヲ以テ完了ス。申込金ハ最終ノ會費ニ充ツ。



215  
239

昭和十年六月十日印刷納本  
昭和十年六月十五日發行

(非賣品)

版權  
所有

編纂兼  
發行者 北信郷土叢書刊行會

右代表者 大平喜間多

印刷者 大日方利雄

印刷所 信濃毎日新聞株式會社

長野縣埴科郡松代町

發行所 北信郷土叢書刊行會

振替口座長野四〇六四番

北信郷土叢書刊行會  
昭和十年六月十日印刷納本  
昭和十年六月十五日發行  
北信郷土叢書刊行會  
右代表者 大平喜間多  
印刷者 大日方利雄  
印刷所 信濃毎日新聞株式會社  
長野縣埴科郡松代町  
振替口座長野四〇六四番



215  
239



